

第1節 庶務部・経理部・施設部

第1項 京都帝国大学の創立

明治29(1896)年3月に「京都帝国大学創立計画ニ関スル諸案」による予算案が第9回帝国議會を通過し、京都帝国大学は明治30(1897)年6月18日に勅令第209号をもって設置された。同日勅令第211号により京都帝国大学官制が公布された。

明治30年9月には、理工科大学が開設され、土木工学と機械工学の2学科が設置された。明治32(1899)年9月に法律学科と政治学科からなる法科大学と医学科からなる医科大学が開設され、明治36(1903)年4月には、福岡医科大学が開設され、明治39(1906)年9月には、哲学科、史学科および文学科からなる文科大学が開設された。

1. 管理運営

a 総長

帝国大学令には、帝国大学を総括し、帝国大学内部の秩序を保持すること、評議會を召集しその議長となることと、総長の職務が一般的に定められていた。

さらに、「京都帝国大学総長職務規程」(明治30年7月14日制定、文部省訓令)によれば、総長の職務は、高等官の除服出仕暇願を許可すること、高等官の内地出張を命じること、高等官の事務分課を命じること、毎会計年度に前年の功程を報告すること、さらに文部大臣の許可を得て行うべき事項として、学科課程の設定変更に関すること等9つの事項があげられていた。

京都帝国大学総長職務規程

第一条 高等官ノ任地外居住除服出仕暇願及高等官他官庁其他ノ事業囑託ニ応スルノ願ハ文部大臣ノ委任ニ依リ総長之ヲ判行ス

高等官ヲ内地ニ出張セシムルハ総長ノ判行ニ任ス

第二条 総長ハ高等官ノ事務分課ヲ命スルコトヲ得

第三条 総長事故アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ經テ高等官ヲシテ其事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第四条 左ノ事項ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケテ後施行スヘシ

第一 学科課程ノ設定及変更ニ関スル事

第二 規則ノ設定及変更ニ関スルコト

但委任条件ノ範囲内ニ於テ処務細則ヲ設クルハ此ノ限ニ在ラス

第三 授業料試験料其他諸収入金ノ定率ヲ定ムル事

第四 外国人ヲ雇入レ其契約ヲ定メ若クハ契約期限内ニ雇ヲ止ムル事

第五 地所及建物ヲ増減スル事

第六 歳入歳出予算ニ依ルノ外新ニ義務ヲ負担シ及權利ヲ棄却スル事

第七 経費中ノ目ヲ流用スル事

第八 八日以外臨時休業スル事

第九 右ノ外例規ナキ重大ノ事件ヲ処置スル事

第五条 総長ハ毎会計年度ノ終ニ於テ前年ノ功程ヲ具ヘ文部大臣ニ報告スヘシ

b 評議会

明治32(1899)年9月、法科大学、医科大学の設置に伴い、帝国大学令(明治19年勅令第3号)第6条の規定により評議会を設置することとなった。評議会の構成員は、木下広次総長、坪井次郎医科大学長、中沢岩太理工科大学長と各分科大学教授各1名の計6名であった。すなわち、各分科大学毎に教授の互選により1名の評議員を選出する必要が生じたため、「京都帝国大学評議員選挙手続」(明治32年10月3日達示第11号)が定められた。この規定により各分科大学は、評議員の選挙を行い、法科大学教授巖谷孫藏、医科大学教授猪子止戈之助、理工科大学教授久原躬弦が選出され、10月31日に評議員に任命された。

第1章 事務局

第1回評議會は、明治32年11月24日に開催された。この日の議按は、「京都帝国大学評議會規程制定ノ件」であり、審議の上修正を行い、承認された。

評議會で承認された「京都帝国大学評議會規程」は、11月25日付で総長から文部大臣に制定の伺いを行い、12月28日文部大臣樺山資紀から許可を得た。

帝国大学令(抄)

第六条 帝国大学ニ評議會ヲ設ク

評議會ハ各分科大学長及各分科大学教授各一名ヲ以テ会員トス

帝国大学総長ハ評議會ヲ招集シ其議長トナル

第七条 教授ニシテ評議員タルモノハ各分科大学毎ニ教授ノ互選ニ依リ文部大臣之ヲ命ス

前項ノ評議員ハ三箇年ヲ以テ任期トス但満期ノ後互選セラルルコトヲ得

第八条 評議會ハ左ノ事項ヲ審議ス

第一 各分科大学ニ於ケル学科ノ設置廃止ノ件

第二 講座ノ種類ニ付諮詢ノ件

第三 大学内部ノ規制但勅令又ハ省令ヲ発スルノ必要アルモノハ其建議案

第四 学位授与ノ件

第五 其ノ他文部大臣又ハ帝国大学総長ヨリ諮詢ノ件評議會ハ高等教育ニ関スル事項ニ付其ノ意見ヲ文部大臣ニ建議スルコトヲ得

京都帝国大学評議員選挙手続

第一条 評議員選挙ハ各分科大学ニ於テ執行シ当該学長之ヲ管理ス

第二条 投票ハ無記名トス

第三条 事故アリテ選挙場ニ出席スルコト能ハサル者ハ其届書ト共ニ投票ヲ緘封シテ管理者ニ送付スルコトヲ得

但開票後ニ到達シタル投票ハ無効トス

第四条 投票ノ最多数ヲ得タル者ハ之ヲ当選人トス

投票同数ナル時ハ年長者ヲ以テ当選人トシ同年月ナルトキハ任命ノ順序ニ

依り之ヲ定ム

第五条 当選人ハ兼任教授ノ外之ヲ辞スルコトヲ得ス

第六条 当選人確定シタルトキハ学長之ヲ総長ニ報告スルモノトス

京都帝国大学評議会規程

第一条 京都帝国大学評議会ハ総長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ評議員二名以上ノ要求アルトキ之ヲ開クモノトス

第二条 議案ハ議長ヨリ之ヲ評議会ニ付スルモノトスル

第三条 評議会ハ評議員半数以上出席スルニアラサレハ開会スルコトヲ得ス

第四条 総長ハ必要ニ応シ評議員ニアラサル者ヲシテ其意見ヲ評議会ニ於テ陳述セシムルコトアルヘシ

第五条 議事ノ顚末ハ書記官之ヲ記録シ総長ハ其要項ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

2. 事務組織

a 創立時の事務組織

明治30(1897)年6月18日、勅令第211号をもって「京都帝国大学官制」が定められ、事務組織については次のとおり定められた。

京都帝国大学官制(抄)

第一条 京都帝国大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

総長

書記官

舎監

書記

第三条 書記官ハ専任一人奏任トス総長ノ命ヲ承ケ庶務会計ヲ掌理ス

第五条 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス

京都帝国大学及分科大学書記ハ通計専任二十七人ヲ以テ定員トス

6月28日、文部省参事官中川小十郎が京都帝国大学書記官に任命された。また、同日から文部省専門学務局の一隅に仮事務所を設けて西田由を庶務課長に、大鐘暢を会計主任として本学の事務を開始した。

第1章 事務局

授業開始が50日の後に迫った7月21日、文部省に寄寓していた仮事務所は閉鎖されたが、第三高等学校の建物がまだ譲り受けられていなかったので、7月25日、やむなく看護婦寄宿舎に使用するために購入してあった旧中山邸(現在の病院構内)に事務所を開いた。

8月には第三高等学校の建物がほぼ完成したので、本館の西半および事務所を譲り受け、本学事務所をその西階下に移した。

7月25日、本学事務分課規程を文部省に提出、8月18日認可され、9月3日達示第2号をもって「京都帝国大学分課規程」が定められた。

京都帝国大学分課規程

第一条 本学ニ庶務課会計課ヲ置き其事務ヲ分掌セシム

庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 機密事務ニ関スルコト
- 二 総長官印及学印ヲ管守スルコト
- 三 職員ノ進退身分ニ関スルコト
- 四 雇外国人ニ関スルコト
- 五 教務ニ関スルコト
- 六 学生ニ関スルコト
- 七 図書ニ関スルコト
- 八 文書往復ニ関スルコト
- 九 記録編纂及保存ニ関スルコト
- 十 統計報告ノ調整并官報掲載ニ関スルコト
- 十一 他ノ主掌ニ属セサル事務ニ関スルコト

会計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 経費及諸収入ノ予算決算并会計ニ関スルコト
- 二 官有財産及物品ニ関スルコト
- 三 営繕ニ関スルコト

第二条 各分科大学及図書館舎監室ニ於テハ第一条ニ規定セル事務ノ主任ヲ置き之ヲ分掌ス

第三条 各課ニ掛ヲ置き其事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第四条 各課ニ於テハ総長ノ認可ヲ受ケ便宜細則ヲ設クルコトヲ得

庶務課は、西田課長以下5名で、会計課は、大鐘主任と、その下に書記2名で分課規程に定められた創立期の事務を遂行することになった。なお、会計主任大鐘暢は、9月17日会計課長に就任した。

京都帝国大学分課規程では掛を置くことができていたが、当時は掛を置かず適宜事務を分掌していた。

明治33(1900)年12月31日現在、その他職員としては、巡視8名、給仕1名、小使6名であったようである。

事務分掌規程の会計課の中に営繕に関することを所掌すると規定されている。建築工事は、文部省の直轄により行われており、文部省会計課建築掛の技師が担当していた。

明治30(1897)年から明治39(1906)年までの官制定員改正の一覧は、次のとおり。

表2-1-1 官制定員改正一覧表(明治30～39年度)

官 制	明治30	明治31	明治32	明治33	明治34	明治35	明治36	明治37	明治38	明治39
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
総 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教 授	57	57	57	57	57	59	65	69	76	90
助教授	16	16	17	24	26	29	34	37	39	36
助 手	28	28	28	37	44	50	80	91	96	108
書記官	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
舎 監	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
書 記	27	27	27	27	27	27	33	28	28	30
計	131	131	131	148	157	168	216	229	243	268

注 舎監は、明治37年から学生監に改められた。

b 事務規程の整備

明治30(1897)年9月3日、達示第5号をもって本学巡視、給事および小使の服務を規定した「京都帝国大学巡視以下服務通則」が定められた。

京都帝国大学巡視以下服務通則

第一条 毎朝出勤シタルトキハ巡視給事ハ庶務課ニ備ヘタル出勤簿小使ハ巡視詰所ニ備ヘタル出勤簿ニ捺印スヘシ

第1章 事務局

但遅参ノ節ハ巡視及給事ハ庶務課ニ小使ハ巡視ニ其事由ヲ陳述スヘシ

第二条 病氣等ニテ出勤シ難キトキハ出勤時限マテニ庶務課宛ニテ届書ヲ差出スヘシ

但二日目ヨリハ病名ヲ記入スヘシ一週日以上ニ至レハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

事故止ミテ出勤スルトキハ出勤届ヲ差出スヘシ

第三条 出勤中ハ制服ヲ着用スヘシ

但五月十五日ヨリ夏服十月十五日ヨリ冬服トス

第四条 毎日取扱ヒタル事件ハ交代ノ節遺漏ナク引継クヘシ

第五条 飲食ハ総テ食堂ニ於テシ吸烟ハ吸烟所ニ於テスヘシ

但夜中ハ各自ノ控所ニ於テスルモ妨ナシ

第六条 学中ニ於テ遺失物ヲ見当ルトキハ直ニ現品ヲ巡視ニ引渡し其見当リタル場所及時刻等明細ニ申出ツヘシ

第七条 巡視給事小使ハ退庁ノ際一応其旨(巡視給事ハ庶務課ニ小使ハ巡視ニ)ヲ申出テ認許ヲ受クヘシ

第八条 職務上ニ就キ氣付ノ廉アルカ又ハ情願ノ事アルトキハ巡視給事ハ直ニ庶務課長ニ小使ハ巡視ニ申出テ巡視ニ於テ至当ト認ムルトキハ之ヲ庶務課ニ申出ツヘシ

第九条 本学非常又ハ近火ノ節非番ノ者ハ直ニ本学ヘ駆付クヘシ

第十条 巡視以下服務定時間ハ本学執務定時限前一時ヨリ同時限後一時マテトス

また、巡視、給事および小使の職務については、上記の通則のほかに次の規程が定められ、職務遂行上の細部が規定されている。

巡視服務概則(明治30年9月3日達示第6号)

京都帝国大学巡視服務心得(明治30年9月5日達示第10号)

給事心得(明治30年9月4日達示第7号)

小使服務心得(明治30年9月3日達示第8号)

明治30(1897)年9月5日、達示第9号をもって、本学執務時間以外において臨時に起きた事務の処理および本学の警備のため、「京都帝国大学宿直規

程」が定められた。

明治31(1898)年10月3日「京都帝国大学事務官委任条項」が制定され、庶務、会計において、総長の決裁を経ることなく処理できる範囲が定められ、執務に当たった。

会計事務では、明治30(1897)年9月22日「京都帝国大学物品会計細則」により、物品の分類ならびに物品出納簿、備品明細簿等の様式が、定められた。

明治31年9月分科大学や図書館等の増設に伴う会計事務の増加に適切に対処するため、「京都帝国大学会計事務取扱要規」、同取扱手続を定め、京都帝国大学会計事務取扱要規においては、書記官、各分科大学長、医院長、図書館長および舎監に一定金額以下の予算の執行等を分任することができることとし、その取り扱いは、京都帝国大学会計事務取扱手続によっていた。概算書の提出手続き、文部大臣から決定の訓令を受けたときは訓示すること、各部訓示概算額に基づき歳入歳出予定調書を書記官に送付すること、などのほか購入手続きについては、

「第十四条 物品購買手続ハ左ノ各項ニ拠リ取扱フヘシ 一、一廉百円未満ニ係ルモノハ…(中略)…当該部長ノ決裁ヲ経テ購入ノ手続ヲ為シ現品領収ノ上…(中略)…一、一廉百円以上五百円未満ノモノハ前項ノ手続ニ準シ費用積書ヲ製シ当該部長ノ検印ヲ受ケ書記官ヲ経テ総長ニ決裁ヲ受クヘシ」とある。そのほか外国注文の手続きなどについても規定し、委任の範囲を定めていた。

3. 学 務

a 分科大学

明治30(1897)年6月18日勅令第209号をもって京都帝国大学を設置し、その分科大学は、法科大学、医科大学、文科大学および理工科大学とし、分科大学および分科大学中の各学科開設の時期は文部大臣がこれを定める旨公布された。

第1章 事務局

同年8月28日、各分科大学における学年、学期、入学、在学、試問および卒業等について一括して規定した「京都帝国大学分科大学通則」が定められた。

京都帝国大学分科大学通則の大綱は、次のようなものであった。

1. 学年は、7月11日に始まり翌年7月10日に終わる。
2. 学期は、春秋の2学期。
3. 入学時期は、毎秋期学期のはじめ1回。
4. 入学資格は、高等学校大学予科の卒業者等。
5. 最短在学年限は、3学年。最長在学年限は、6学年。
6. 試問は、科目試験と卒業試問。
7. 卒業者は、法学士、医学士、薬学士、文学士、理学士、工学士を称することができる。
8. 聴講生、特待学生

聴講生は、学生資格を有しないが、分科大学の科目中、1科目又は数科目の講義若しくは実験に出席することができる者であり、特待学生は、分科大学教授会で、学術優等で品行方正な学生として選考された学生である。なお、特待学生は、授業料は徴収されなかった。

9. 懲戒は、譴責、停学、放学の3種類。

各分科大学の教科科目およびその履修方法等については、分科大学ごとに次のとおり定められた。

(1) 理工科大学

明治30(1897)年6月23日、文部省令第8号をもって、理工科大学は同年9月11日から開設し、土木工学科および機械工学科の2学科を置く旨公布された。

同年8月28日、理工科大学における教科科目を規定した「京都帝国大学理工科大学土木工学科及機械工学科課程」が定められた。

(2) 法科大学

明治32(1899)年7月4日、文部省令第35号をもって、法科大学は同年9月

11日から開設し、法律学科および政治学科の2学科を置く旨公布された。同年8月1日、法科大学における教科科目およびその履修方法、在学年等を規定した「京都帝国大学法科大学規程」が定められた。

(3) 医科大学

明治32(1899)年7月4日、文部省令第35号をもって、医科大学は同年9月11日から開設し、医学科を置く旨公布された。

同年8月2日、医科大学における在学年、卒業論文等について規定した「京都帝国大学医科大学規程」および教科科目を規定した「京都帝国大学医科大学学科課程」が定められた。

(4) 文科大学

明治39(1906)年6月11日、文部省令第10号をもって、文科大学は同年9月11日から開設し、哲学科、史学科および文学科の3学科を置く旨公布された。

同年9月16日、文科大学における教科科目およびその履修方法、在学年等について規定した「京都帝国大学文科大学規程」が定められた。

明治30(1897)年に制定された京都帝国大学分科大学通則は、制定時には理工科大学のみが設置されていたが、その後、法科大学および医科大学の設置に伴い、実情にそぐわない個所を修正する必要が生じた。特に分科大学通則は理工科大学を基本としているため、在学期間を3～6年としているが、法科大学および医科大学の在学期間は4～8年であり、これらの分科大学規程中では、通則のそれらの条項を適用しないとの除外規定を設けなければならなかった。

このため、明治37(1904)年9月1日に新たに「京都帝国大学通則」を制定し、同時に分科大学通則を廃止した。

新通則は授業・試問などの事項については、大部分を分科大学規程に委ねることとして、これらに関する規定を削除した。

京都帝国大学通則の大綱は、次のようなものであった。

1. 学年は、9月11日に始まり翌年9月10日に終わる。

第1章 事務局

2. 入学時期は、毎学年のはじめ1回。
3. 入学資格は、高等学校大学予科の卒業者等。
4. 授業、試問に関することは、各分科大学で定める。
5. 卒業者は、法学士、医学士、文学士、理学士、工学士を称することができる。
6. 授業料は、年間35円。
7. 懲戒は、譴責、停学、放学の3種類。
8. 選科生、外国学生

聴講生は、分科大学所定の科目を選択して修学する者であり、外国学生は、外国人で明治34(1901)年文部省令定めるところにより入学を許可された者。

9. 大学院

入学資格は、分科大学の卒業生。在学期間は1年以上。研究料は、年間35円。

10. 奨学資金

大学院生および分科大学学生に対する奨学資金制度であり、給費と貸費の2種類。

b 大学院

明治32(1899)年2月21日に京都帝国大学分科大学通則とは別に、大学院における学年、学期、入院(入学)、在院(在学)および試問等について規定した「京都帝国大学大学院規程」が定められた。

しかし、この大学院規程は明治37(1904)年に制定された京都帝国大学通則に含めることとされ、京都帝国大学通則制定と同時に廃止された。

c その他

明治31(1898)年3月31日に「京都帝国大学奨学資金規程」が定められた。この規程も大学院規程と同様、明治37(1904)年に制定された京都帝国大学通則に含めることとされ、京都帝国大学通則制定と同時に廃止された。

4. 財 政

a 京都帝国大学創立費

京都帝国大学の創立に当たり創立費は継続費とされた。継続費は、「明治三十年度文部省所管予算経費要求書」中、「文部省所管経費予算ニ関シ帝国憲法第六十八条ニ拠リ継続費トシテ特ニ協賛ヲ要スル事項」により、次のとおり計画された。

表2-1-2 京都帝国大学創立費

単位：円

科 目		総 費 額	各 年 度 支 出 予 算 額					
			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
勸京都帝国大学創立費	既定額	200,000	20,000	90,000	90,000	0	0	0
	増加額	729,355	0	80,000	190,000	180,000	180,000	99,355
	更定額	929,355	20,000	170,000	280,000	180,000	180,000	99,355
傾新 営 費 (旧新 営 費)	既定額	180,000	20,000	80,000	80,000	0	0	0
	増加額	682,795	0	80,000	170,000	170,000	170,000	92,795
	更定額	862,795	20,000	160,000	250,000	170,000	170,000	92,795
傾機械器具新調費 (旧機械器具新調費)	既定額	20,000	0	10,000	10,000	0	0	0
	増加額	46,560	0	0	20,000	10,000	10,000	6,560
	更定額	66,560	0	10,000	30,000	10,000	10,000	6,560

文部省所管歳出臨時部(京都帝国大学創立費に係る説明)

一京都帝国大学創立費ハ医科大学ノ分ヲ除キ総費額二十万円トシ明治二十九年乃至三十一年度ノ継続費トシテ明治二十九年ニ於テ既ニ決定セリ而シテ医科大学創立ニ要スル分ハ継続費トシテ同時ニ要求スヘキ筈ナリシモ財政上ノ都合ニ依リ差向キ土地買収及地均費ノミヲ二十九年追加予算ヲ以テ要求シ其概要ハ之ヲ同予算書ニ明記セリ依テ本年度ニ於テ此創立ニ係ル総費額七十二万九千三百五十五円ヲ前記ノ既定額ニ合シ更ニ総費額ヲ九十二万九千三百五十五円ニ改メ継続年度ヲ三十四年度マテトシ各年度予算額ヲ左ノ如ク更定シ之カ支出ヲ要ス但前年度ニ於テ支出シタル一年度限りノ医科大学地所買収費等八万八千四百六十五円ヲ加算スレハ創立費総額百一万七千八百二十円トナル。

第1章 事務局

b 財政制度

京都帝国大学創立時の会計制度は、明治23(1890)年3月法律第26号により制定された「官立学校及図書館会計法」に基づいており、同法の第1条において「文部省直轄学校及図書館並農商務省所管東京農林学校ハ資金ヲ所有シ政府ノ支出金資金ヨリ生スル収入授業料寄付金及其他ノ収入ヲ以テ其歳出ニ充ツルコトヲ許シ特別ノ会計ヲ立テシム」と規定され、当時の学校特別会計は各学校ごとに1つの特別会計として独立していた。

本学も自ら資金を有し、一般会計文部省所管経費から繰り入れられる政府支出金、資金より生ずる利子収入、授業料および寄付金その他の自己収入を以て毎年の歳出に充てることとする京都帝国大学特別会計によっていた。

c 歳入・歳出

歳入は既にふれたが、歳出については、文部省所管経費において、京都帝国大学創立費、営繕費、設備費などの施設設備の整備経費が計上され、京都帝国大学特別会計において、俸給、庁費、旅費、傭外国人教師諸給などの運営経費が計上されていた。

なお、京都帝国大学創立費などの文部省所管経費は、明治30年6月18日創立の関係から明治29年および明治30年度は文部省直轄により経理され、予算は令達されていなかった。したがって、明治31年度からは文部省へ提出した文部省所管経費決算報告書が本学に存在する。

本学の財政規模の把握と比較のためには、一般会計である文部省所管経費決算報告書の歳出決算額と特別会計の京都帝国大学歳入歳出決定計算書の決算額の2会計の合計を見ていく必要がある。

表2-1-3 文部省所管経費および京都帝国大学特別
会計歳出決算額(明治30・35年度)

単位：円

区 分	文部省所管経費	京都帝国大学特別会計	計
明治30(1897)年度	—	53,669	53,669
明治35(1902)年度	47,454	536,670	584,124

(1) 文部省所管経費

京都帝国大学の創立期にかかる経費は、次のとおり創立費のほか営繕費、設備費および福岡医科大学創立費が措置され、明治39年度で完了した。

表2-1-4 文部省所管経費歳出決算額(明治31～39年度)

単位：円

区 分	歳出決算額	左 の 内 訳			
		京都帝国大学 創 立 費	営 繕 費	京都帝国大学 設 備 費	福岡医科大学 創 立 費
明治31(1898)年度	226,492	217,163	9,329	0	—
明治32(1899)年度	240,642	231,119	9,524	0	—
明治33(1900)年度	86,149	85,375	266	508	—
明治34(1901)年度	23,501	23,501	0	0	—
明治35(1902)年度	47,454	2,999	14,805	29,650	—
明治36(1903)年度	16,598	0	16,598	0	—
明治37(1904)年度	6,527	0	2,902	3,625	—
明治38(1905)年度	4,046	0	0	0	4,046
明治39(1906)年度	23,059	0	0	23,059	0
合 計	674,469	560,157	53,425	56,841	4,046

注 原則として円未満の端数は四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある(以下の各表においても同様の端数処理を行っている)。

(2) 京都帝国大学特別会計

本学の運営経費は、明治30年度文部省所管予算経費要求書中、「明治三十九年度京都帝国大学歳入歳出予算計算書」において「歳入經常部ニ関スル件…(中略)…京都帝国大学ヲ開設シ差向理工科大学ノ内土木工学、機械工学ノ両科ヲ置キ明治三十年九月ヨリ授業ヲ開始セントスルニ付政府支出金凡ソ八箇月分三万五千二百八十四円七十四銭七厘ヲ要ス」とあり、これに諸収入1,694円50銭を加えた額が歳入經常部となり、歳入臨時部は、(款)図書器械及標本費受入金(第一項)政府支出金3万2,500円であった。歳入經常部と歳入臨時部の合計6万9,479円24銭7厘が、歳入歳出予算額の規模であった。

なお、「文部省所管予算外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スノ要求書」中、本学に係る分として、機械工学担当外国人教師1名の件がある。この予算額は初年度に当たる明治30年度では、歳出予算經常部(第一款)京都帝国大学

第1章 事務局

(第九項)傭外国人諸給に月俸500円と宿料月額40円を加えた額の7カ月分に來航旅費650円を加えて計上されている。総長の年俸3,500円、教授の年俸1,200円の当時において、傭外国人教師は年俸では6,000円と極めて高給で迎え入れられた。

京都帝国大学創立の明治30年度から図書機械及標本類設備、傭外国人諸給が、明治34年度から教官外国派遣費が、それぞれ数年間継続する事業費として措置されていた。

明治30年度および明治35年度の京都帝国大学特別会計の歳入および歳出決算額の推移は、次のとおりである(決算額の推移は、5カ年毎に当たる年度で記載する。以下の表においても同じ)。

表 2-1-5 京都帝国大学特別会計決算額(明治30・35年度)

歳 入				単位：円
区 分	經常部	臨時部	計	資金部
明治30(1897)年度	36,694	32,500	69,194	0
明治35(1902)年度	500,342	70,000	570,342	32,323

歳 出				単位：円
区 分	經常部	臨時部	計	資金部
明治30(1897)年度	30,076	23,593	53,669	0
明治35(1902)年度	471,820	64,850	536,670	35,656

〔政府支出金および自己収入〕

京都帝国大学の歳入構成、本学への政府支出金、授業料、医科大学医院等の歳入決算額の推移は、次のとおりである。

表 2-1-6 京都帝国大学特別会計歳入決算額(明治30・35年度)

単位：円		
区 分	明治30(1897)年度	明治35(1902)年度
經常部	36,694	500,342
政府支出金	35,285	417,471
諸収入	1,392	82,631
用途指定寄付金	18	0

第1節 庶務部・経理部・施設部

特別資金繰入	—	240
臨時部	32,500	70,000
臨時政府支出金	32,500	70,000
合 計	69,194	570,342
資金部	—	32,323
維持資金収入	—	31,268
特別資金収入	—	1,055

表2-1-7 授業料収入等(明治30・35年度)

単位：円

区 分	明治30(1897)年度	明治35(1902)年度
授 業 料 収 入	822	13,450

表2-1-8 授業料単価(明治30～43年度)

単位：円

区 分	明治30～36年度	明治37～43年度
分 科 大 学	25	35
大 学 院	25	35

注1 理工科大学(数学科を除く)の学生および製図または実験を要する研究を行う大学院生からは、明治36年度までは授業料のほかに用品料として1ヵ月1円を徴収していたが、学生間の均衡を失するとの理由で明治37年度から廃止された。

2 授業料の徴収は、年3回の分納制であったが、明治37年度から、大学院については前納制となった。

表2-1-9 医科大学附属医院収入(明治32・33・35年度)

単位：円

区 分	明治32(1899)年度	明治33(1900)年度	明治35(1902)年度
医院収入	4,563	19,097	61,553

注 医科大学附属医院は、明治32年10月開院、12月診療開始であり初年度および翌年度の通年分を記載した。患者収入が主で年度により医院に係る雑収入を含む。

〔奨学寄附金〕

京都帝国大学特別会計での歳入予算は、政府支出金が主体をなしていた

第1章 事務局

が、奨学寄附金については予算上、歳入經常部に(項)用途指定寄附金が設けられ、授業料や医院収入等のほかに篤志家からの寄付金が期待され、明治31年3月に奨学資金規程が整備された。

〔奨学寄附金制度の根拠規定〕

官立学校及図書館會計法(明治23年法律第26号)(抄)

第四条 学校及図書館ノ寄付金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其約束ニ從ヒ之ヲ使用シ其會計ハ別ニ之ヲ整理スヘシ

明治31年3月制定の本学奨学資金規程は次のとおりである。

京都帝国大学奨学資金規程(抄)

第一条 官庁会社又ハ一私人ニシテ奨学ノ為ニ資金ヲ寄付シ大学院及分科大学学生ニ給費又ハ貸費センコトヲ請フ者アルトキハ其依託ニ應シ其管理ヲナスコトアルヘシ

第二条 奨学資金ニハ寄付者ノ名義ヲ附スルコトヲ得

当時の奨学寄附金の資金は、学生の奨学を目的としていたが、本学の初期から学術奨励を目的とする寄附金の献納があった。なお、第2条に規定されている寄附金の名称に寄附者の名義を付すことは今日でも広く用いられている。

奨学寄附金に係る委任経理制度は、国立学校の財政制度には変遷があるものの明治以来、今日までそれぞれの法律において、この制度の根拠規定が置かれている。

d 校 地

本部構内は、創設に当たり定められた文部省訓令「第三高等学校の校地校舍校具を京都帝国大学へ引渡方要項」により、明治30(1897)年9月8日第三高等学校から4万9,277坪920(16万2,902m²20)を引き継いだ。

病院東構内は、明治31(1898)年10月民有地および官有道路溝敷地2万5,129坪170の買収を終え、新道路敷へ1,713坪060を交付し、171坪250を不用として内務省に返付し、差し引き2万3,244坪860(7万6,842m²50)をもって用地とした。

医学部構内は、明治32(1899)年から明治33(1900)年にかけて民有地田、畑、宅地等1万6,393坪210(5万4,192m²42)をもって買収し、用地とした。

病院西構内は、明治35(1902)年8月民有地畑7,314坪320を公債証書との交換により取得し、また、畑、宅地280坪99および原野5,085坪を買収し、計1万2,680坪310(4万1,918m²37)をもって用地とした⁽¹⁾。

5. 施設設備

明治28(1895)年、文部省会計課建築係は、「学校建築図説明及設計大要」を発刊、試作期の学校建築に一応の結論を与えた。その後、明治37(1904)年「学校建築設計要項」を刊行、学校建築の指導指針的なものが作成された。

明治30(1897)年、京都帝国大学の創立に当たって、校舎は、第三高等学校より引き渡しを受けた建物をもって、これに当てる旨文部省訓令が公布され、移転した第三高等学校二本松学舎の新築が行われた。以降、これ以外に京都帝国大学創立費により多くの新築修繕工事が計画され、本部構内で理工科大学の新築、教室および寄宿舎等の修繕、医科大学では敷地の買増しとともに基礎医学の教室と附属医院の新築が行われた。

施設整備の進行に伴い、明治35(1902)年、電気関係の事務組織「電工事務心得」をはじめ、「瓦斯事務心得」「暖房事務心得」が制定され、電灯および発電機設備等の基幹工事が始まった。

電気設備としては、明治37(1904)年に本部構内東隅に中央発電所が、当時の理工科大学機械工場内に補助発電所がそれぞれ設置され、電力の供給が開始された。中央発電所は直流発電機3基(40kw 1基、12.5kw 1基、50kw 1基)、補助発電所は、発電機1基(4.9kw)を設置、当時の動力源は蒸気であった。この頃の点灯数は、弧光灯11個、白熱灯約1,000個であった。

電話設備は、明治37(1904)年、本部事務室に磁石式複線単式交換機(25人用)が初めて導入された。交換業務は午前7時半より午後9時半であった。

また、医科大学附属医院事務室に磁石式複線単式交換機(50人用)が導入され、構内専用として同様に開始された。

第1章 事務局

給水設備は、明治33(1900)年に給水管の布設が始まり、明治37(1904)年には、その水源を愛宕郡白川村字松ヶ谷(現：左京区北白川)の溪流にとり、主に飲用または防火用のために供給した。取水管は、径5吋鉄管で叡山道、白川村を経て吉田町神楽岡東麓に沿い、吉田山南隅に設けた貯水場に至り、濾過池を経て浄水池に貯えられていた。浄水場(面積768坪<2,538m²>、濾過池3槽、浄水池2槽)から、径4吋鉄管2条により構内に給水した。1つは、理工科大学、法科大学、寄宿舍、図書館を経て医科大学に、他の1つは、医科大学附属医院に供給された。

完成までの経緯は、明治35(1902)年、文部省総務局建築課京都出張所による鑄鉄管埋設工事として、英国製給水用鑄鉄管および付属弁、ポルトランドセメント800樽を発注した。明治35年、浄水場および水源取水口工事、明治36年、構内鑄鉄管敷設工事の延長4,750尺(1,439m)、明治37年に吉田山浄水場(濾過池280m³、3槽)が完成した。

ガス設備については、京都市に供給設備がなく、明治34(1901)年、医科大学にガス製造所を設置して増炭性水ガスを製造し、理工科大学、医科大学、同附属医院の使用に供した。その後、明治43(1910)年に京都瓦斯(株)が設置され、翌年から同社より石炭ガスの供給を受けることとなり、構内の各部に供給された。

6. 式典・行事・その他

明治31(1898)年6月14日、「京都帝国大学創立記念祝日規程」が定められ、毎年6月18日を創立記念祝日と定めた。

京都帝国大学創立記念祝日規程

第一条 毎年六月十八日ヲ以テ京都帝国大学創立記念祝日ト定ム

第二条 京都帝国大学創立記念祝日ニ於テ帝国大学令第一条併ニ京都帝国大学設置ノ勅令第一条及第二条ヲ捧読スルモノトス

この規程により第1回創立記念祝式が明治31(1898)年6月18日に举行された。この創立記念祝式に関し発出された告示は以下のとおりである。

京都帝国大学創立記念祝式次第

- 一 当日午前九時職員及学生式場ニ着席
- 一 書記官本学創立記念祝式挙行ノ旨ヲ報告ス
- 一 総長規程第二条ノ勅令ヲ捧読ス(一同起立敬礼)
- 一 祝辞
- 一 書記官祝式終了ノ旨ヲ報告ス
- 一 順次退場

明治32(1899)年6月18日の第2回の創立記念祝式の式次第には、万歳連唱および祝辞が加わった。

また、注意事項として、総長は通常礼服用、教員職員はフロックコート着用、学生は制服制帽着用とされていた。

なお、このときの職員総代は理工科大学教授村岡範為馳で、学生総代は井上秀二であった。

6月18日開催の創立記念祝式は、明治34(1901)年まで举行されたが、明治35(1902)年5月22日付で各分科大学長連名で総長宛に「本大学創立記念ノ式典ハ従来勅令發布ノ当日即チ六月十八日ヲ以テ執行相成候制規ニ有之候処毎年六月中旬以降ハ卒業試問及ヒ学科試問ノ多ク有之候時期ニテ教官学生共ニ心中平時ニ無之折柄紀念ノ祝事ヲ挙ラルルモ僅カニ形式ニ止マリ職務執行上實際障碍トナルコトモアリテ大学ノ最祝典モ真ノ祝意ヲ表スルニ至ラサル憾少ナカラス候ニ付何卒右祝式ノ義ハ十月十八日ニ繰延相成様致度此段上申候也」との上申がなされたため、明治35(1902)年の創立記念祝式は「本学創立記念祝日ニ於テ式典執行ノ件都合ニ依リ本年ハ之ヲ行ハズ」という告示に見られるように、举行されなかった。

その後明治36(1903)年、明治37(1904)年にも創立記念祝式は行われなかった。

明治37年、京都帝国大学通則が制定され、本学の祝日を4月1日と定めた。

明治38(1905)年1月、「本学祝日ニ於ケル祝式執行ニ関スル委員会」が理

第1章 事務局

工科大学村岡範為教授を委員長に法科大学長、京都医科大学長、理工科大学長、医科大学附属医院長等15名で設置され、祝日の行事等について協議された。

この委員会において、協議決定されたことは、以下のとおりである。

- 一 四月一日本学祝式ニハ運動会ノ事業ハ全テ加ヘザルコト
- 一 当日午前祝式ヲ執行スルコト
- 一 式後(正午)来賓ニ茶菓ヲ供スルコト
- 一 当日午後来賓ニ学内一般ヲ縦覧セシムコト又通俗的講演会開催スルコト
- 一 当日夜職員学生一同宴会ヲ開クコト 但酒スルメ位ノコト

明治38(1905)年4月の第1回祝式に際し、案内状および封筒800枚(1枚1銭5厘)、観覧券5,000枚(1枚1厘)、卒業生姓名表300枚(1枚1銭5厘)が印刷された。

案内状は、桂太郎内閣総理大臣をはじめ各大臣、各省次官、衆議院議員、知事、市長、博士、企業の社長等に出された。また、観覧券は、4月2日午前9時から午後4時まで一般市民が本学内の各教室を縦覧するためのもので、招待者に3枚、職員に3枚、勅任以下に2枚、学生には3枚が配布された。

第2回祝式では、「大学祝式ニ関スル委員会」において、

- 一 祝式挙行当日ニ祝式記念運動会トシテ撃剣、柔道、弓術、テニス、角力等ヲ午後学生ニテ開催シ当日来賓ニ観覧セシムルコト
但シ当日雨天ナレバ此催シヲ廃止スルコト又此運動会ニ関スルコトハ一切田島教授ニ委任スルコト
- 一 祝式挙行ハ午前中ニ執行スルコト
来賓ニハサンドウィッチ、カステラ、ビール等ヲ出スコト
此費用ハ凡金貳百円トス
- 一 記念運動会ハ午後執行スルコト
- 一 茶菓子ヲ出スコト此費用凡金百五拾円トス(十五銭ヅ、千人ノ見込)
但シ勝利者ニハ手拭ヲ与ヘルコト此手拭代ヲモ右費用中ニ包含スルコト
但シ費用ノ事ハ書記官ノ承認ヲ経ルヲ要スルコト

等が第1回祝式以外の事項として決められた。

第2項 京都帝国大学の整備

明治30(1897)年の理工科大学の開設以来、法科大学、2つの医科大学そして明治39(1906)年9月に文科大学が開設されて、本学は5分科大学からなる京都帝国大学となり、その他に医科大学附属医院と附属図書館、寄宿舎が整備された。

明治40(1907)年5月には、技師、技手が置かれ営繕事務を担当させることになり、建築部が設置されて、京都帝国大学特別会計臨時部営繕費により、物理学教室、法医学教室等の新営が行われ、施設整備が進行することになる。

福岡医科大学は明治44(1911)年4月本学より分離して九州帝国大学の一分科大学となり、京都医科大学は医科大学と改称した。さらに大正3(1914)年には、理工科大学は工科大学と理科大学に分離した。

同年9月には、琵琶湖を中心とした湖沼に関する生物学、生理学上の研究および知識の一般普及に資するため、大津市に医科大学附属臨湖実験所が設置された。

1. 管理運営

a 総長

創立以来、分科大学を統べる総長を務めたのは、木下広次であったが、創立の際の尽力による功労者として選ばれた京都高等工芸学校長中沢岩太とともに、明治40年3月31日はじめて京都帝国大学名誉教授の称号を授与され、名誉教授の第1号となった。

7月1日に木下広次が総長を辞すと、久原躬弦が総長事務取扱となったが、11月16日、岡田良平が総長に任じられた。

岡田総長の下で、11月11日尊攘堂で開かれた評議会では、翌年1月より毎

第1章 事務局

週1回「人格ノ修養ニ資スベキ課外講演ヲ開始スル事」が定められ、「学生ノ制服・制帽着用ヲ励行シ、翌年二月以降制規ノ服装ヲ為ササル者ハ教室、図書室ヘノ出入リヲ禁スル」という厳しい処置が定められている。

岡田総長は、明治41(1908)年7月文部次官に任じられて総長と兼官していたが、9月に教育界の元老菊池大麓が総長に任じられた。その後、久原躬弦、澤柳政太郎、荒木寅三郎が次々に総長に任じられた。

大正7(1918)年9月18日、文部省訓令により「京都帝国大学総長職務規程」が改正された。これは、明治30年7月に定められた「京都帝国大学総長職務規程」を改めたもので、総長の職務として、高等官に附属庁の在勤を命じることができるとされ、文部大臣の許可を得て行うべき事項の中では、第5項の「地所及建物ヲ増減スル事」と第7項の「経費中ノ目ヲ流用スル事」を削除し、新たに「講座、学科課程ニ関係シ又ハ規則ノ設定変更ヲ要スル事項ヲ条件トスル寄附ヲ受クルコト」という1項が入れられた。

b 評議会

評議会は各分科大学長と各分科大学毎に互選により選ばれた教授各1名をもって構成されていた。

大正4(1915)年は4月頃より大正天皇の即位による御大典祝賀行事の様々な準備が大学としてもなされ、11月10日即位当日の祝賀式をはじめ、12日、13日の2日間は学内の開放も行われた。

このとき二条離宮内に臨時に建設された大饗宴場の下賜を本学は希望したが、翌年1月総理大臣官邸で大礼用建設物の処分について協議されたおり、第2希望であった御所内の第二朝集所2棟が下賜されることが内定した。これは1月29日の評議会で総長より報告され、総坪数727坪余りの移築費は2万875円が予定された。2月24日の評議会では、下賜される建物は各分科大学の教室や教官学生の控所等その用途に応じ分割移築されることが決定された。

大正4年秋、文部大臣より新大学令の案が提示され、評議会では各分科大学教授会に諮問することとして各教授会の意見を聴取し、10月21日に本部小

会議室で開催された評議会において文部省への答申案が、以下の2点にまとめられた。

1. 大学令案について
2. 帝国大学修業年限短縮について

大学令案については、官公私立大学の設立には異議なしとし、その程度は帝国大学におけるものと同等とすべきであり、教員の3分の2は当該大学の専任者とすべきであるとしている。また学位の廃止には反対している。

帝国大学修業年限の短縮に関しては、現在の学科程度を低下すべきではないという理由で反対を表明している。高等学校大学予科の修業年限の短縮についても同様である。総長は10月23日上京してこれを文部省に答申した。

大正7年4月25日の評議会では、学年制の廃止問題や試験の廃止、卒業式の廃止等11項目にわたる大学学制問題が議題となり、評議員のほか、分科大学から教授各3名が出て、臨時学制改革問題審議委員会が組織され、検討することになった。5月23日委員会作成の17項目の決議事項を受け、総長は5月26日、27日に文部大臣邸での帝国大学総長の会合で答申している。

2. 事務組織

a 官制定員

明治30(1897)年、教授57、助教授16、助手28の教官組織と、総長1、書記官1、舎監1、書記27の事務組織で発足した官制定員は、明治36(1903)年3月に第二医科大学として福岡医科大学が設置されたことに伴い書記官が2名に増員され、教官定員も大幅に増員されている。同年には舎監が学生監と改められるという変遷を経た後、明治40(1907)年の事務組織は総長1、書記官2、学生監1、書記30で形成され、創立当初の姿とさしたる変化はない。

しかし、翌年には書記官こそ1に減少されたものの(福岡医科大学に残された)、新たに事務官2、司書官2、司書5および医科大学附属医院に薬局長が置かれ、書記も32に増員された。

その後、明治42(1909)年4月には新たに薬剤手10が設置され、明治44

第1章 事務局

(1911)年3月に、書記官を置いていた福岡医科大学が九州帝国大学の分科大学となったことに伴い書記官が廃止され、薬剤手も5に減少されてからは、大正5(1916)年9月に看護婦長3が新たに設置されるまで事務組織の定員の改正はない。

この頃いわゆる本部の事務室は、現在の図書館の位置にあり木造の建物であった。明治40年当時の本部職員は、書記官心得(学生監兼任)1名、技師1名、書記13名(学生監補助兼任1名を含む)、技手1名であり、分課規程が改正された明治45(1912)年は事務官1名、技師1名、書記12名、技手2名である。その他に雇員がおり、また巡視、職工、火夫、小使、園丁、定夫、給仕等の傭人がいた。

一方教官定員は、その後の改正により、明治40年6月には、教授98、助教授56、助手126となり、10年の間に2.8倍の教官定員を擁する状態となった。

その後、教授定員は増加されたが、助手定員は明治40年の125をピークに徐々に減少され、大正7(1918)年6月の定員は教授106、助教授49、助手84

表2-1-10 官制定員改正一覧表(明治40～大正7年度)

官 制	明治40	明治41	明治42	明治43	明治44	明治45	大正2	大正3	大正5	大正6	大正7
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
総 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教 授	98	105	110	111	94	99	100	102	106	106	106
助教授	56	56	57	57	44	44	44	45	48	49	49
助 手	126	126	124	111	65	66	67	71	80	84	84
書記官	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
事務官	—	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
学生監	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
司書官	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
薬局長	—	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
書 記	30	32	31	30	22	22	22	22	23	24	24
司 書	—	5	5	4	4	4	4	4	4	4	6
薬剤手	—	—	10	8	5	5	5	5	5	5	5
看護婦長	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	3
技 手	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
計	314	332	345	329	240	246	248	255	275	281	286

である。

明治40年から大正8(1919)年に新しい帝国大学令が定められるまでの官制
定員改正の一覧は表2-1-10のとおりである。

b 事務規程の整備

大学の拡張と、福岡医科大学が九州帝国大学の創立により同帝国大学の分
科大学となったことをうけて、明治45(1912)年1月に至り、明治30(1897)年
9月3日制定の京都帝国大学分課規程は、庶務課と会計課で分掌されていた
事務を、庶務課、会計課、図書館、学生監室に分けて、事務分掌を明らかに
する規程に改正された。明治42(1909)年度より施行された「京都帝国大学
計事務規程」によれば、各部として、本部、法科大学、京都医科大学、京都
医科大学附属医院、福岡医科大学、文科大学、理工科大学、図書館、寄宿
舎、建築部の10部が挙げられ、予算配分はこの10部に分けてなされている。
本部に属するものとして、庶務課・会計課があり、図書館および寄宿舎が
計的には別組織ながら、分課規程では一纏めに規定されていることが分か
る。

新しい分課規程では、従来庶務課で所掌していた教務関係、学生関係事務
を学生監室の所掌に変え、図書に関することを図書館の所掌と定めている。
その内容は、以下のとおりである。

第一条 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 機密事務ニ関スルコト
- 二 総長官印及学印ヲ管守スルコト
- 三 職員ノ進退身分ニ関スルコト
- 四 傭外国人ニ関スルコト
- 五 文書往復ニ関スルコト
- 六 記録編纂及保存ニ関スルコト
- 七 統計報告ノ調製併ニ官報掲載ニ関スルコト
- 八 他ノ主掌ニ属セザル事務ニ関スルコト

第二条 会計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

第1章 事務局

- 一 経費及諸収入ノ予算決算併ニ会計ニ関スルコト
- 二 官有財産及物品ニ関スルコト

第三条 図書館ニ於テハ別ニ定ムル所ノ外左ノ事務ヲ掌ル

- 一 寄贈図書ノ受領併ニ謝状発送ノコト

第四条 学生監室ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 学生生徒ノ入退学ニ関スルコト
- 二 学生生徒ノ身体検査ニ関スルコト
- 三 学生生徒ノ在学保証書ニ関スルコト
- 四 寄宿舍学生控所並ニ道場ニ関スルコト

大正8(1919)年に新たな帝国大学令が公布されるまで、明治40(1907)年から大正7年にかけて整備された規程は数多く、この10年の間に大学の諸規程が整備され、大学としての運営が充実していったことがうかがわれる。

まず、明治41(1908)年11月、それまでの衛生事務心得を廃止して、「衛生事務取扱規程」を整備した。京都医科大学長を委員長とする衛生委員が定められ、衛生委員のうち衛生学教授と本部の事務官が衛生主事となり、本部、各分科大学、医院、寄宿舍、建築部に置かれた衛生係各1名を指揮することになった。また図書館長から強く設置の必要が説かれた「附属図書館商議会規程」が評議会で何度か審議された後、12月1日に制定された。

翌明治42(1909)年4月には、従前の京都帝国大学会計事務取扱手続が改められて、より整備された「京都帝国大学会計事務規程」となり、「火災警備規程」、防火手配心得もまた従前の防火心得、非常手配心得を廃止して改められた。

また従来副手は医科大学にのみ置かれていたが、明治42年12月に制定された「京都帝国大学副手規程」により、副手は各分科大学に置かれるようになった。

明治43(1910)年5月に「講演会会則」が制定された。これは、明治40年11月、当時の総長岡田良平の下に「毎週一回人格ノ修養ニ資スベキ科外講演ヲ開始スル事」が決められ、明治41年1月より毎週金曜日に開かれていた講演

会を前身とし、これを改めて夏期に講習会を開設することを決定した評議会が、その趣旨等を会則として定めたものである。第1条に、「各種学科ノ知識ヲ普及スルヲ以テ目的トス」と公開の趣旨を謳い、聴講した科目について総長の名で証明書が発行されることも定めている。

第1回目の講演科目は、評議会の議事録で見ると、各分科大学の専門を網羅した17科目であり、1科目について9時間から27時間まで設定されている。さらに科外として総長や各分科大学長をはじめとする講師による単発的な講話も用意され、夏休み期間を使つての充実した公開講座の内容がうかがわれる。

同時に定められた「聴講者心得」を見ると、聴講資格は別に定めてはいないが、聴講料として1科目2円、3科目以上5円と規定され、宿泊所等についても学生監に相談すれば便宜を図るとされた。ちなみに当時の学生生徒の授業料は1カ年35円である。以後毎年、科目・時間・講演者等は各分科大学に委ねられ、この夏期講演会と科外講話が開催されている。

以後、新たに整備されていった規程は以下のとおりである。

明治44(1911)年11月10日医科大学附属医院産婆養成科規則、12月15日本部公用図書取扱規程、12月22日選科生服制、明治45(1912)年4月2日各部所属不動産監守者規程、大正元(1912)年12月25日電工事務心得、大正2(1913)年7月10日寄宿料徴収規程、10月4日給水事務心得、10月22日委託学生規程、10月24日電気事務心得、大正5(1916)年5月29日物品供給競争契約手続書及び物品売却競争契約手続書、6月1日電力委員会規程、大正6(1917)年2月19日薬品貯蔵規程、6月21日京都帝国大学建築委員会規程、大正7(1918)年4月8日物品会計施行細則。

3. 学 務

a 分科大学

明治37(1904)年9月に新たに制定された京都帝国大学通則では、学科中特に奨励を要する学科を修める者には、授業料を免除することが定められてい

第1章 事務局

だが、これとは別に、明治41(1908)年1月31日の評議会で、学術優等品行方正の学生は特待学生とし、授業料を免除することが決定され、3月通則の一部が改正された。また同年12月には、従来入学を許可された者は戸籍謄本を提出させていたのを改めて、保証人を設けて在学中の責任を負わせることとなった。この学生の保証人制度は、大正2(1913)年6月に廃止された。

入学料は明治37年以来徴収されていなかったが、明治42(1909)年10月通則を改正して、入学料金5円を納付することとし、分科大学から他の分科大学へ転学するときも入学料を納付することになった。

また、外国学生に卒業証書を授与できるよう通則を改正した。

明治44(1911)年4月1日より学生生徒の授業料および大学院生研究料料は、1カ年35円から50円に増額されている(明治30年——1カ年25円、明治37年——35円、明治44年——50円)。ちなみに同年10月に制定された医科大学附属医院産養成科(修業年限2カ年)の授業料は1カ年15円である。

本学の祝日は、従来4月1日であったが、明治44年6月通則を改正して、3月1日とした。

大正2(1913)年9月には、官庁、公共団体等より1カ年以上を在学期限とし、修業科目を定めて学生を委託するときは入学を許可する「委託学生規程」を制定している。

学生の親睦団体である運動会と以文会を合併して、学友会が組織され、大正2年3月に規程が制定された。

また、大正3(1914)年8月28日、入退学許可を各分科大学長に委任することとした。同年9月より理工科大学は、工科大学と理科大学に分離し、本学は法科・医科・文科と合わせて5分科大学を擁することになった。

b 大学院

明治41年12月、従来の通則に1条を加えて、他の帝国大学分科大学の卒業生が入学する場合、戸籍謄本を提出させることとした。

明治42年10月には、分科大学卒業生の中から学力優秀で永く学術研究に従事しようとする者に学資(1カ月30円、1年間支給)を与えて大学院で研究さ

せる特選給費学生制度が設けられ、本学通則に1章を設けて組み込まれた。

c その他

この頃の学生の寄宿舎は、法科大学教室の北側にあり、70名から80名が寄宿しており、学生監の事務室も設置されている。

明治44(1911)年1月、田中通近衛上ルに学生控所(大正3年学生集会所に名称変更)が新築されると、大正元、2(1912、13)年両年度にわたり寄宿舎も学生控所の東部に改築することとなり、大正2年7月15日には閉舎し、学生監室は当分旧寄宿舎の食堂を使用することになった。

大正2年9月10日より新しい寄宿舎が開舎した。2階建て3棟の舎生室には平屋建ての談話室が附属しており、その他に学生監室、事務室、医院室、応接室、巡視室等を含む本館、それに接続する洗面場、浴場、食堂等があり、総坪数841坪余りの広さであった。

4. 財 政

a 財政制度

明治40(1907)年3月法律第19号により「帝国大学特別会計法」が公布され、帝国大学会計は同法に基づいて処理することとなった。これまで官立学校および図書館と共通の法律によっていたが、帝国大学は特にその会計法を必要とすることから特別会計法の公布を見るに至ったものである。

帝国大学特別会計法は、従来毎年度予算に定められていた政府支出金を、法律をもって定額としたものである。当時の帝国大学に対する政府支出金の額は、帝国大学特別会計法第2条に「東京帝国大学ハ毎年度百三十万円、京都帝国大学ハ毎年度百万円ヲ一般会計カラ之ヲ繰入レルヘシ」と定められている。

帝国大学の経理を審査するために明治40年3月勅令第54号により「帝国大学経理委員会規則」が定められた。この経理委員会は、帝国大学ごとに設けられ、歳入・歳出、予算編成に関する事項、歳入・歳出決算に関する事項等を審査するものであった。明治40年10月には、「京都帝国大学経理委員会審

第1章 事務局

査規則」の制定で、予算決算に係る審査手続きも定められた。

b 歳入・歳出

本学の財政規模については、次のとおりである。

(1) 文部省所管経費

明治40年度から大正6年度までの文部省所管経費の歳出はなかったが、大正7年度から再び配分されるようになる。これが科学研究奨励費で、現在まで続く科学研究費の初年度に当たるものであり、本学に2万500円の配分が令達された。

(2) 京都帝国大学特別会計

京都帝国大学の整備として、明治39年に創立された文科大学には明治42年度から史料複写費が、法科大学には図書整理費が、大正3年度から図書館に欧文図書目録印刷調製費が、法科大学には大正5年から外国法制調査費および法律経済調査費が、それぞれ発展に応じて数年間継続する事業費として措置された。

本学の歳入および歳出決算額の推移は、表2-1-11のとおりである。

表2-1-11 京都帝国大学特別会計決算額(明治40・45・大正6年度)

歳 入

単位：円

区 分	經常部	臨時部	計	資金部
明治40(1907)年度	1,305,880	63,540	1,369,420	69,327
明治45・大正元(1912)年度	1,208,224	11,073	1,219,297	27,024
大正6(1917)年度	1,288,997	273,266	1,562,263	111,288

歳 出

単位：円

区 分	經常部	臨時部	計	資金部
明治40(1907)年度	948,998	311,331	1,260,329	79,579
明治45・大正元(1912)年度	828,268	239,155	1,067,423	86,652
大正6(1917)年度	1,015,865	296,245	1,312,110	119,065

注 明治40年度は、福岡医科大学分を含む連結した決算額である。

① 政府支出金

明治40(1907)年帝国大学特別会計法制定当時、本学への政府支出金は、

100万円と定められたが、明治43年度には減員増俸が図られたこと、大正3年には行政整理が行われたこと、大正7年には物価騰貴により雇員などの増俸が図られたこと等のつど、政府支出金は改められ推移した。

表2-1-12 政府支出金(経常部、明治40～大正7年度)

単位：円

区 分	政府支出金	左 の 内 訳	
		京都帝国大学	福岡医科大学
明治40(1907)年度	1,000,000	689,581	310,419
明治41(1908)年度	1,000,000	679,324	320,676
明治42(1909)年度	1,000,000	767,704	232,296
明治43(1910)年度	1,041,400	783,611	257,789
明治44(1911)～ 大正2(1913)年度	840,000	840,000	—
大正3(1914)～ 6(1917)年度	820,000	820,000	—
大正7(1918)年度	970,000	970,000	—

注 明治36年に創立された福岡医科大学は、明治44年九州帝国大学の創立により九州帝国大学の分科大学となる。

② 政府支出金および自己収入

京都帝国大学の歳入構成、授業料、医科大学医院、森林収入等の歳入決算額の推移は、次のとおりである。

表2-1-13 京都帝国大学特別会計歳入決算額(明治40・45・大正6年度)

単位：円

区 分	明治40(1907)年度	明治45・大正元(1912)年度	大正6(1917)年度
経 常 部	869,846	1,208,224	1,288,997
政府支出金	689,581	840,000	820,000
諸 収 入	175,196	286,332	451,220
前年度繰入金	5,044	81,744	17,777
用途指定寄付金	25	149	—
臨 時 部	4,964	11,073	273,266
臨時政府支出金	—	—	152,766
災害費補足受入金	—	11,073	—
維持資金繰入	—	—	110,000
用途指定寄付金	—	—	10,500

第1章 事務局

一般会計剰余金受入	4,964	—	—
合 計	874,810	1,219,297	1,562,263
資 金 部	54,051	27,024	111,288
維持資金収入	52,802	26,786	94,617
特別資金収入	1,248	239	16,670

注 明治40年度は、福岡医科大学分を除いた京都帝国大学分である。

表2-1-14 授業料収入等(明治40・45・大正6年度)

単位：円

区 分	明治40(1907)年度	明治45・大正元(1912)年度	大正6(1917)年度
授業料収入	38,357	56,295	92,685

表2-1-15 授業料単価(明治37～大正10年度)

単位：円

区 分	明治37～43(1900～10)年度	明治44～大正10(1911～21)年度
学 部	35	50
大 学 院	35	50

表2-1-16 医科大学附属医院収入(明治40・45・大正6年度)

単位：円

区 分	明治40(1907)年度	明治45・大正元(1912)年度	大正6(1917)年度
医 院 収 入	125,220	208,273	283,908

〔森林収入〕

本学に農科大学設置の機運が醸成した明治42年11月台湾総督府より約1億8,000万坪(5万9,504ha13)の管理換え仮引き継ぎを受け、台湾演習林とし本学の基本財産林となった。

朝鮮演習林は、大正元(1912)年12月慶尚南道演習林(一)3,526万2,000坪(1万1,656ha86)および同(二)993万6,000坪(3,284ha63)ならびに全羅北道演習林敷地2,847万坪(9,411ha57)を朝鮮総督府から80カ年無償借入し、大正7(1918)年11月事務所敷地田地482坪(1,593m²39)および苗圃地(一)876坪(2,895m²87)を購入した。さらに大正4(1915)年12月樺太敷香郡泊岸村古丹岸森林

樺太演習林(一)敷地3,515万2,434坪(1万1,620ha64)、大正5(1916)年12月樺太敷香郡敷香村垂屯森林樺太演習林(二)敷地2,484万9,000坪(8,214ha55)を樺太庁より所管換えを受け、大正6(1917)年4月には泊岸村に樺太演習林事務所敷地600坪(1,983m²47)および苗圃地5,250坪(1万7,355m²37)を樺太庁より管理換えを受けた。

これら演習林に関する事務は、演習林が官制化され独立の事務所が設けられるまでは本部において処理されていた。演習林は貴重な研究林であるとともに、その事業収入は本学の財政にとって大きな財源であった。

表2-1-17 演習林会計表(大正2～7年度)

単位：円

区 分	大正2年度	大正3年度	大正4年度	大正5年度	大正6年度	大正7年度
収 入	0	0	2,502	15,987	38,917	212,390
支 出	1,090	1,999	1,716	4,105	4,873	8,526

注1 大正7年度の収入には、台湾基本林製脳権譲渡による20万2,058円がある。

2 台湾、朝鮮、樺太の各演習林毎に円未満の端数は切り捨てたので、森林収入の決算額と一致しないものがある。

〔奨学寄附金〕

特別会計の歳入予算は政府支出金が主体をなしていたが、奨学寄附金については予算科目上、経常部に(項)用途指定寄附金が設けられていた。大正5(1916)年度から臨時部に(項)用途指定寄附金が移された。

奨学寄附金に係る委任経理制度の根拠規定は、「官立学校及図書館会計法」(明治23年法律第26号)から「帝国大学特別会計法」(明治40年法律第19号)の制定で移行し、「大学並直轄諸学校ニ於ケル奨学寄附金委任経理規程」(明治40年3月文部省訓令第4号)が制定され、これにより明治40年9月「委任経理奨学寄附金取扱手続」が制定された。委任経理奨学寄附金管理方法については明治40年8月文部大臣から認可された。

帝国大学特別会計法(抄)

第八条 寄附金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其条件ニ従ヒ之ヲ使用スヘシ

第1章 事務局

第九条 奨学ヲ目的トスル寄附金ハ帝国大学総長ニ經理ヲ委任スルコトヲ得

奨学寄附金の資金は、寄附者の指定に基づき研究奨励ならびに学生の奨学を目的として、資金部において公債証券・預金の利子とともに管理され、用途指定費歳入歳出予算計算書および附属書ならびに決定計算書が作成され、運用が図られていた。

c 校 地

医学部構内は、明治44(1911)年から明治45(1912)年にかけて民有の宅地1,452坪590(4,801m²95)を買収し、用地を拡張した。

病院西構内は、明治40(1907)年9月に民有の原野5,107坪および宅地1,196坪計6,303坪(2万836m²36)を公債証券と交換し、用地を拡張した。

北部構内理学部用地は、大正6(1917)年2月財団法人大日本武徳会所有の田、畑、原野等9,366坪870(3万964m²85)を有価証券と交換し、用地とした。

総長官舎(現：医学部構内敷地)は、明治44(1911)年10月民有の宅地554坪800(1,834m²04)を購入した。

5. 施設設備

明治40(1907)年5月に勅令(第215号)をもって臨時建築の事務を掌理させるため、文部省および帝国大学を通して、技師・技手が置かれ建築部が設置された。これまで文部省会計課建築係が担当していた建設工事は、建築部担当となりキャンパスの整備にとりかかることになった。この時期には、医科大学法医学教室、医科大学附属医院眼科学教室・病舎、学生集会所、学生寄宿舎・事務室、文科大学陳列館、理工科大学化学教室、土木工学教室などが順次新築された。また、建物の整備に伴い、設備も電力供給設備をはじめ大幅な整備が図られた。

電気設備は、明治41(1908)年、直流発電機24kw 1基、20kw 1基、10kw 1基、計3基の発電設備を増設した。その後、明治42(1909)年に汽機65馬力1基をさらに増設、実験用電力を供給した。当時、電灯用は夜間のみ送電していたが昼間も送電が開始(点灯数、白熱灯約2,000個)された。

大正2(1913)年、新発電所が完成し、最初は京都市より電力の供給を受けていたが、翌年、京都電灯(株)より220V 3相交流電力を受電し、旧発電所を予備用とした。大正4(1915)年、同社、高野発電所(現：左京区八瀬)を京都帝国大学高野水力発電所として借り入れ、大学までの専用電線延長4哩半(7.2km)を布設して供給を開始した。

大正5(1916)年には、電力供給および使用に関する審議を行うため、電力委員会規程が制定された。また、実験用電力の著しい増加に伴い、発電機容量が不足、使用効率を上げるため大正6(1917)年、全学の電灯をタングステン電球に取り替えた。これにより光色も著しく改良された。

電話設備は、大正2(1913)年、本部事務室の磁石式交換機が、共電式伏線単式交換機に更新され、電話機台数は34台となり、内26台は市内および市外の公衆電話と接続が可能になった。また、電力柱に共架された電話線の架空配線を電話専用の電柱に変更する工事が行われた。一方、医科大学附属医院事務室の磁石式複線単式交換機が50人用から100人用に増設され、基礎医学教室(57台)も通信可能となった。

ガスについては、明治44年度の供給量は271万立方尺(24万8,851m³)で、供給口は2カ所あり、1カ所は本部構内80万立方尺(7万3,461m³)、もう1カ所は附属医院191万立方尺(17万5,390m³)で各端相互に連結され、各教室等使用部所の分配ガス計量器で測定していた。

6. 式典・行事・その他

a 創立十周年記念祝式

明治40(1907)年、本学は創立十周年を迎えた。

祝日の4月1日は、午前中の祝式で分科大学学生の卒業証書の授与を行い、午後図書館において創立十周年の祝賀式が挙行された。

まず挙行に当たって各分科大学長と教授を含む17名に準備委員を嘱託し、様々な準備が進められた。4月2日(火曜日)は午前10時より午後3時まで各教室を公衆一般に観覧させることが決められ、観覧券6,000枚が印刷された。

第1章 事務局

そして第三高等学校、京都高等工芸学校、京都府立師範学校をはじめ京都市内の学校へ生徒・職員の観覧案内書を送付している。

牧野伸顯文部大臣に臨場演説依頼もなされ、第四師団軍楽隊長へは当日正午12時より午後4時までの予定で軍楽半隊の派遣を要請している。ちなみに当時の旅費等の概算として19円75銭が後日請求されており、内訳は大阪京都間往復旅費25名分11円25銭、軍隊費および車代7円、京都市内電車賃1円50銭である。

4月1日の祝式への案内状は500枚印刷され文部大臣、文部次官をはじめ、各界の人々に送られた。また3月25日の大阪朝日新聞・大阪毎日新聞・京都日出新聞に「本学卒業学士諸氏に、創立十周年祝式挙行に付参学ありたし」という広告を載せ、参集を呼びかけている。

当日の来賓には、例年どおり卒業生228名の姓名書と各分科大学研究事項を印刷した冊子が配布された。

当時の式次第によって、式の様子を概観しよう。

まず、大学祝日式は、4月1日午前10時、第1鈴が鳴って学生着席、第2鈴で、職員着席、来賓着席、第3鈴により御下賜品授与、総長演説、文部大臣祝辞と続いて終了し、来賓、職員、学生の順に退場して、その後別室で茶菓の供応がなされている。

創立十周年祝賀式は、午後0時45分学生入場、午後1時職員入場、そして奏楽があり、書記官が式の開始を告げると、まず職員総代の久原教授が式辞を述べ、その後木下総長の肖像の除幕を行っている。次に学生総代が祝辞を述べ、総長の謝辞と続き、再び奏楽があってから書記官が式の終わりを告げて終了し、最後に、法科大学東教室で祝宴が開かれている。

当時の官報には邦憲王が臨場し、東園侍従が遣わされて優等卒業学生7名に恩賜品の銀時計が授与されたこと、澤柳政太郎文部次官が文部大臣の祝辞を代読したこと等が記載されている。

特筆すべきことは、創立十周年を記念して図書館で祝賀講演会が開催されたことである。この講演会は以後毎年本学記念日(明治45年より3月1日)に、

他の行事が執り行われない時も、通俗講演会または記念講演会として各分科大学の教授により継続された。

b 国際交流

開学から10年を経て、京都帝国大学としての陣容を揃えた明治40年代に入ると欧米の各大学より様々な記念祭への招待を受けるようになった。

明治41(1908)年9月、翌年ケンブリッジ大学で開催されるダーキン誕生百年祭ならびに「種の起源」出版五十年記念会へ代表者の出席の照会を受けた本学では評議会で当時外国留学中の文科大学桑木厳翼教授の出席を決定し、さらに明治42年2月の評議会で祝文を贈ることを決めたが、文科大学で起草したものを文科大学長がさらに精査するという念の入れようで、初めて対外的に交流を始める帝国大学としての意気込みがうかがわれる。

この年には、アメリカのシアトルで6月から10月まで開催される太平洋博覧会にも、大学を紹介するために英文一覧、理工科大学紀要および写真を出品することが評議会で決定されたのをはじめ、7月28日から30日まで開催されるライブチヒ大学創立五百年祭にも海外派遣に決まった教授を参列させ、また祝辞を送付した。

同年7月の評議会では、各分科大学長に依頼していた日英博覧会に出品する品が以下のとおり決定されている。

- ・支那行政法仏訳(法科大学織田萬教授)
- ・法制史参考資料英訳(法科大学仁保亀松教授、池辺義象講師)
- ・日本語に翻訳された哲学史文学に関する欧米図書目録書千部出版
- ・理工科大学紀要

このほかにもジュネーブ大学創立三百五十年祭、明治43(1910)年に、伯林大学創立百年祭、明治44(1911)年にクリスチアニア大学創立百年祭、明治45(1912)年に英国ローヤル・ソサイエティー創立記念祭、ダブリン大学二百年祭へと代表者の参列の案内があり、そのつど可能なかぎり欧米に派遣中の教授を参列させている。

明治45年4月には米国イリノイ大学より交換教授についての照会があっ

第1章 事務局

た。6カ年を1期とし3カ年ずつ双方より教授の交換を行うもので、まず工科に属する科目の教授より始めたいという申し出であった。評議会は理工科大学へ照会を回付し、理工科大学の教授会で十分な検討がなされたが、東京帝国大学が同じ交換教授の申し出を断ったことから、本学も歩調を合わせ、協定を結ばないという結論になった。

交換教授は成立しなかったが、毎年助教授を留学生として欧米に送ることは続けられており、大正5(1916)年7月には教授の海外派遣の順位を巡って細かな申し合わせを評議会で決めている。以後大正6年度、7年度と第1次世界大戦勃発のため順位を先のぼしする者もあったが、3名以上の教授の派遣が続けられた。

第3項 京都帝国大学の拡充

大正7(1918)年、原敬内閣の下で「高等諸学校創立及拡張計画」が実施に移され、大正8年2月7日勅令第12号をもって帝国大学令が公布された。また、勅令第13号をもって帝国大学およびその学部が定められた。

京都帝国大学に法学部、医学部、工学部、文学部および理学部の5学部を置き、また、勅令第15号をもって京都帝国大学各学部における講座の種類および数が定められ、法学部に37講座、医学部に24講座、工学部に27講座、文学部に25講座、理学部に15講座、計128講座が置かれた。

大正8(1919)年5月経済学部が創設され、大正9(1920)年農学部用地の購入や法学部、理学部建物などの新営工事が相次ぎ着工され、大正12(1923)年11月には農学部が創設され、新営工事も着工された。大正13(1924)年5月農学部附属農場、同演習林が設置された。

大正15(1926)年10月に化学研究所が附置され、大正12(1923)年には医学部附属医院の再整備も始まった。

1. 管理運営

a 総長

大正8(1919)年4月総長選挙手続が制定された。その内容は、次のとおりであった。

1. 選挙権者は、京都帝国大学教授であること。
2. 被選挙権者は、京都帝国大学教授であること。
3. 第1次投票では、3名連記無記名投票によって10名の総長候補者を選出。
4. 第2次投票では、第1次投票によって選出された10名について、2名連記無記名投票によって2名の総長候補者を選出。
5. 第3次投票では、第2次投票によって選出された2名と現任総長のうちから過半数を得た者を総長候補者とする。過半数を得た者がいない場合には、上位者2名について決選投票を行う。

昭和2(1927)年12月総長選挙手続きおよび名誉教授推薦内規の改正について、各学部より2名の特別委員を選出して審議され、総長選挙手続きは昭和3(1928)年6月28日の評議会において決定された。改正要点は次のごとくであった。

1. 総長の任期は4年とし、引き続き2期を超えることができないこと。
2. 総長は、任期満了前、少なくとも60日前に各学部長に選挙の通告を為すこと。任期中の辞職の場合もまた同じ。
3. 第2次投票では、第1次投票で選出された10名と現任総長を加え、3名連記無記名投票で3名の候補者を選出する。
4. 第3次投票では、2次投票で選出された3名について、単記無記名投票によって、過半数を得た者を総長候補者とした。

b 評議会

明治19(1886)年勅令第3号をもって公布された帝国大学令は、大正8(1919)年2月7日勅令第12号をもって全面改正となり4月1日より施行され

第1章 事務局

た。これにより帝国大学の重要事項を審議する評議会の組織も改正された。評議会の構成は従来各分科大学長および各分科大学の教授1名であったものが、各学部長および各学部の教授2名に改正されたものである。

これより先、評議会は大学学制問題を検討するため、各分科大学から評議員を含む教授3名からなる臨時学制改革問題審議会委員会を大正7(1918)年4月25日に設置し、学年制の廃止をはじめとする15項目について審議を行った。

委員会は約1カ月の審議を経て、5月23日評議会に検討結果を答申した。優等生、特待生、卒業式については大正8年から廃止され、学年始めを4月とすることについては、大正10年1月京都帝国大学通則の全面改正に盛り込まれた。

2. 事務組織

a 官制定員

京都帝国大学官制(明治30年6月18日勅令第211号)により、この14年間の定員の推移を見ると、教授定員は115から182、助教授定員は57から132、助手定員は99から225へと京都帝国大学が拡充していったことがうかがわれる。

また、この間、大正10(1921)年4月12日勅令第85号により大学の職員として書記官を置くことが加えられ、昭和2(1927)年10月7日勅令第300号により、学生監たり得る者の対象に書記官が加えられ、昭和3(1928)年10月29日勅令第250号により、学生監の名称が学生主事に変更になった。

表2-1-18 官制定員改正一覧表(大正8～昭和7年度)

官制	大正8	大正9	大正10	大正11	大正12	大正13	大正14	大正15	昭和2	昭和3	昭和4	昭和5	昭和6	昭和7
総長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教授	115	115	135	148	153	163	172	179	180	180	182	182	182	182
助教授	57	57	81	96	105	115	122	131	132	132	134	134	135	132
助手	99	99	136	164	176	198	205	221	227	227	235	235	238	225
書記官	0	0	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1
事務官	5	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

第1節 庶務部・経理部・施設部

学生監	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
司書官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
薬局長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
書記	26	26	33	43	45	47	43	43	45	45	48	48	49	47
司書	6	6	7	7	8	11	11	11	11	11	11	11	11	10
薬剤手	5	5	5	5	6	6	6	11	11	11	11	11	11	10
看護長	3	3	10	10	10	10	10	15	15	15	15	15	15	14
技手	5	5	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
計	325	325	421	488	518	565	584	626	638	636	651	651	656	635

b 事務規程の整備

京都帝国大学の事務は、京都帝国大学分課規程(明治30年9月3日制定、明治45年1月改正)によれば、庶務課、会計課、図書館、学生監室に分けて処理されることとなっていた。

大正12(1923)年7月になると、「会計課事務分掌規程」が定められ、会計課には、予算決算掛をはじめ、7掛を置くこととされた。しかし、大正11(1922)年2月の規程制定の起案文書には、既に出納掛や監査掛の名称が使用されており、かなり早くからこれらの掛が設置されていたことが推測される。

会計課事務分掌規程は大正14(1925)年4月、大正15(1926)年9月、昭和8(1933)年11月と改正され、次のような規程となっていた。

会計課事務分掌規程

第一条 会計課ニ予算決算、出納、用度、監査、警備、工事司計及調査ノ各掛ヲ置ク

第二条 予算決算掛ニ於イテハ予算及決算ニ関スル事務ヲ掌ル

第三条 出納掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 収入支出ニ関スルコト、但シ医院ニオケル現金収入ヲ除ク
- 二 収入支出ニ関スル成規ノ記帳及諸計算書ノ調製
- 三 資金所属ニ現金及有価証券ニ関スルコト
- 四 委任経理ノ奨学寄附金ニ関スルコト
- 五 歳入歳出外現金及有価証券ニ関スルコト

第1章 事務局

六 本部所属人件費ノ經理

第四條 用度掛ニ於イテハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 本部所属物件費ノ經理及臨時傭人ノ雇上
- 二 契約ニ関スルコト、但シ契約書ヲ要セザルモノ及工事ニ関スルモノヲ除ク
- 三 物品會計ニ関スルモノ

第五條 監査掛ニ於イテハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 各部局會計事務ノ監査
- 二 會計ノ法規ニ関スルコト
- 三 會計課所属文書接受並発送ニ関スルコト
- 四 他ノ掛ニ属セザルコト

第六條 警備掛ニ於イテハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 国有財産ニ関スルコト
- 二 警備ニ関スルコト
- 三 本部所属傭人ノ採用、解傭及監督ニ関スルコト

第七條 工事司計掛ニ於イテハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 工事ノ入札並契約ニ関スルコト
- 二 工事用物件ノ購買ニ関スルコト
- 三 共通經費ニ関スルコト

第八條 調査掛ニ於イテハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 共同購買ニ関スル調査
- 二 用品ノ規格統一ニ関スル調査
- 三 直轄事業ニ関スル調査
- 四 ソノ他經濟的經理ニ関スル調査

第九條 各掛ニ主任ヲ置キ書記ヲ以テ之ニ充ツ

主任ハ課長ノ命ヲ承ケ掛ノ事務ヲ掌理スル

第十條 各掛関連ノ事項ハ合議ノ上決裁ヲ經ヘシ

第十一條 掛員ハ掛ノ事務ニ従事ス、但課長ノ命アルトキハ他掛ノ事務ヲ助ク

第十二條 本学ノ經理ニ準スベキ学友會費ノ収支ニ関シテハ前記各分掌事項ニ則リ各掛ニ於テ分担スルモノトス

この会計課事務分掌規程によると、掛を掌理するのは主任であり、また、課長の命により掛員は他の掛の事務を処理することが義務付けられており、かなり柔軟な事務処理体制がとられている。

3. 学 務

a 学 部

大正7(1918)年5月の臨時学制改革問題審議会委員会答申に基づき、評議会は、大正9(1920)年11月25日通則改正に関し各学部長からなる調査委員会を設置し、原案の作成にとりかかり、翌大正10(1921)年1月20日通則を全面改正した。学年は「九月十一日ニ始り翌年九月十日ニ終ル」を「四月一日ニ始り翌年三月三十一日ニ終ル」と学年の始期および終期の改正を行ったが、これは現在の学年制に続いている。また、京都帝国大学祝日を京都帝国大学記念日と改称した。大正11(1922)年2月には3月1日の京都帝国大学記念日が学年の始期および終期の関係で学年末試験時期に当たることとなったため、再び本学創設の勅令制定日である6月18日に変更した。ただし同年に限り3月1日を休日とした。大正14年12月の改正では冬期休業期間を3日間短縮して1月7日までとした。明治44(1911)年に値上げされて以来据え置きとなっていた授業料については、大正11(1922)年2月に年間50円を75円に、また大正14(1925)年2月には100円に、そして昭和4(1929)年3月には120円に改定した。

b 大 学 院

大正9(1920)年7月6日勅令第200号をもって「学位令」が公布され、明治31年勅令第344号をもって公布された旧学位令および第345号をもって公布された博士会規則が廃止された。新旧学位令で大きく異なる点は表2-1-19のとおりである。

新学位令が公布されたのを受けて、大正10(1921)年3月26日「京都帝国大学学位規程」を制定した。本学において授与する学位は法学博士、医学博士、工学博士、文学博士、理学博士、経済学博士の6種とした。なお、旧学

第1章 事務局

表 2 - 1 - 19 新旧学位令対照表

	旧 学 位 令	新 学 位 令
授与権者	・ 文部大臣が授与	・ 文部大臣の認可を経て大学が授与
種 類	・ 学位の種類は学位令で定める	・ 大学において定め、文部大臣の認可を受ける
授与手続	・ 大学院によるものと博士論文によるものとの2本立 ・ 博士会、大学総長の推薦	・ 大学院によるものと博士論文によるものとの2本立 ・ 学位授与の公正を目的として授与を受けた日から6カ月以内に論文印刷公表を義務付け
細 則	・ 文部省令によって施行細則を定めていた	・ 細部の運用は文部大臣の認可を経て、大学において学位規程を定め運用する

位令で授与したものは法学博士32名(※28名)、医学博士183名(※14名)、工学博士42名(※28名)、文学博士29名(※16名)、理学博士21名(※9名)の合計307名(※95名)にのぼった(括弧内※印は推薦によるもので、内数である)。

京都帝国大学学位規程

第一条 本学ニ於テ授与スル学位ハ左ノ六種トス

法学博士

医学博士

工学博士

文学博士

理学博士

経済学博士

第二条 本学大学院学生ニシテ二年以上研究ニ従事シタルモノハ其ノ研究事項ニ就キ論文ヲ総長ニ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得前項ニ該当スル者ノ外学位ヲ請求スル者ハ自著論文ニ履歷書ヲ添エ請求スル学位ノ種類ヲ指定シテ之ヲ総長ニ提出スヘシ

総長ハ受理シタル論文ヲ当該学部教授会ノ審査ニ付ス

第三条 学位論文ハ一篇トシ三通ヲ提出スヘシ但シ参考トシテ他ノ論文ヲ附加

スルコトヲ妨ス

審査ノ為必要アルトキハ学部教授会ハ学位請求者ヲシテ論文ノ訳文又ハ模型
標本其ノ他ノ材料ヲ提出セシムルコトヲ得

第四条 学位ヲ請求スル者ハ審査手数料金百円ヲ納付スヘシ

既納ノ手数料ハ之ヲ返付セス

第五条 学部教授会ハ審査ニ付セラレタル論文ニツキ教授中ヨリ委員ヲ選定シ
テ之ヲ調査セシム

学部教授会ニ於テ必要アリト認ムルトキハ当該学部教授以外ノ者ニ調査ノ一
部ヲ委嘱スルコトヲ得

第六条 調査委員論文ノ調査ヲ了リタルトキハ其ノ概要ニ意見ヲ付シテ之ヲ教
授会ニ報告スヘシ

第七条 学位授与ノ決議ヲナスニハ当該学部教授ノ三分ノ二以上出席シ其ノ三
分ノ二以上ノ賛成アルコトヲ要ス

第八条 学部教授会ニオイテ審査ヲ了リタルトキハ学部長ハ論文ニ其ノ審査要
旨ヲ添エ総長ニ報告スヘシ但シ学位ヲ授与スヘカラスト議決シタルトキハ審
査要旨ヲ添付スルコトヲ要セス

第九条 本学ニ於テ学位ヲ受領シタル者ニシテ其ノ榮譽ヲ汚辱スル行為アルト
キハ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経文部大臣ノ認可ヲ受ケテ学位ノ授与ヲ取
消シ学位記ヲ返還セシム

前項ノ議決ヲナスニハ当該学部教授ノ三分ノ二以上出席シ其ノ四分ノ三以上
ノ同意アルコトヲ要ス

第十条 学位記ノ様式左ノ如シ

学 位 記

道 府 県

氏 名

右者論文

ヲ提出シテ学位ヲ請求シ本学何学部教授会ハ之ヲ授与スヘキ者ト認メタリ
仍テ大正九年勅令第二百号学位令ニ依リ茲ニ何学博士ノ学位ヲ授ク

年 月 日

京 都 帝 国 大 学 ㊤

4. 財 政

a 財政制度

明治40(1907)年4月より「帝国大学特別会計法」に基づき京都帝国大学に係る特別会計が設けられ運営されていたが、政府支出金を法定化したことは、帝国大学の運営上、数年後を見通した事業の緩急順序を考えての計画的遂行ができるなどの利点を有していたが、教育研究の拡充などに伴い実質的にその意義が失われてゆくことになり、大正10(1921)年3月に「大学特別会計法」(大正10年法律第11号)に改められた。

大正14(1925)年3月同法の一部改正により、政府支出金の法定化が廃止され、同時に明治40(1907)年に設けられた帝国大学経理委員会も廃止された。

またこの一部改正によって、従来各帝国大学別に区分されていた特別会計が、制度上1つの特別会計に包括される制度となった。

b 歳入・歳出

本学の財政規模について、一般会計である文部省所管経費決算報告書の歳出決算額と特別会計である京都帝国大学歳入歳出決定計算書の決算額の2会計の合計は、表2-1-20のとおりである。

表2-1-20 文部省所管経費および京都帝国大学特別
会計決算額(大正11・昭和2・7年度)

歳 入			単位：円
区 分	文部省所管経費	京都帝国大学特別会計	計
大正11(1922)年度	—	3,813,238	3,813,238
昭和2(1927)年度	—	5,777,631	5,777,631
昭和7(1932)年度	—	4,516,417	4,516,417

歳 出			単位：円
区 分	文部省所管経費	京都帝国大学特別会計	計
大正11(1922)年度	438,680	3,334,164	3,374,558
昭和2(1927)年度	104,823	5,047,358	5,882,454
昭和7(1932)年度	8,978	4,476,068	4,525,395

(1) 文部省所管経費

文部省所管経費の經常部においては、主な科目に科学研究奨励費および在外研究員費が、臨時部においては、高等諸学校創設及拡張費の理学部拡張、農学部創設、法学部拡張、臨時在外研究員費などが措置された。

歳出決算額の推移は、表2-1-21のとおりである。

表2-1-21 文部省所管経費歳出決算額(大正11・昭和2・7年度)

単位：円

区 分	経 常 部	臨 時 部	合 計
大正11(1922)年度	33,599	405,082	438,680
昭和2(1927)年度	20,351	84,472	104,823
昭和7(1932)年度	8,978	0	8,978

注1 大正11年度の臨時部は、学部拡張費である。

2 (款)高等諸学校創設及拡張費は、大正8年度から昭和3年度まで歳出決算額は続き、合計額は440万92円であった。

会計の区分について、「文部省所管経費決算報告書」は、昭和4年5月文部省会計課長通牒発令第306号をもって様式中「予算額」は「小切手振出委任額」に変更された。本学の決算報告書では昭和4年度分から「一般会計経費決算報告書」が用いられるようになった。

(2) 京都帝国大学特別会計

本学の運営経費のほか工学部拡張費、理学部地質学鉱物学教室、医院建物改築費などの営繕費関係費、設備費のほか、自然災害ならびに火災事故の復旧費が続き、医院などの施設整備が、京都帝国大学特別会計に計上されていた。

表2-1-22 京都帝国大学特別会計決算額(大正11・昭和2・7年度)

歳 入

単位：円

区 分	經常部	臨時部	計	資金部
大正11(1922)年度	3,121,237	692,000	3,813,238	141,004
昭和2(1927)年度	4,136,645	1,640,986	5,777,631	38,148
昭和7(1932)年度	4,162,388	354,029	4,516,417	187,260

第1章 事務局

歳出

単位：円

区 分	經常部	臨時部	計	資金部
大正11(1922)年度	2,779,491	554,673	3,334,164	68,000
昭和2(1927)年度	3,948,662	1,098,695	5,047,358	92,533
昭和7(1932)年度	3,931,514	544,554	4,476,068	147,519

注 大正9年度から大正13年度まで学年改正に伴う臨時授業費が措置された。

① 政府支出金

大正13(1924)年度までの政府支出金定額制のもと、ならびに定額制が廃止された大正14(1925)年度までの京都帝国大学政府支出金の推移は、表2-1-23のとおりである。

表2-1-23 政府支出金(大正8～14年度)

単位：円

区 分	大正8(1919)年	大正9(1920)年	大正10(1921)年
(第一項)政府支出金受入	1,035,100	1,508,641	1,958,476
(第一目)政府支出金受入	1,035,100	1,473,318	—
(第一目)定額支出金受入	—	—	1,715,428
(第二目)工学部拡張費支出金受入	—	35,323	—
(第二目)工学部及理学部拡張費支出金	—	—	243,048

区 分	大正11(1922)年	大正12(1923)年	大正13(1924)年	大正14(1925)年
(第一項)政府支出金受入	2,205,548	2,218,055	2,615,914	2,609,891
(第一目)定額支出金受入	1,756,538	1,705,961	1,805,961	—
(第一目)政府支出金受入	—	—	—	2,609,891
(第二目)学部拡張費支出金受入	449,010	512,094	809,953	—

注 臨時部にも臨時政府支出金はあるが、法定とされている經常部の政府支出金を記載した。

② 自己収入

京都帝国大学の歳入構成、本学への政府支出金、授業料、医院、農場、演習林、化学研究所等の歳入決算額の推移は、次のとおりである。

表2-1-24 京都帝国大学特別会計歳入決算額(大正11・昭和2・7年度)

単位：円

区 分	大正11(1922)年度	昭和2(1927)年度	昭和7(1932)年度
經常部	3,121,237	4,136,645	4,162,388
政府支出金受入	2,205,548	2,626,640	2,406,229
諸 収 入	915,689	1,510,005	1,756,159
臨時部	692,000	1,640,986	354,029
臨時政府支出金受入	450,460	1,043,161	160,000
資金繰入	—	60,000	145,000
用途指定寄付金	16,001	27,663	13,045
前年度支出未済金繰入	225,539	482,612	35,984
演習林臨時収入	—	27,549	—
合 計	3,813,238	5,777,631	4,516,417
資金部	141,004	38,148	187,260
維持資金収入	88,446	37,113	184,707
特別資金収入	52,558	1,036	2,553

表2-1-25 授業料収入等(大正11・昭和2・7年度)

単位：円

区 分	大正11(1922)年度	昭和2(1927)年度	昭和7(1932)年度
授業料収入	160,598	450,537	613,802

注 授業料、研究料、講習料および聴講料を含む。

表2-1-26 授業料単価(大正11～昭和18年度)

単位：円

区 分	大正11～13 (1922～24)年度	大正14～昭和3 (1925～28)年度	昭和4～18 (1929～43)年度
学 部	75	100	120
大 学 院	50	75	100

第1章 事務局

表2-1-27 病院(患者)収入(大正11・昭和2・7年度)

単位：円

区 分	大正11(1922)年度	昭和2(1927)年度	昭和7(1932)年度
病 院 収 入	522,289	829,216	899,101

注1 大正11年度から科目名は、(目)病院収入となり、入院、診療、治療、外来患者薬料、雑入を含む。

2 昭和24年5月までは医学部附属医院だが、予算科目としては大正11年以後「病院収入」となっている。

〔森林(演習林)収入〕

大正10(1921)年4月には京都府北桑田郡地井村字南外8箇字地井部落有林に662万7,115坪(2,190ha78)に地上権を設定して芦生演習林を設置した。

表2-1-28 演習林会計表(大正8～13年度)

単位：円

区 分	大正8年度	大正9年度	大正10年度	大正11年度	大正12年度	大正13年度
収 入	56,627	60,573	58,268	162,733	88,068	91,523
支 出	27,429	26,052	49,053	33,605	273,149	58,224

注 演習林に関する事務は、演習林が官制化され独立の事務所が設けられた大正13(1924)年9月までは本部において処理していた。なお、大正13年度以後も各演習林、試験地が設置された。

〔奨学寄附金〕

奨学寄附金に係る委任経理制度の根拠規定は、帝国大学特別会計法から大学特別会計法に移され、これにより文部省訓令の一部改正が行われた。学内の取扱手続きについては、大正12年7月委任経理奨学寄附金取扱手続が改正された。

〔その他収入〕

農場収入は大正14年度に始まり、昭和6年4月には、「理学部瀬戸臨海研究所水族館観覧料観覧規程」が定められ、当時水族館の開館日は6月1日から9月30日までの夏季に限られていた。「化学研究所製品並試作品私下規程」が昭和7年7月に制定され、収入金が計上されるようになった。受託研究では、当時は「委託研究」と称し、「工学部委託研究規程」が昭和5年11月に

制定された。

c 校 地

本部構内は、大正14(1925)年6月法律第17号大学特別会計法中、改正法律附則第4項により第三高等学校より引き継ぎを受けた敷地4万7,531坪880(15万7,130m²17)を移替授受した。

北部構内農学部用地は、大正9(1920)年度に民有の田、畑、宅地4万651坪200(13万4,384m²12)を、大正10年度に民有の田、畑3,469坪(1万1,467m²76)を、大正11年度に民有の田、畑、原野2,524坪(8,343m²80)をそれぞれ寄付金献納資金で購入した。

旧教養部構内の文部省所属地であった学生寄宿舍および集会所敷地4,992坪760(1万6,504m²99)が、大正14(1925)年1月本学敷地に編入となった。

高槻農場は、昭和2(1927)年10月民有の田1万8,549坪(6万1,319m²)を購入し、昭和3(1928)年5月新京阪鉄道株式会社から、田2万6,946坪(8万9,077m²68)の寄付を受けた。農場古曾部用地は昭和4(1929)年から昭和6(1931)年にかけて民間の個人から2,356坪690(7,790m²71)を有償借入(その後、昭和46年10月購入)した。

このほか、宇治構内に移転するまで大阪府高槻市に化学研究所が置かれていたが、この校地は、昭和2(1927)年10月民有地4,504坪(1万4,889m²25)を購入し、新京阪鉄道株式会社から1,825坪(6,033m²05)を借用して用地とした。なお、この校地は、昭和42(1967)年において建築交換により整理されて現存しない。

5. 施設設備

大正9(1920)年度から、「高等諸学校創設及拡張費」「新営及設備費」で理学部、工学部、農学部、法学部の大幅な整備が行われた。この時期になって初めて木造・煉瓦造りであった学校建築に鉄筋コンクリート造りが採り入れられた。

本学最初の鉄筋コンクリート造りの建物は、大正11(1922)年に建てられた

第1章 事務局

工学部建築学教室で、その後農学部本館、本部本館、理学部事務室などが次々に整備された。この頃の鉄筋コンクリート造りの建物に使用された鉄筋は、主に米国から輸入された異型鉄筋であったが、ラーメン計算はまだ十分でなく、構造力学的な配筋法の研究は関東大震災以降であった。

電話設備は、大正15(1926)年「京都帝国大学公衆電話貸付並電話諸料金支払手続」が定められ、総長、書記官などの職務によって大学より公衆電話が貸し付けられるとともに、その料金を大学が負担することとされた。

給水設備は、昭和6(1931)年給水使用量の増加に対応して附属医院に1号井戸(300mm×82m、揚水量1,000l/分)が掘削された。

また、大正14(1925)年、本部本館の新営に合わせ、塔時計が設置され運転が開始された。照明設計者は、工学部教授の武田五一であり、仕様等は、製造所：ドイツ、シーメンス社、針仕様：長針3尺5寸、8貫、短針2尺8寸、3貫、制御：宇宙物理学教室の天文観測用親時計より電話線で時刻信号を受信し、駆動モーターを制御、経費：9,480円83銭(内税金365円6銭)、であった。

6. 式典・行事・その他

a 新入学生宣誓式

大正10年4月16日(土曜日)午前9時から以下の式次第により法学部大講堂において新入学生宣誓式が挙行され、また、翌年以降は5月の土曜日に挙行された。

一 総長以下職員着席

一 総長告辞

右終リテ総長以下職員退場

一 学生順次各学部長面前ニオイテ学籍簿ニ記名

終リテ退散

b 学部卒業式

大正7年4月に設置された臨時学制改革問題審議会において審議された優

等卒業生および特待生の制度の廃止は大正8年より実施され、卒業証書等は各学部において交付されてきたが、昭和2年1月20日開催の評議会は、各学部よりの申し出により、学部卒業式を次の概要により挙行することとした。

- ・毎年3月30日挙行。
- ・総長は簡単な告辞をなす。
- ・卒業生、合格生は総代より簡単な答辞をなす。
- ・学年の中途に卒業する者はそのつど証書を渡す。
- ・来賓を案内する(奨学資金寄付者には必ず案内状を出し、卒業生の父兄は招待しない)。ただし記念祝日の招待会を廃し30日に移す意味にてその程度の饗応をする。
- ・卒業生、合格生には茶菓の饗応をする。

昭和2年3月30日午前10時から本学新館階上大広間において、卒業生、職員、来賓の順で着席し、学部卒業式は、証書授与、総長告示と進行し、卒業生総代答辞で終わっている。

立食についてはとり止め、来賓には菓子折(2円程度)、卒業生には饅頭(50銭)が配られた。これ以降、昭和18年文部省令第68号をもって修業年限の臨時短縮が公布され9月に卒業式が実施されるまで、毎年3月30日に卒業式を挙行してきた(途中30日が日曜日に当たり31日に変更した年もある)。

c 本学祝日

明治44(1911)年6月19日京都帝国大学通則の改正により、3月1日を京都帝国大学祝日としてきたが、大正10(1921)年には学制改革に伴う通則の改正(学年ハ4月1日ニ始リ3月31日ニ終ル)により、当日はちょうど学年末試験に当たることになったので、翌大正11(1922)年2月の改正で再び明治30(1897)年における本学創設の勅令制定日である6月18日に変更され、京都帝国大学記念日として祝日行事が実施されてきた。大正2(1913)年以降は火災の跡始末(明治45年10月22日理工科大学教室より出火し、本学本館を焼失)および天皇死去による諒闇中であることから学内縦覧、展覧、祝宴等は見合わせ、法科大学東大講堂において本学教授による祝日講演会のみを実施してきた。しかし

第1章 事務局

大正10年3月1日の祝日には、本学に関係ある地方名士を招待し、午後5時半から本部階上談話室において高等官講師以上の会費制による晩饗会が開催された。当日各部判任官以下嘱託、雇員、傭人等に対しては酒肴料が支給された。

大正11(1922)年6月18日は本学の創立25周年目に当たり、それを記念して、創立25周年記念式が久邇宮邦彦王、多嘉王の臨場のもと図書館東広場において午前10時から挙行された。式次第は総長式辞演説に始まり、創立以来の25年および20年勤続職員に対する表彰(褒状および金一封の授与)、文部大臣祝辞(文部大臣、文部次官に代わり図書局長出席)、職員祝辞、卒業生祝辞に続き、学生祝辞が行われ、式後工学部大教室で祝宴が開かれ、また大園遊会も開催された。このほか記念講演会、学内縦覧、記念出版、記念絵はがきの配布も行われた。

また、25周年記念事業の1つとして楽友会館の建設が取り上げられ、京都帝国大学楽友会(会館建設費拠金者で組織)による募金事業により大正14(1925)年5月に竣工し開館式が行われ、この会館は本学に寄贈された。

大正14年5月には6月18日の本学記念日のほかに以降5月の第3日曜日を本学祝日とすることとなり、5月17日には農学部大運動場において、教職員・学生による摂政宮の奉迎式の後、大園遊会が催されたほか、午後6時から前年7月に完成した本部新館階上において晩饗会が開催された。これ以後、5月第3日曜日には園遊会および晩饗会を、6月18日には講演会を開催することになった。

d 国際交流

大正11(1922)年1月、それまでの文部省在外研究員規程、通信省在外研究員規程等を廃止し、新たに「在外研究員規程」が勅令第6号をもって、また「在外研究員規程施行細則」が同年3月文部省令により制定された。これらを受け、本学においては「京都帝国大学教授外国派遣に関する申し合わせ」が大正14(1925)年1月から施行された。

第4項 京都帝国大学の苦悩

大正期に始まった医院の再整備も昭和13(1938)年に完成し、昭和14(1939)年8月には人文科学研究所、昭和16(1941)年3月には結核研究所、同年11月工学研究所、昭和19(1944)年5月には、木材研究所が附置された。

日中戦争の勃発した昭和12(1937)年以降、戦時体制が強められ、戦局の進行とともに戦時措置が一層強められた。戦時動員体制は、本学においても例外ではあり得なかった。

昭和20(1945)年6月には「帝国大学処務規程」(文部省訓令)で事務局が置かれた。まもなく終戦をむかえ、帰還してくる将兵や同胞をかかえ、人口は急激に膨張し、食糧の欠乏に伴う社会の要請を背景に昭和21(1946)年9月には食糧科学研究所が附置された。

なお、昭和21年4月1日、勅令第205号により帝国大学官制が制定され、京都帝国大学官制が廃止された。

1. 管理運営

大正8(1919)年に制定された総長候補者詮衡手続内規は、昭和8(1933)年6月20日の評議会において、「昭和八年六月施行ノ総長候補者選挙ニ限り総長候補者選挙手続第七条中二週間前トアルハ之ヲ五日前トス」と決議された。

さらに、昭和13(1938)年11月10日の評議会において、「総長候補者選衡手続内規」が定められた。選挙の具体的方法は、従前の選挙とあまり変わっていないが、投票用紙に番号の記載がなされることとなった。

昭和13年7月、浜田耕作総長の後任の選考方法を巡って、荒木貞夫文部大臣が帝国大学総長官選の意向をもっていたことから、帝国大学と意見の調整をする必要が生じ、京都帝国大学では、評議員で構成する大学制度調査委員会を設置し、検討を行った。その結果、昭和13年10月18日6 帝国大学の案

第1章 事務局

「総長候補者推薦に関する件」を決定した。

総長候補者推薦ニ関スル件

- 一 総長ハ全教授ノ意見ヲ徴シテ後任候補者ヲ選衡シ之ヲ文部大臣推薦スルモノトス

総長死亡シタルトキ又ハ後任候補者ヲ推薦セスシテ退職シタルトキハ総長代理者之ヲ行フ

- 一 教授ノ答申ハ署名セル文書其他責任ヲ明カスル方法ヲ以テ之ヲ為スモノトス
- 一 総長更迭ノ時期ハ別ニ之ヲ定ム

学部長候補者推薦ニ関スル件

- 一 総長ハ学部長ノ推薦ニ基キ後任学部長候補者ヲ文部大臣推薦ス
- 一 学部長後任候補者ヲ推薦スル当リテハ之ヲ教授会ニ諮ルモノトス
- 一 教授ノ答申ハ署名セル文書其他責任ヲ明カスル方法ヲ以テ之ヲ為スモノトス
- 一 学部長更迭ノ時期ハ別ニ之ヲ定ム

教授助教授候補者推薦ニ関スル件

- 一 総長ハ学部長ノ推薦ニ基キ教授助教授候補者ヲ文部大臣ニ推薦ス
- 一 学部長教授助教授候補者ヲ推薦スルニ当リテハ之ヲ教授会ニ諮ルモノトス
- 一 教授ノ答申ハ署名セル文書其他責任ヲ明カスル方法ヲ以テ之ヲ為スモノトス

覚

- 一 別紙要項中「署名セル文書其他責任ヲ明カスル方法」トアルハ選挙投票ヲ含マス

又「更迭ノ時期ハ別ニ之ヲ定ム」トアルハ総長ノ場合ハ大臣ニ於テ学部長ノ場合ハ大臣及総長ニ於テ夫々大凡ノ在職期間ヲ含ミ置キ之ヲ記録シテ引継等備フル意味ヲ表示シタルモノナリ

- 一 7月28日文部大臣要望ノ主旨中ニハ大学ノ人事ニ関シテハ大学ノ使命遂行ニ関シ文部大臣ニ於テ充分ナル考慮ヲナスコトヲモ含ム

右念為記録止ム

2. 事務組織

a 官制定員

昭和8(1933)年から昭和17(1942)年までの官制定員の推移は、次のとおりである。

表2-1-29 官制定員改正一覧表(昭和8～17年度)

官 制	昭和8	昭和9	昭和10	昭和11	昭和12	昭和13	昭和14	昭和15	昭和16	昭和17
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
総 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教 授	182	182	184	184	186	188	192	194	206	207
助 教 授	132	133	135	135	138	146	149	151	163	166
助 手	225	226	235	235	242	256	264	266	278	283
書 記 官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
学 生 監	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事 務 官	2	1	2	2	2	2	3	3	3	3
学 生 主 事	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
司 書 官	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
薬 局 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
書 記	47	48	48	48	51	51	53	53	55	47
司 書	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
薬 剤 手	10	10	10	10	10	10	11	11	11	8
看 護 婦 長	14	14	14	14	17	17	17	17	17	15
学 生 主 事 補	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
技 手	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
計	645	647	661	661	679	703	722	728	766	762

b 事務規程の整備

昭和12(1937)年10月、「京都帝国大学庶務課事務分掌規程」が制定され、庶務課は、秘書掛、庶務掛、文書掛の3掛で編成された。

庶務課事務分掌規程

(昭和12年10月13日制定)

第一条 庶務課ニ秘書掛、庶務掛、文書掛ヲ置キ課務ヲ分掌ス

第二条 秘書掛ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 官印保管ニ関スル事項

第1章 事務局

- 二 機密ニ関スル事項
- 三 敘任恩賞其ノ他身分ニ関スル事項
- 四 褒章ニ関スル事項
- 五 学位ニ関スル事項
- 六 出張請暇及怠調査ニ関スル事項
- 七 履歴書ノ整理ニ関スル事項

第三条 庶務掛ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 御真影並勅語謄本ニ関スル事項
- 二 祝祭日儀式並諸会合ニ関スル事項
- 三 官制並諸規則等改正ニ関スル事項
- 四 在外研究員並外国出張ニ関スル事項
- 五 評議会ニ関スル事項
- 六 学術奨励金並研究費補助ニ関スル事項
- 七 他掛ニ属セサル事項

第四条 文書掛ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 文書ノ接受発送ニ関スル事項
- 二 文書ノ編纂記録保存ニ関スル事項
- 三 統計報告ニ関スル事項
- 四 官報報告並学報ニ関スル事項
- 五 刊行物ノ編纂ニ関スル事項
- 六 鉄道割引証ニ関スル事項
- 七 公用図書ニ関スル事項

第五条 各掛ニ主任ヲ置ク

主任ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

会計課は、大正12(1923)年以来、予算決算、出納、用度、監査、警備、工事司計および調査の7掛で構成し課務を分掌したが、昭和12年10月からは、主計、出納、用度、および監査掛に再編され、工事司計掛は、営繕課へ移行した。

昭和13(1938)年4月決定の本部各課長委任事項を見ると、庶務課、会計

課、学生課および営繕課であったものが、庶務課、会計課、営繕課、学生課および管理課に再編された。

各課長に委任された事項は、次のとおり。

○庶務課長

- 一 課員ノ分掌ヲ定ムルノ件
- 一 雇員以下ノ出張ニ関スル件
- 一 判任官以下ノ諸願諸届ヲ処理スルノ件
但シ官吏服務紀律ニ依ル諸願ヲ除ク
- 一 官報報告並学報発行ニ関スル件
- 一 他官庁学校等ニ対スル輕微ナル照会又ハ回答等処理ノ件
- 一 本部宿直ニ関スル件
- 一 辞令書処理ノ件
- 一 其他輕微ナル事項処理ノ件

○会計課長

- 一 課員ノ分掌ヲ定ムルノ件
- 一 巡視小使定夫給仕等ノ進退身分ニ関スル件(営繕課、管理課ヲ除ク)
- 一 雇員以下ノ出張ニ関スル件
- 一 警備ニ関スル報告処理ノ件
- 一 課員ノ諸届処理ノ件
- 一 徴収報告書提出ノ件
- 一 一廉三百円未満ノ物品ノ購入買却並処分ニ関スル件
- 一 各部局間ノ移算ニ関スル件(貸借關係其ノ他特殊ナルモノヲ除ク)
- 一 支出済額報告書提出ノ件
- 一 支出官事務規程ニ関スル事項処理ノ件
- 一 計算証明規程ニ関スル諸計算書提出ノ件
- 一 特別資金委任經理ノ為支出ノ件
- 一 預金利子処分請求ノ件
- 一 委任經理奨学寄附金ノ出納並諸計算書報告ノ件
- 一 保証担保充用国債現在高報告ノ件
- 一 指名競争入札報告ノ件

第1章 事務局

- 一 其他輕微ナル事項処理ノ件

○営繕課長

- 一 課員ノ分掌ヲ定ムルノ件
- 一 給仕小使職工ノ進退身分ニ関スル件
- 一 課員ノ諸届処理ノ件
- 一 課員ノ除服出仕ヲ命スルノ件
- 一 雇員以下ノ出張ニ関スル件
- 一 工事着手ニ関スル件
- 一 一廉千円以下ノ工事竣功検査ニ関スル件
- 一 其他輕微ナル事項処理ノ件

○学生課長

- 一 課員ノ分掌ヲ定ムルノ件
- 一 課員ノ諸届処理ノ件
- 一 雇員以下出張ニ関スル件
- 一 大学院学生ヨリ請求スル定例アル諸証明書下附ノ件
- 一 卒業生並学生生徒ノ思想性行等証明書発行ノ件
- 一 学内諸揭示認許ノ件
- 一 日本文化講義報告ニ関スル件
- 一 学生集会所使用ニ関スル件
- 一 授業料分納許可願ノ件
- 一 其他輕微ナル事項処理ノ件

○管理課長

- 一 課員ノ分掌ヲ定ムルノ件
- 一 職工火夫小使人夫交換手給仕等ノ進退身分ニ関スル件
- 一 課員ノ諸届処理ノ件
- 一 雇員以下ノ出張ニ関スル件
- 一 宿直ニ関スル件(電力掛保線室、電力掛変電所、電話交換室、給水ポンプ室、吉田山給水場)
- 一 電力、瓦斯、給水停止ノ件
- 一 電話、電力等ニ関スル諸届提出ノ件

一 其他軽微ナル事項処理ノ件

昭和20(1945)年6月16日「帝国大学処務規程」(文部省訓令)が制定され、事務局と学生部が置かれ、事務局には、庶務課、会計課および営繕課が置かれた。

帝国大学処務規程

第一条 帝国大学ニ左ノ局部ヲ置ク

事務局

学生部

第二条 事務局ニ庶務課、会計課及営繕課ヲ置ク

第三条 学生部ニ学生課及動員課ヲ置ク

第四条 事務局ニ局長一人、学生部ニ部長一人、事務局及学生部ノ各課ニ課長一人ヲ置ク

事務局長ハ当該帝国大学事務監ヲ以テ之ニ充ツ

学生部長ハ当該帝国大学学生主事ノ中ヨリ帝国大学総長之ヲ補ス

各課長ハ当該帝国大学ノ書記官、事務官、技師ノ中ヨリ帝国大学総長之ヲ補ス

第五条 事務局及学生部各課ノ事務分掌ニ付テハ当該帝国大学総長別ニ之ヲ定ム

昭和21(1946)年1月23日、帝国大学処務規程は改正され、事務局に庶務課、会計課、営繕課、厚生・輔導課が置かれ、学生部が廃止された。

昭和21年4月1日、京都帝国大学分課規程が改正され、京都大学には、事務局と学生部を置くこととし、事務局は、庶務課、会計課、営繕課、管理課、輔導課および厚生課の6課編成となった。

3. 学 務

a 学 部

昭和13(1938)年3月1日、京都帝国大学通則が改正され、実施に移された。改正通則は従来のもを当時の情勢に適應した内容に根本的に改め、併せて用語・字句の統一を図ったもので、前総長時代から相当長期間委員会を

第1章 事務局

設けて検討されてきたものであった。

改正の主要な点は、入学志望者または入学許可者の身体検査、学士試験に合格せずに学籍を脱した者の再入学、他学部の科目の聴講、学生票の交付携帯、聴講生・専修科生などに関する条項が新たに加えられたことであるが、ほかに停学や放学の処分を受けた者の授業料納付・在学年限・貸費返納などを詳しく規定したことなどは、当時の学内情勢を反映するものとして注目される。

昭和14(1939)年3月31日、医学部の薬学科設置に伴い、学士称号の中に薬学士を加えた通則の一部改正が行われた。同年5月13日に勅令第315号をもって本学に臨時附属医学専門部が設置され、5月15日に「臨時附属医学専門部学則」を制定した。

昭和16(1941)年3月13日、学生を中心とした親睦機関である学友会を改組し、全学学生加入の趣旨が徹底され、また会の名称も懇親を目的としたものは避けるという文部省の方針にそって同学会と改めることを定めた通則の一部改正が行われた。同年10月16日に勅令第924号をもって「大学学部等の在学年限または修業年限の臨時短縮に関する件」が公布された。すなわち大学令の規定による大学学部等の在学年限は当分の間6カ月以内短縮することを得ると定められ、文部省令第79号をもって「大学学部等の在学年限または修業年限の昭和十六年度臨時短縮に関する件」が公布され、大学学部の在学年限は昭和16年度においてはその年度に卒業すべき者につき3カ月短縮することになった。また、同年11月1日に、文部省令第81号をもって「大学学部等の在学年限または修業年限の昭和十七年度臨時短縮に関する件」が公布され、大学学部の在学年限は昭和17年度においては、当該年度に卒業すべき者につき6カ月短縮することになった。

昭和17(1942)年11月25日に、文部省令第68号をもって「大学学部等の在学年限または修業年限の昭和十八年度臨時短縮に関する件」が公布され、大学学部の在学年限は、昭和18年度においては当該年度に卒業すべき者につき6カ月短縮することになった。

昭和18(1943)年6月の閣議決定によって「学徒戦時動員体制確立要項」が出された。同年10月1日に勅令第755号をもって「在学徴集延期臨時特例」が公布され、兵役法に規定する在学の事由による徴集の延期を当分の間行わないことになり、そして同時に10月末から11月にかけて臨時徴兵検査を実施し、第2乙種以上が現役として12月1日(海軍は12月10日)に入隊することが決まった。ただし、理・工・医および農の一部の理科系学生は入営が卒業まで延期されることになり、また文科系学生で明年9月卒業見込みの者には、この年11月に仮卒業証書が授与され、翌年9月に正式に卒業が認められることとされた。臨時徴兵検査の結果、残留者は法学部約19%、文学部約30%、経済学部約30%、したがって文科系学生の約8割が学業半ばにして入隊することとなった。11月20日には本学においても出陣学徒の壮行式が農学部運動場において举行された。同年11月25日、文部省令第80号をもって「大学学部等の在学年限または修業年限の昭和十九年度臨時短縮に関する件」が公布され、大学学部の在学年限は昭和19年度においてはその年度に卒業すべき者につき6カ月短縮することとなった。

昭和19(1944)年4月1日に受験料の名称が検定料に、入学科10円が5円に、授業料年120円3期分納が年150円2期分納に、大学院学生研究料年100円が125円にそれぞれ改められたほか、従来の特選給費学生を廃して大学院特別研究生の制度が設けられたのに伴う通則の一部改正が行われた。

昭和20(1945)年1月4日、勅令第4号をもって昭和16年勅令第924号大学学部等の在学年限または修業年限の臨時短縮に関する件の一部が改正され、同年3月16日、文部省令第3号をもって「大学学部等の在学年限または修業年限の昭和二十年度臨時短縮に関する件」が公布された。同年3月18日に政府は「決戦教育措置要項」を決定し、国民学校初等科をのぞくすべての学校の授業を4月1日の新学年から1年間休止することとした。そして5月22日には「戦時教育令」が公布された。こうした状態の中で、8月15日の終戦を迎えることになった。同年10月5日に勅令第564号をもって戦時教育令が、次いで同月11日には勅令第566号をもって学徒勤労令が廃止され、勤労動員

第1章 事務局

に出動していたものはもちろん、在学中出征した学生も、内地はいうまでもなく、大陸や南方から漸次復員し、それぞれの大学に復して講義が再開された。

昭和21(1946)年7月3日に兵役に関する条項が削られ、検定料を20円、入学料を10円、授業料を年360円、大学院学生研究料を年300円にそれぞれ改める通則の一部改正が行われた。

表2-1-30は、男女共学制の実施に伴う同年4月における本学の入学志願者数・入学者数とその中における女子の数を示したものである。

表2-1-30 入学志願者・入学者数一覧(昭和21年度)

区 分	志 願 者		入 学 者	
	総 数	女 子	総 数	女 子
	人	人	人	人
法 学 部	400	2	234	1
医 学 部	236	3	94	0
工 学 部	750	0	229	0
文 学 部	714	56	215	12
理 学 部	261	6	111	2
経 済 学 部	814	5	240	1
農 学 部	433	2	131	1
計	3,608	74	1,254	17

b 大 学 院

昭和16(1941)年12月27日、本学において授与する学位のうちに薬学博士を加えた学位規程の一部改正が行われた。

昭和18(1943)年9月29日に文部省令第74号をもって「大学院または研究科の特別研究生に関する件」を公布し、大学院特別研究生の制度を新たに発足させた。この制度は直後に実施される学生の在学徴集延期停止とも関連するもので、戦争の進展に伴い、優秀な若い研究者が兵役その他に動員され、学術研究の水準を維持することがしだいに困難となってきたことに対処して、一定の研究者に学資を給与し、また兵役を免除して、専心研究に従事せしめようとするものであった。昭和21(1946)年4月8日に文部省令第16号をもつ

て昭和18年文部省令第74号大学院または研究科の特別研究生に関する件の一部が改正された。

戦時下における本学の学位授与者は表2-1-31のとおりである。

表2-1-31 学位授与者数一覧表(昭和11～20年度)

年 度	法 学 士 博 士	医 学 士 博 士	工 学 士 博 士	文 学 士 博 士	理 学 士 博 士	経済学 士 博 士	農 学 士 博 士	薬 学 士 博 士	計
昭和11(1936)年度	0	132	14	6	8	2	3	0	165
昭和12(1937)年度	0	154	8	3	14	2	3	0	184
昭和13(1938)年度	0	114	9	4	16	3	3	0	149
昭和14(1939)年度	1	96	14	3	15	1	8	0	138
昭和15(1940)年度	1	111	14	1	22	0	1	0	150
昭和16(1941)年度	0	78	11	2	28	1	7	0	127
昭和17(1942)年度	0	106	10	0	40	0	5	0	161
昭和18(1943)年度	1	104	15	2	18	0	2	1	143
昭和19(1944)年度	4	88	11	3	19	1	6	3	135
昭和20(1945)年度	2	113	27	8	36	2	7	5	200

4. 財 政

a 財政制度

昭和19(1944)年2月帝国大学に適用されていた「大学特別会計法」と、官立大学および直轄諸学校に適用されていた「学校及図書館特別会計法」の2つの特別会計法によって運営されてきた特別会計制度は、「学校特別会計法」(昭和19年法律第9号)の制定によって総括された。

b 歳入・歳出

本学の財政規模について、一般会計である文部省所管経費決算報告書の歳出決算額と特別会計である京都帝国大学歳入歳出決定計算書の決算額の2会計の合計は、表2-1-32のとおりである。

第1章 事務局

表 2-1-32 文部省所管経費および京都帝国大学
特別会計決算額(昭和12・17年度)

歳 入		単位：円	
区 分	文部省所管経費	京都帝国大学特別会計	計
昭和12(1937)年度	—	5,738,685	5,738,685
昭和17(1942)年度	—	9,688,432	9,688,432

歳 出		単位：円	
区 分	文部省所管経費	京都帝国大学特別会計	計
昭和12(1937)年度	6,831	5,659,297	5,666,128
昭和17(1942)年度	650,236	8,510,058	9,160,294

(1) 文部省所管経費

文部省所管経費の經常部においては、主な科目に科学研究奨励費(昭和14年度からは科学研究費が加わる)および在外研究員費が、臨時部においては、昭和13年度からは教学刷新経費などが措置された。

歳出決算額の推移は、表 2-1-33のとおりである。

表 2-1-33 文部省所管経費歳出決算額(昭和12・17年度)

単位：円			
区 分	經 常 部	臨 時 部	合 計
昭和12(1937)年度	4,554	2,278	6,831
昭和17(1942)年度	642,911	7,326	650,236

注 昭和17年度の經常部は、科学研究費が64万1,561円である。

(2) 京都帝国大学特別会計

本学の運営経費のほか営繕費関係費、設備費、自然災害ならびに火災事故の復旧費が続き、医院などの施設整備費が、京都帝国大学特別会計に計上されていた。歳入歳出決算額の推移は、表 2-1-34のとおりである。

表2-1-34 京都帝国大学特別会計決算額(昭和12・17年度)

歳入

単位：円

区 分	經常部	臨時部	計	資金部
昭和12(1937)年度	5,187,457	551,228	5,738,685	113,038
昭和17(1942)年度	8,039,471	1,648,961	9,688,432	985,036

歳出

単位：円

区 分	經常部	臨時部	計	資金部
昭和12(1937)年度	4,722,464	936,833	5,659,297	72,480
昭和17(1942)年度	7,199,000	1,311,058	8,510,058	95,319

〔政府支出金および自己収入〕

京都帝国大学の政府支出金、授業料、医院、農場、演習林、化学研究所等の歳入決算額の推移は、次のとおりである。

表2-1-35 京都帝国大学特別会計歳入決算額(昭和12・17年度)

単位：円

区 分	昭和12(1937)年度	昭和17(1942)年度
經常部	5,187,457	8,039,471
政府支出金受入	2,625,593	4,376,312
諸 収 入	2,561,864	3,663,159
臨時部	551,228	1,648,961
臨時政府支出金受入	504,564	1,469,923
用途指定寄付金	29,820	119,840
前年度支出未済金繰入	—	59,198
演習林臨時収入	16,844	—
合 計	5,738,685	9,688,432
資金部	113,038	985,036
維持資金収入	40,517	818,790
特別資金収入	72,522	166,247

第1章 事務局

表 2-1-36 授業料収入等(昭和12・17年度)

単位：円

区 分	昭和12(1937)年度	昭和17(1942)年度
授業料収入	600,856	647,682

注 研究料、講習料および聴講料を含む。

表 2-1-37 授業料単価(昭和4～21年度)

単位：円

区 分	昭和4～18(1929～43)年度	昭和19～20(1944～45)年度	昭和21(1946)年度
学 部	120	150	360
大 学 院	100	125	300

表 2-1-38 病院収入(昭和12・17年度)

単位：円

区 分	昭和12(1937)年度	昭和17(1942)年度
病院収入	1,285,281	1,628,115

〔演習林収入〕

昭和20(1945)年8月、敗戦により本学の財源林でもあった樺太、台湾および朝鮮の各演習林を失った。

〔奨学寄附金〕

前述の財政制度でふれたように「学校特別会計法」(昭和19年法律第9号)の制定によって、奨学寄附金に係る委任経理制度の根拠規定は、大学特別会計法から学校特別会計法に移された。

c 校 地

西部構内は、昭和9(1934)年2月、昭和10(1935)年11月および昭和11(1936)年5月の3回にかけて京都高等工芸学校(現：京都工芸繊維大学)から敷地合計8,087坪757(2万6,736m²38)を借用し、用地とした。

旧教養部構内は、昭和17(1942)年10月に同敷地の一部847坪801(2,802m²64)を、学生主事および事務官官舎に用途変更した。

清風荘敷地4,005坪335(1万3,240m²77)は、昭和19(1944)年6月邸宅とともに

に住友吉左衛門から寄付された。

5. 施設設備

この時期の施設整備事業は、相次いで公布された資材統制関係の諸法令によって年々厳しくなっていたが、まだ初期の頃には、人材養成の必要から大学の拡充整備は積極的に行われていた。

しかし、戦争の拡大とともに主要建築資材の入手がますます困難となり、鉄筋コンクリート造りの建築はほとんど不可能となった。さらに未完成工事を中止・整理するなどの措置がとられ、特殊な場合を除いて施設整備事業はまったく停止の状態となった。昭和14(1939)年から工事が始まった附属図書館が未完成のまま終戦に至った。また、昭和16(1941)年から昭和18(1943)年にかけて、金属類非常回収工事が行われた。昭和16年、本部、西部、北部各構内の鉄製の門、囲境柵、下水溝、給水栓柵、道路側溝等を木製やコンクリート造りに模様替えを行った。さらに昭和18年、縦樋脚元網管部分を竹製に取り替え、各建物の床下風窓鉄製格子を取り外し、木製格子と取り替えた。昭和16年度には鋼・鉄・銅約329tが京都鉄業合資会社などに、昭和17年度には鋼、鉄、銅約126tが京都鉄業合資会社に、昭和18年度には鉄・銅約58tが金属回収統制株式会社大阪支店に売り払い処分された。

電気設備については、昭和8(1933)年、交流送電網の発展とも相まって、京都電灯(株)大宮および河原町両変電所より高圧3,300Vを受電することとなり、大学の発電所は変電所となり、歴史ある発電所もついに廃止された。

給水設備としては、昭和11(1936)年、医学部附属医院構内2号井戸(380mm×106m、揚水量1,000l/分)、昭和12(1937)年、医学部構内3号井戸(300mm×106m、揚水量1,200l/分)、昭和17(1942)年、農学部構内4号井戸(300mm×106m、揚水量300l/分)が順次掘削された。

ガスについては、明治42(1909)年に設置されて供給を受けていた京都瓦斯(株)が、政府の命令により昭和20(1945)年、奈良・泉州・和歌山・海南・長浜・彦根・但馬瓦斯(株)とともに大阪瓦斯(株)に合併されたが、これまで同

第1章 事務局

様に本学に供給された。

また、大正14(1925)年、本部本館の新営に併せて設置された塔時計は、昭和16(1941)年、灯火規制のため夜間照明が中止された。

6. 式典・行事・その他

a 創立記念行事および学旗、学歌の制定

大正14(1925)年5月6日達示第24号において、毎年6月18日の本学記念日のほかに、毎年5月第3日曜日を本学の祝日としていたが、昭和12(1937)年5月11日には、これは廃止された。

昭和12(1937)年6月18日の記念式典は、本部大ホールにおいて挙行された。

式次第は次のとおりである。

- 1 国歌斉唱
- 2 総長挨拶
- 3 学生挨拶
- 4 教授感想談
- 5 京都帝国大学万歳三唱

終わって 管弦楽

能、狂言

昭和15(1940)年2月11日には、学旗および学歌が定められた。

制定の経過は次のとおりである。

昭和14年9月22日 募集要項発表

応募資格者は、本学職員、学生、卒業生

賞金は、1等1人 金200円、2等2人 金50円

11月18日 締切(学旗意匠19点、歌詞21点の募集有り)

学歌の審査員は、名誉教授新村出、文学部教授成瀬清、青木正児、沢潟久孝、学生主事長

崎太郎の5名

学旗の審査員は、文学部教授西田直二郎、植田寿蔵、工学部教授中沢良夫、村田治郎、学生主事長崎太郎の5名

12月8日	作曲依頼、学旗註文
昭和15年1月15日	作曲完成
23日から	音楽部及有志者練習
31日	学旗完成
2月11日	紀元節祝賀式後 学歌始唱式 学旗掲揚式

b その他

(1) 国民精神総動員「防火デー」運動

医学部病理学教室などの火災事故を踏まえ、昭和11(1936)年11月火災予防通牒を発出するとともに学内の各部局書記による火災予防のための学内打ち合わせ会も開かれた。昭和12(1937)年には、内務省通牒に基づき国家資源の壊滅防止を図る目的をもって12月1日を期して国民精神総動員「防火デー」運動が全国一斉に実施され、市内消防署と連携した消防訓練が行われた。国民精神総動員「防火デー」運動は、以降毎年12月1日に行われた。

(2) 疎開

終戦間際の昭和20(1945)年5月には、緊迫する時局下において重要研究の推進に万全を期するため、疎開を要する建物の取り壊しの申請が行われ、昭和20年6月文部大臣から認可された。この疎開は建物と建物の間の渡り廊下や雑屋などを取り壊すことで延焼が及ばないようにするもので対象となる建物は限定されていた。しかし、第2次疎開計画に基づくもので認可申請を行ういとまのない間に取り壊され、終戦後の同年10月に追認されたものもあった。取り壊しによる木材は戦中は近傍の私立大学に売り払われたが、終戦日の8月15日起案による売り払い処分案は廃案となった。同年10月官立学校建

第1章 事務局

物戦災被害状況調査によれば、疎開による取り毀し建物は2,526坪692(8,352m²70)に及んだと報告されている。

研究施設の疎開のため、同年7月には本学敷地に近い吉田山に1,000坪余りの用地を借り上げる契約を締結し、吉田山横穴防空壕新設の準備も行われたが、これも間もなく終戦をむかえ用地の借り上げ契約は解約することになった。このほか理学部は図書雑誌ならびに研究実験用機械器具類を滋賀県に所在する石山ポートハウスとその附属宿舍に疎開した。

(3) 施設の接收

第2次世界大戦終了後、昭和20(1945)年9月12日發文第39号により、文部次官から直轄学校長、公私立大学、高等学校および専門学校長宛に連合国側による校地、校舎等の使用、収用等に関して、連合国軍から直接の申し出があるときは、終戦連絡中央事務局または同地方事務局もしくは終戦事務処理に関する連絡委員会を経由するよう措置すること、相手方において前項の措置を行わない場合においては必ずこの申し出に関する責任者の署名ある文書を要求することなど、対応に関する注意点の通牒が発出されていた。理学部花山天文台は、昭和20年10月7日から進駐部隊に接收されたが、翌年1月25日には解除された。このことは終戦連絡京都事務局財務班に報告されている。

昭和20(1945)年10月2日に楽友会館が進駐軍に接收された。同年10月24日付で接收命令書(PROCUREMENT DEMAND On Imperial Japanese Government)が送付され、昭和21(1946)年11月15日接收物件受領書が接收所属部隊第58通信隊本部と本学との間で交わされた。

清風荘についても接收される動きがあったが、本学より昭和19(1944)年6月住友吉左衛門から寄付された同建物の由来を説明するとともに、楽友会館が既に接收されていたため、各種集会等の開催場所の確保に支障を来しており、清風荘での学会研究会の使用回数も増加してきている現状があるから、接收されれば本学運営上甚だ困却する事態を招来し、また教育上の見地からも接收免除方を懇願する旨の陳情書を提出した。

これに対し、次の回答が送付され、接收には至らなかった。

京都ポストコマンド

昭和21(1946)年12月2日

京都帝国大学総長鳥養利三郎殿

拝啓 昭和21年11月26日附貴翰清風荘接收の件に関し本官は、米国占領軍は少なくとも当分の間右建物の接收命令を発せざることを通告す。

歴史的興味の対象並びに貴大学関係の諸会合所として保存され、貴殿及び諸士の関心を容易に諒解することを得、但今回の処置に依り貴殿の危惧が多少なりとも除かれることを信ず。

敬具

マールブローダリック

陸軍歩兵大佐

本学施設の進駐軍による接收は、このほか京都府からの借地であった理学部気象学特別研究所の敷地の一部、および本学人文科学研究所に寄附受領することになっていた社団法人西洋文化研究所についても行われた。

接收を受けた楽友会館および西洋文化研究所は、昭和24年に始まる学制改革による大学院生の受け入れ増ならびに教育学部の設置による教育施設の必要から解除促進方請願を文部省に度々行っていた。楽友会館および西洋文化研究所の接收は、昭和27(1952)年6月に解除され、財産返還通知が大阪調達局管財部からあった。

第5項 京都大学の発足と拡充

昭和21(1946)年11月3日に「日本国憲法」が公布され、昭和22(1947)年3月には「教育基本法」「学校教育法」が制定された。

昭和22(1947)年9月、帝国大学令の一部が改正され帝国大学が国立総合大学に改められるとともに、帝国大学官制が国立総合大学官制に改められ、京都帝国大学が京都大学と改称された。

昭和24(1949)年5月には「国立学校設置法」(法律第150号)が公布されて、

第1章 事務局

新制大学が発足することになった。

新制京都大学が発足とともに、教育学部および分校を設置し、第三高等学校を統合した。昭和25(1950)年3月第三高等学校の廃止、宇治分校の開設があった。昭和26(1951)年4月防災研究所が附置され、昭和28(1953)年4月新制大学院が設置され、同年8月国立大学附置研究所でわが国最初の共同利用研究所の1つとして基礎物理学研究所が附置された。昭和29(1954)年3月分校を教養部と改称、昭和30(1955)年7月新制大学院医学研究科設置、昭和31(1956)年4月ウイルス研究所附置と整備が相次いだ。

経済・社会の急速な成長、発展の過程で、昭和35(1960)年4月には薬学部が設置され、昭和36(1961)年5月には、宇治分校が廃止されたが、工業教員養成所が附置され、昭和37(1962)年4月には経済研究所附置、昭和38(1963)年4月には教養部が設置され、数理解析研究所および原子炉実験所の2つの全国共同利用研究所が附置された。

昭和40(1965)年に入っても、同年4月本学の附属研究施設として東南アジア研究センターを設置、昭和41(1966)年4月保健管理センター設置、昭和42(1967)年6月全国共同利用研究所の霊長類研究所を附置するとともに、結核研究所を結核胸部疾患研究所と改称した。

1. 管理運営

a 総長

昭和24(1949)年1月12日に「教育公務員特例法」が制定された。この教育公務員特例法は、教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、教育職員の任免・分限・懲戒などの管理について定めた法律である。この特例法により、大学の学長・部局長および教員の採用・昇任の方法・降任・服務などが定められた。これを受けて、昭和24(1949)年2月18日の諸制規改正委員会で、総長候補者詮衡内規、在職教授退職に関する申し合わせなどの事項が議題として協議された。

昭和24(1949)年9月15日に、昭和19(1944)年12月18日評議会決定の総長候

補者詮衡内規を改正して、「京都大学学長選考基準」を制定した。

京都大学では、従来、学長のことを総長と呼んでいたが、これは、明治30(1897)年の勅令による京都大学創設の際、京都帝国大学官制が公布され、その第1条に京都帝国大学に総長を置くとされていたことに由来する。当時は現在の各学部長に当たる各分科大学の長が学長と呼ばれていた。これが、昭和24年5月の国立学校設置法の公布により、学長の名称に統一された。同年6月から京都大学でも総長の呼称を学長にかえた。学長という呼称は、昭和29(1954)年6月の学長を総長と呼称する評議会決定まで続いた。

昭和25(1950)年4月19日に法律第103号をもって学校教育法の一部改正があり、大学の名誉教授称号授与について定められ、同時に国立総合大学等の名誉教授に関する勅令が廃止された。この法改正を受けて、同年9月15日に「京都大学名誉教授称号授与規程」を制定した。

昭和29(1954)年5月8日に学長選考基準を一部改正した。同年6月8日の評議会決定により、京都大学学長を京都大学総長と称することになった。

昭和32(1957)年7月2日に総長の諮問機関として京都大学大学制度委員会が発足した。同委員会は、各審議事項を分担審議するために小委員会を設け、総長選挙規程、名誉教授称号授与規程、教員停年規程、教養部のあり方、大学院研究科のあり方などを審議した。

昭和40(1965)年3月23日に京都大学大学制度委員会は、審議結果を総長に答申した。答申は、学長選考基準、教養部のあり方、大学院制度についての問題点指摘などからなる。この答申の方向に従い、昭和41(1966)年6月21日に、京都大学学長選考基準の全部改正があり、新しく「京都大学総長選考基準」を制定した。主な改正点は、選挙資格について有資格者の範囲が拡大されたこと、第1次総長候補者は得票多数の15名とされたことなどである。

ｂ 評議会

明治32(1899)年12月28日に制定された京都帝国大学評議会規程が、昭和22(1947)年2月7日に改正された。改正内容は、カタカナ表記をひらがな表記に変更するという形式的なものであった。

第1章 事務局

昭和28(1953)年4月22日文部省令第11号により「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」が制定され、それに伴い本学では、同年9月29日の評議会で、「京都大学評議会規程」が可決された。

京都大学評議会規程

第一条 評議会は、次の評議員で組織する。

一 学 長

二 各学部長

三 各学部の教授二名

四 分校主事

五 教授定員五名以上を有する各附置研究所の長

第二条 評議会は、学長が必要と認めたとき、又は評議員二名以上の要求があったとき召集する。

第三条 議長に事故があるときは、年長の学部長が代理する。

第四条 評議会は、評議員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

第五条 評議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第六条 議案は、学長から評議会に附議する。

第七条 議長が必要と認めたときは、評議員以外の者に出席をもとめ、意見を聞くことができる。

第八条 議事録は、事務官が作成する。

附 則

この規程は、昭和二十八年四月一日から適用する。但し、第一条第四号及び第五号の規程は、昭和二十八年九月二十九日から施行する。

2. 事務局組織

a 定 員

定員の流れを昭和24(1949)年から昭和42(1967)年まで帝国大学官制・国立総合大学官制・国立学校設置法などを通して追ってみると表2-1-39のよう

表2-1-39 定員改正一覧表(昭和24～42年度)

区 分	昭和24	昭和25	昭和26	昭和27	昭和28	昭和29	昭和30	昭和31	昭和32	昭和33
教 官	1,065 ^人	1,398 ^人	1,406 ^人	1,391 ^人	1,403 ^人	1,421 ^人	1,432 ^人	1,459 ^人	1,491 ^人	1,523 ^人
事務系職員	2,388	2,015	2,005	1,899	1,899	1,854	1,831	1,810	1,833	1,910
総 計	3,453	3,413	3,411	3,290	3,302	3,275	3,263	3,269	3,324	3,433
区 分	昭和34	昭和35	昭和36	昭和37	昭和38	昭和39	昭和40	昭和41	昭和42	
教 官	1,565 ^人	1,569 ^人	1,677 ^人	1,792 ^人	1,934 ^人	2,104 ^人	2,205 ^人	2,312 ^人	2,360 ^人	
事務系職員	1,976	1,972	2,377	2,898	3,049	3,257	3,292	3,341	3,360	
総 計	3,541	3,541	4,054	4,690	4,983	5,361	5,497	5,653	5,720	

になる。

昭和36(1961)年頃からそれまでの横這い状況が一挙に増加に転じ、その後、昭和39(1964)年頃から微増状況が続く。一挙に増加したのは、その他の職員の増加によるものであり、微増状況は教員の増による。

昭和24(1949)年当時と昭和42(1967)年を比較すると、教授、助教授の数は約2倍、講師の数は約3倍、助手は約2倍半、その他の職員は1倍半になっている。教員だけで見れば、約2倍強増えている。全体では1倍半強の膨張である。

昭和23(1948)年8月23日に国立総合大学官制の一部が改正され、京都大学の事務官が増加した。なお、この国立総合大学官制という名称は、既に述べたように、9月30日に帝国大学令等の一部が改正され、国立総合大学に改められ、これに伴い、帝国大学官制の一部も改正され、帝国大学官制が国立総合大学官制に改められたことによるものである。

昭和24年5月31日に「国立学校設置法」が公布された。学校教育法による国立の大学として京都大学が設置され、学部の種類が定められた。また、京都大学に置かれる職員の定員は、3,453名と定められた。

昭和24年6月22日に国立学校設置法施行規則の一部改正があり、京都大学の職員定員は、学長1名、学部長および主事8名、教授306名、助教授276名、講師43名、助手431名、教務職員・技術職員・事務職員2,388名の計3,453名と定められた。これ以後、例年、国立学校設置法施行規則の一部改

第1章 事務局

正があり、定員数は変化していく。

昭和29(1954)年3月31日の国立学校設置法の一部改正により、職員の定員、学部附属の研究施設は、政令および文部省令で定めることになった。同年同月日に国立学校設置法施行令が公布され、また、国立学校設置法施行規則の一部改正が行われた。京都大学に置かれる職の種類ごとの定員は、学長1名、教授348名、助教授329名、講師153名、助手590名、その他の職員1,854名の計3,275名となった。

b 事務規程の整備

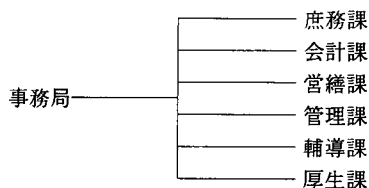
アメリカ教育使節団の報告に基づく勧告の具体化のため、内閣総理大臣の所轄の下に昭和21(1946)年8月10日に教育刷新委員会が設置された。その建議に基づき、昭和22(1947)年3月31日に教育基本法、学校教育法、昭和24(1949)年1月12日に教育公務員特例法がそれぞれ公布され、従来の大学令・学位令などは廃止された。しかしながら、学校教育法により、当分の間ということで、旧制大学の存続が認められ、帝国大学令・帝国大学官制も同年9月まで効力を持った。昭和24年5月23日には、学校教育法施行規則が公布され、大学規程等が廃止された。

昭和22年からの20年間の組織の改廃の動きを京都大学分課規程から見ると図2-1-1のとおりである。

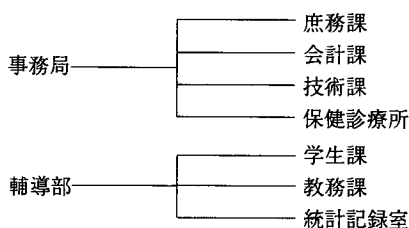
なお、帝国大学という名称は、昭和22年9月30日に帝国大学官立大学高等師範学校及び文部省直轄学校雇外国人に関する勅令、帝国大学等の名誉教授に関する勅令、帝国大学令等の一部が改正され、国立総合大学に改められた。これに伴い、帝国大学官制の一部も改正され、帝国大学官制が国立総合大学官制に改められ、京都帝国大学は、帝国の2字を削って京都大学と改称した。新制大学発足に当たり、その新しい制度に対応した組織や管理・運営について整備が必要となり、同年11月13日には、明治30(1897)年9月3日に制定され、その後、幾たびの改正を経てきた京都帝国大学分課規程を京都大学分課規程と改称した。

昭和22年11月13日事務局各課に課長を補佐するために次長を学部、医学

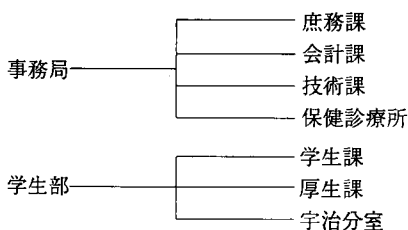
○京都帝国大学分課規程の名称を京都大学分課規程に改称(昭和22年11月)



○京都大学分課規程の全部改正(昭和24年8月)



○京都大学分課規程の一部改正(昭和27年4月)



○京都大学分課規程の全部改正(昭和35年1月)

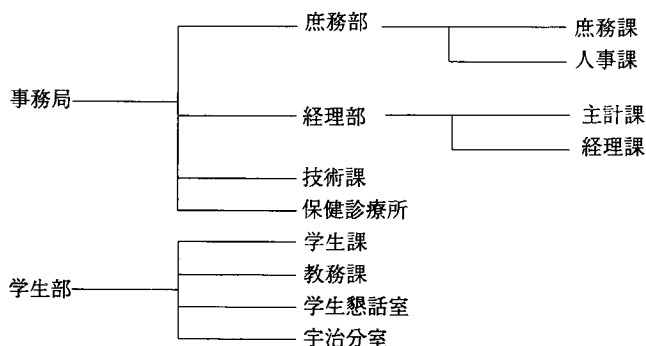


図2-1-1 事務局組織の変遷(昭和22~42年)

第1章 事務局

部附属医院および附属図書館に事務長を置くことの改正が施行された。

昭和24(1949)年8月25日に、京都大学の事務局の機構・所掌を規定した「京都大学分課規程」の全部改正が行われ、明治30年9月3日制定の京都帝国大学分課規程は、廃止された。

新しい組織の概要は、次のとおりである。

(1) 事務局に庶務課、会計課、技術課および保健診療所が置かれ、輔導部に学生課、教務課および統計記録室が置かれている。

(2) 学生生徒の統計記録に関する事務を掌る統計記録室を置く。

(3) 事務局および輔導部各課に、事務長または課長補佐を置く。

なお、事務長は二級事務官から、課長補佐、室長は二級の事務官、技官、教官中から学長が命じている。

(4) ほかに、共通施設の技術に関し指導・審議を行う技術顧問が置かれている。技術顧問は、教授、助教授の中より学長が委嘱した。

昭和24年8月25日に「事務分掌規程」「分校規程」「輔導會議規程」「輔導委員会規程」を制定し、従前の事務分掌規程を廃止した。

昭和27(1952)年4月20日に分課規程の一部が改正された。輔導部を学生部に改称し、学生課、厚生課および宇治分室を置く改正である。統計記録室が改称されて宇治分室となり、学生部の事務を分掌した。あわせて、「学生部委員会規程」が制定され、輔導會議規程・輔導委員規程の一部改正が行われた。

昭和28(1953)年3月24日に京都大学は新制大学卒業生を送りだした。

昭和35(1960)年1月16日に京都大学分課規程の全部が改正された。これは、昭和34(1959)年3月20日の国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令および同年3月23日制定の事務局に部を置く国立大学および事務部に課を置く学部等を指定する訓令の施行により、昭和34年4月1日から事務局および医学部附属病院事務部の機構が改正されたことに伴うものである。なお、同日総長裁定により、「京都大学事務分掌規程」が制定されている。これらの規程の整備により、新しい本学の事務機構が確立されることになる。

改正の概要は、以下のとおりである。

(1) 事務局に部制が敷かれた。すなわち、事務局に庶務部、経理部、技術課および保健診療所を置き、庶務部に庶務課、人事課、経理部に主計課、経理課を置いた。

(2) 学生部に学生課、厚生課、学生懇話室および宇治分室を置いた。

(3) 医学部附属病院事務部に管理課および業務課を置いた。

昭和36(1961)年1月に「事務局に部を置く国立大学及び事務部に課を置く学部等を指定する訓令」の一部改正に伴い分課規程の一部改正があった。技術課を施設部に改め、施設部に企画課および施設課が置かれた。

同年9月にも、分課規程の一部改正があり、学生部の事務分掌をより明確なものにし、併せて他の改正も行われた。

昭和39(1964)年7月には、経理部の管財課の新設に伴う分課規程の一部改正があった。

昭和40(1965)年7月には、施設部の所掌および東南アジア研究センターの設置に伴う分課規程の一部改正があった。

昭和41(1966)年4月から施設部が企画課、建築課、設備課の3課の編成になることに伴い3月に分課規程の一部改正が行われた。

同年の6月には、4月に遡及適用させて、保健管理センターの設置に伴う分課規程の一部改正がなされた。

昭和42年6月1日に「国立大学事務局等の部及び課に関する訓令」が制定され、事務局に部を置く国立大学及び事務部に課を置く学部等を指定する訓令(昭和34年3月23日制定)は廃止された。

3. 学 務

a 学 部

政府は、昭和21(1946)年8月に内閣総理大臣の所轄の下に教育刷新委員会を設置して、戦後の教育改革に着手した。教育刷新委員会は、教育改革の基本構想を検討し、政府に建議した。この建議に基づいて昭和22(1947)年3月

第1章 事務局

31日に「教育基本法」(法律第25号)、「学校教育法」(法律第26号)が制定された。「教育基本法」においては、教育の目的、教育の方針、教育の機会均等などが、また、「学校教育法」においては、大学の目的、就業年限、入学資格等が規定された。

一方、大学制度改革は、昭和21年11月、新しい制度の大学設置のための認可基準を作成するため、文部省は大学設立基準設定協議会を設置した。協議会は、新制度による大学の設置の共通基準について審議し、「大学設立基準に関する要項(案)」を決定し、既設の全国の国・公・私立大学に意見の聴取を行った。京都帝国大学は、昭和22年3月4日に文部省からこの要項(案)を受け取ると、近畿地区の旧制大学と連絡を取り、大学設置の基準について協議を行った。そして、新制度の大学設置基準については、全国の大学の自主的な協議によって基準を設定すべきであることが強調され、同年7月、大学が自主的に結成した団体としての大学基準協会が「大学基準」を作成した。この「大学基準」が新制度による大学の新設認可の際に、学校教育法の規定による文部大臣の諮問機関である大学設置委員会(昭和23年1月設置)の審査判定基準である「大学設置基準」となった。

新制大学についての一応の法的措置も終わり、昭和23(1948)年5月、文部省は新制大学切り替えに該当する国立の諸学校に対して、「国立新制大学切替措置要項(案)」と大学設置認可申請書の記載様式を送付した。

京都大学の新制大学設置認可申請書は、教育学部や教養部の新設計画から各部局の充実計画をもって、昭和23(1948)年に文部大臣に提出された。この申請書によって、本学の新制大学構想を見ることができるが、その設置要項の中で、名称は「京都大学」、位置は「京都市左京区吉田町」、目的および使命については、「本学の目的及び使命は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、学問の自由を尊重し、深く専門の学芸を教授研究して民主的文化国家の建設に寄与し、かねて真理と正義を愛し、勤労と責任を重んじて世界の平和と人類の福祉に貢献する人材を育成する」、また、学部および学科の組織ならびに附属施設では、「本学は教養部及び法学、医学、工学、文学、理

学、経済学、農学、教育学の八学部をもって構成する。また本学に附属図書館及び附属医学専門部を、医学部に附属病院を、理学部に附属臨海、同臨湖各実験所及び附属火山温泉研究所を、農学部附属農場及び附属演習林を置く」としている。

この申請書に基づいて、大学設置委員会は実地調査による組織、施設、設置等の調査および教員資格の審査などを実施した。これらの審査を経て、昭和24(1949)年5月31日の国立学校設置法の公布により、本学は国立の新制大学として再出発することとなった。国立学校設置法では、名称は京都大学、位置は京都府とされ、大学学部は文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、工学部、農学部とされた。また、学校教育法第98条の規定による学校で、新制京都大学に包括されるものは京都大学、京都大学附属医学専門部、第三高等学校とされた。

なお、新制京都大学の各学部の入学定員は、法学部250名、医学部(薬学科のみ)60名、工学部380名、文学部200名、理学部180名、経済学部200名、農学部200名、教育学部50名の計1,520名であった。

新制大学の発足とともに、その新しい制度に対応した組織や管理・運営についての整備が必要となった。まず、新制大学として大学を運営するための一般的原則を規定した「京都大学通則」が昭和24(1949)年8月5日に制定された。この通則に準拠してそれぞれの学部規程が制定されたが、学部規程は学科および専攻の種類、入学の方法、学部の教育課程、履習単位数、学士試験、在学年限、転学および転科、聴講生などに関し規定したものである。これらの学部規程は、同年中にすべてができあがった。

昭和29(1954)年3月31日法律第19号として学校教育法の一部を改正する法律が公布され、昭和30年度から新しい医学および歯学の教育制度が実施されることになった。この改正に関連して、文部省は同年6月25日に文部省令第16号として学校教育法施行規則の一部を改正する省令を制定するとともに、同年6月30日に医学部および歯学部を置く各国・公・私立大学長あてに、所要の改正を行うよう通知したのである。

第1章 事務局

改正前の学校教育法第55条では、「大学の修業年限は、4年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の学部については、その修業年限は、4年を超えるものとすることができる」と規定されていたが、改訂課程では、同条に、「2 医学または歯学の学部において医学または歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、6年以上とし、4年の専門の課程とこれに進学するための2年以上の課程とする。3 特別の事情のあるときは、監督庁の定めるところにより、医学若しくは歯学の学部、前項の規定にかかわらず、同項に規定する専門の課程のみを置き、または医学若しくは歯学の学部以外の学部と同項に規定する2年以上の課程を置くことができる」という2項を加えたのである。そのために、同法第56条のうち、「医学または歯学の学部を置く大学に入学し、医学または歯学を履修することのできる者は、前項の規定にかかわらず、その大学の他の学部または他の大学に2年以上在学し、監督庁の定める課程を履修した者または監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められる者でなければならない」は削除された。

学校教育法等の改正に対処して、京都大学は昭和30(1955)年9月30日に医学部進学課程の設置認可申請を行った。この申請により、京都大学医学部進学課程は昭和30年度より設置されることになり、医学部規程の改正が行われた。医学部規程の改正では、医学部医学科は医学進学課程と専門課程とを置くことになり、授業は進学課程における一般教育科目、外国語、体育と専門課程における専門科目に分けて行われ、進学課程の授業の配当ならびに授業時数は教養部の定めるところによるものとされた。

このように、医学進学課程の設置によって、これまで医学部医学科では修業年限4年以上の専門課程のみを設置して、修業年限4年の大学において2年以上の課程を修了した者を入学資格としていたのであるが、これ以降、本学の他学部と同様に高等学校卒業者か通常の課程による12年の学校教育修了者かこれと同等以上の学力があると認められた者を入学資格者としたものであり、そのうえに医学進学課程と専門課程とを一貫して修業年限6年以上の

課程を修業することを必要とするとしたのである。ここに、新しい医学部医学科の教育制度ができあがったのである。

b 大 学 院

昭和24(1949)年4月20日、新制大学の「大学院基準」が決定された。これを受けて、京都大学では、大学院制度委員会を設置し検討を行い、同委員会は、昭和26(1951)年8月1日に「京都大学大学院に関する要項」を決定した。これによれば新制京都大学に京都大学大学院を設置して、修士課程と博士課程を置くものとした。それぞれの目的は、「修士課程は専門の分野を研究し、精深な学識と研究能力とを養うことを目的とする」「博士課程は、独創的研究によって新知見を加え、文化の進展に寄与するとともに専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うことを目的とする」となっている。学位の取得は「修士の学位を得ようとする者は、大学院に2年以上在学し、専攻科目につき30単位以上を履修し、かつ研究論文を提出し、所定の試験を受けなければならない」「博士の学位を得ようとする者は、大学院に4年以上在学し、専攻科目につき50単位以上を履修し、独創的研究にもとづく研究論文を提出し、かつ所定の試験を受けなければならない」とされた。また、大学院の研究科は、「法学研究科、医学研究科、工学研究科、文学研究科、理学研究科、経済学研究科、農学研究科とされ、教育学研究科は当分の間文学研究科に、薬学研究科は当分の間医学研究科に併せ置くことがある」とされ、本学で授与する学位の種類は、「法学修(博)士、医学修(博)士、薬学修(博)士、工学修(博)士、文学修(博)士、理学修(博)士、経済学修(博)士、農学修(博)士、教育学修(博)士」であった。なお、大学院の各研究科に研究科会議を置くことや大学院審議会の設置も決定されている。

また、大学院制度委員会は昭和27(1952)年11月5日、「京都大学大学院に関する要項補遺」を決定した。これによると、「大学院に関する規程は本学通則中に挿入すること。旧制大学院は昭和28年4月より5ヶ年存置することとし、旧制及び新制大学院共論文提出による博士学位授与の制度を認めること。大学院には講座を置かないこと。旧制大学卒業生は新制大学院に入学の

第1章 事務局

資格あるものとする。博士課程の入学資格は、原則として修士課程修了者とする」等であった。

昭和27年8月13日、文部省大学学術局長から昭和28(1953)年度に大学院を開設しようとするものは、同年11月30日までに大学院設置認可申請書類を提出するよう通知があった。本学は、昭和28年1月に大学院設置認可申請書類を文部省に提出し、同年3月26日法律第25号をもって京都大学に大学院が設置されることになった。つづいて、同年3月31日政令第51号をもって「国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令」が制定され、京都大学大学院に文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科が設置された。そして昭和30(1955)年7月1日には、政令第106号をもって医学研究科が設置された。

なお、昭和28年度の新制大学院の学生定員は、文学研究科70名、教育学研究科15名、法学研究科60名、経済学研究科35名、理学研究科80名、薬学研究科14名、工学研究科135名、農学研究科73名、計482名であった。

また、大学が授与する学位は省令で定められることになり、昭和28年4月1日「学位規則」が公布された。

大学院の設置に伴い、昭和28年4月7日付で「京都大学通則」「京都大学大学院審議会規程」「京都大学大学院研究科会議規程」および大学院各研究科規程等が制定された。また、学位については、昭和33(1958)年1月28日に新たに「京都大学学位規程」を制定し、大正10(1921)年3月26日制定の「京都帝国大学学位規程」を廃止した。これにより本学における大学院に関する制度的な整備は完了した。

c その他

京都大学の新制大学設立への準備は、学校教育法の公布後行われたが、特に留意したのは一般教養の教育の問題であった。新制大学は高等教育の機会均等とその拡充を原則とし、知的自由の伝統を基礎として、多数者に社会の指導者として必要な広い豊かな人間的教養としての一般教養と変化する社会に対応のできる専門的領域の知識技能を総合的に学ばせることを目的とした

ものであった。かかる立場から、新制大学の教育課程では、専門科目の課程とともに、一般教養科目の課程を設置しなければならなかった。そのうち一般教養科目の課程は従来の旧制大学には設置されていなかったものであった。それ故、新制大学を設置するに当たっては、新制大学の教育の根底となるともいわれた一般教養科目の課程の新設が大きな課題となった。

一般教養課程の設置については、本学に隣接する第三高等学校に、合併して新制京都大学を設置することを申し入れ、了承された。

これにより、昭和23(1948)年9月の文部省への大学設置申請書では、一般教養科目を担当する部局については「教養部」とされ、81学科目を持つ部局として前期2年の一般教養を担当するものとされた。

昭和24(1949)年5月31日に設置された新制京都大学では、直ちに教養課程の授業を開設しなければならなかった。教養課程の一般教育科目、外国語科目、保健体育科目の授業は旧第三高等学校の校舎で実施することで計画され、準備されていたが、担当する部局の名称はまだ決定されていなかった。同年7月31日、教養課程を担当する部局を「分校」と称することに決定し、同年8月25日「京都大学分校規程」を制定した。この京都大学分校規程は、分校は吉田分校と宇治分校からなること、および、分校における管理・運営を規定した。教員組織や管理・運営組織を整備し、同年9月8日にまず吉田分校を開校した。宇治分校は、吉田分校だけでは施設が不十分のため昭和25(1950)年5月1日に開校し、1回生は宇治分校、2回生は吉田分校で授業が行われ、両分校間は教官の移動のために京阪バスをチャーターし1日4往復運行された。

昭和29(1954)年3月23日に「教養部規程」が制定され、同年4月1日から分校は教養部と改められた。この教養部は、昭和29年2月から分校主事に任命された工学部教授西原利夫らの意見と努力によって京都大学の学内措置としてなされたものであり、制度上は分校のままであった。昭和36(1961)年5月1日に宇治分校が廃止されて吉田分校に統合されたため、教養部の授業は吉田分校のみで行われることになった。

第1章 事務局

昭和38(1963)年4月1日に国立学校設置法の一部改正により、「文部省令で定める数個の学部を置く国立大学に、各学部に通ずる一般教養に関する教育を一括して行うための組織として、教養部を置く」とされ、これ以降、教養部は制度化されたものとなった。

4. 財 政

a 財政制度

「財政法」(昭和22年法律第34号)をはじめ、「会計法」(昭和22年法律第35号)などの会計法令は新法体系に改められることになった。

京都帝国大学特別会計を規定していた「学校特別会計法」は「公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律」(昭和22年法律第42号)によって廃止され、昭和22(1947)年度から学校財政はすべて一般会計に改められた。

昭和39(1964)年4月には「国立学校特別会計法」(法律第55号)が制定され、国立学校を通じた1つの特別会計制度が置かれた。

b 歳入・歳出

本学の財政規模は、表2-1-40のとおりである。文部省所管一般会計と国立学校特別会計の配分のほか、文部省所管一般会計に計上されていた文部省科学研究費は、昭和24(1949)年度から科学研究費交付金(補助金)となったので付記する。

表2-1-40 文部省所管一般会計、国立学校特別会計決算額(昭和22～42年度)および文部省科学研究費交付金(補助金)

歳 入			単位：千円
区 分	文部省所管 一般会計	国立学校 特別会計	計
昭和22(1947)年度	35,330	—	35,330
昭和27(1952)年度	361,023	—	361,023
昭和32(1957)年度	564,703	—	564,703
昭和37(1962)年度	1,065,280	—	1,065,280
昭和42(1967)年度	0	2,790,697	2,790,697

歳 出

単位：千円

区 分	文部省所管 一般会計	国立学校 特別会計	計	文 部 省 科学研究費 補助金
昭和22(1947)年度	184,574	—	184,574	—
昭和27(1952)年度	1,340,694	—	1,340,694	21,909
昭和32(1957)年度	2,300,897	—	2,300,897	126,725
昭和37(1962)年度	5,937,152	—	5,937,152	270,790
昭和42(1967)年度	24,056	12,893,190	12,917,247	395,420

(1) 文部省所管一般会計

明治以来続いた学校特別会計から戦後の急激なインフレーションなどにより一般会計予算へ切り替えられたことによる予算科目の変化は、学制改革とも関連し、昭和22年度は歳入科目区分(節)では帝国大学がまだ残っていたが、昭和23年度には帝国大学は付されなくなる。

昭和22年度および昭和23年度においては(款)国立総合大学費があり、国会審議に係る議定科目に(項)京都大学があったが、新制大学が発足した昭和24年度から(項)京都大学はなくなり、財政の面でも学制改革の進行をうかがい知ることができる。

昭和27年度から(組織)文部本省と(組織)国立学校に区分され、これが一般会計制度下の昭和38年度まで続いた。国立文教施設整備費、国立文教施設災害復旧費は、(組織)文部本省に配分されていた。

昭和39年度には、国立学校特別会計が置かれたことにより、予算科目も変化することになる。

このように、予算科目名は幾度か変化し、直接的に推移を対比することは困難なため、(項)または(目)の名称によることにして推移を記載した。

表2-1-41 文部省所管一般会計歳入決算額(昭和22・27・32・37年度)

単位：千円

区 分	昭和22年度	昭和27年度	昭和32年度	昭和37年度
病院収入	23,929	293,504	431,030	896,191
授業料及入学検定料	6,155	38,549	73,190	105,878
農場及演習林収入	1,155	16,482	—	—

第1章 事務局

官有財産貸付料	45	644	1,917	4,967
恩給法納金特別会計恩給負担金	45	6,105	10,527	—
学校特別会計残金受入	2,949	—	—	—
免許及手数料	44	970	3,328	855
弁償及返納金	9	14	31	302
用途指定寄附金	469	130	780	1,778
受託調査及試験収入	285	1,445	3,345	12,343
不用物品等売却代	73	345	—	—
物品等売却収入	—	4	36,272	38,789
雑入	171	2,831	4,283	4,177
合 計	35,330	361,023	564,703	1,065,280

表2-1-42 文部省所管一般会計歳出決算額(昭和22・27・32・37・42年度)

単位：千円

区 分	昭和22年度	区 分	昭和27年度	昭和32年度	昭和37年度	昭和42年度
行政部費	20	(組織)文部本省	67,857	144,581	1,126,822	24,056
教育文化費	78,680	文部本省	8,970	1,533	7,330	21,015
学制改革費	50	沖繩教育協力援助金	—	—	1,111	—
国立総合大学費	75,594	沖繩援助其他諸費	—	—	—	2,610
京都大学		教育統計調査費	—	10	3	23
大学経費	48,728	産業教育振興費	—	—	288	157
病院経費	21,118	南極地域観測事業費	—	—	—	133
研究所経費	5,748	社会教育及文化振興費	—	—	—	118
教科用図書費	7	教員資格賦与講習費	64	—	—	—
學術教育調査研究費	3,029	科学振興費	—	18	—	—
調査費	5	社会教育助成費	31	—	46	—
科学教育奨励費	30	国立文教施設整備費	47,436	141,840	1,111,103	—
自然科学研究費	2,414	国立文教施設災害復旧費	6,095	1,180	6,941	—
人文科学研究費	580	文教施設十勝沖震災等復旧費	5,261	—	—	—
公共事業費	1,711	(組織)国立学校	1,272,837	2,156,315	4,810,330	—
行政共通費	104,163	国立学校	793,835	1,336,290	3,000,442	—
官庁営繕費	4,196	大学附属病院	331,015	519,399	1,035,555	—
新営費	246	大学附置研究所	145,666	288,773	774,333	—
補修費	3,950	平和回復前後処理費	2,321	—	—	—
諸支出金	99,967	国際地球観測年事業費	—	11,736	—	—
		国有財産所在市町村交付金	—	117	—	—
合 計	184,574	合 計	1,340,694	2,300,897	5,937,152	24,056

昭和22年度と昭和27年度は大幅に予算が増額となっているが、これは戦後のインフレ時期に当たる。昭和30年代の経済の回復発展に伴い講座ならびに研究部門数も大きく増加した。

(2) 国立学校特別会計

昭和39年度には、国立学校の内容の充実を図るため特別会計の特有の種々の利点を生かして国立学校予算の弾力的運用を図ろうとする国立学校特別会計が置かれた。昭和42(1967)年度の歳入歳出決算額は、表2-1-43のとおりである。

表2-1-43 国立学校特別会計決算額(昭和42年度)

歳 入		単位：千円	歳 出		単位：千円
区 分	昭和42年度		区 分	昭和42年度	
病院収入	1,886,469		国立学校	6,237,339	
授業料及入学検定料	223,347		大学附属病院	2,280,462	
学校財産処分収入	448,015		大学附置研究所	2,122,776	
農場及演習林収入	56,617		施設整備費	1,845,614	
学校財産貸付料	4,719		庁舎等特別取得費	407,000	
公務員宿舍貸付料	3,873		合 計	12,893,190	
版權及特許権等収入	70		注 庁舎等特別取得費は、化学研究所の 建築交換である。		
弁償及返納金	193				
用途指定寄附金受入	79,508				
受託調査及試験収入	25,014				
不用物品等売払代	6,825				
寄宿料	1,675				
入場料等収入	37,501				
刊行物売払代	10,952				
雑 入	5,919				
合 計	2,790,697				

注 学校財産処分収入には、化学研究所
(高槻)の売り払いが含まれている。

化学研究所の建築交換については、宇治構内に自然科学系研究所を統合するという方針のもとに、5研究所を集めることになった。

昭和41(1966)年当時、化学研究所は吉田、高槻および蹴上構内の3カ所に

第1章 事務局

分散していた。これを研究施設の更新を図るとともに学術研究上効率的な活用に資する目的をもって、宇治分校敷地に吉田および高槻の研究室を統合整備しようとするものであった。

昭和41年度高槻に置かれていた化学研究所の土地建物が学校法人大阪医科大学に渡財産(土地2万4,051m²、建物延べ7,924m²37その他一式)として(昭和41年9月計画時評価4億3,900万円余りが)、昭和42年度に時価4億4,600万円余りで売却された。その売却資金に見合う国庫債務負担行為額4億700万円が計上されて受財産(研究室実験室管理室等庁舎(鉄骨造り5階建て一部地下1階、延べ8,411m²23)および宿舎(補強コンクリートブロック造り2階建て4戸、延べ198m²45))が建築交換により整備された。この建築交換は特別枠予算方式によるものであった。

〔自己収入〕

表2-1-44 自己収入比率の推移(昭和22・27・32・37・42年度)

単位：千円

区 分	昭和22年度	昭和27年度	昭和32年度	昭和37年度	昭和42年度
歳入合計(A)	35,330	361,023	564,703	1,065,280	2,790,697
歳出合計(B)	184,574	1,340,694	2,300,897	5,937,152	12,893,190
自己収入比率 (A)÷(B)	19.14%	26.93%	24.54%	17.94%	21.64%

注 昭和42年度は、国立学校特別会計の決算額によった。

表2-1-45 授業料単価(昭和22～46年度)

単位：円

区 分	昭和22年度	昭和23年度	昭和24～26年度	昭和27～30年度	昭和31～37年度	昭和38～46年度
学 部	600	1,800	3,600	6,000	9,000	12,000
大 学 院	600	1,500	3,000	9,000	13,500	18,000

〔奨学寄附金〕

「学校特別会計法」に根拠規定を置いていた奨学寄附金に係る委任経理金制度は、「公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律」第11条によってそのまま存置された。

昭和39(1964)年4月には「国立学校特別会計法」(法律第55号)が制定され、国立学校を通じた1つの特別会計制度が置かれたことにより、奨学寄附金に係る委任経理金制度の根拠規定も国立学校特別会計法によることとなった。

昭和23(1948)年1月の「官公庁に対する寄附金等の抑制について」の閣議決定など、寄附金受け入れの抑制は、本学も例外ではなく低調に推移した。

昭和38(1963)年4月には「奨学寄附金受入事務取扱規程」(文部省訓令)が定められ、これにより「大学並直轄諸学校ニ於ける奨学寄附金委任経理規程」(明治40年文部省訓令第4号)が廃止された。同年12月には本学においても「奨学委任経理金経理要綱」(総長裁定制定)を定めた。昭和39年4月には「奨学寄附金経理事務取扱規則」(文部省令第14号)が定められたことにより、奨学寄附金に係る委任経理制度が整備され、以後大きく伸長することになる。

c 科学研究費補助金

昭和22年度および昭和23年度は、一般会計歳出予算によって配分されてきたが、昭和24年度から科学研究費は文部省所管一般会計の補助金(交付金)となった。

文部省科学研究費補助金の採択件数および最終報告金額の推移は、表2-1-46のとおりである。

表2-1-46 文部省科学研究費交付金(補助金)採択件数および
最終報告金額(昭和27・32・37・42年度)
単位：千円

年 度	採択件数	金 額
昭和27(1952)年度	247	21,909
昭和32(1957)年度	191	126,725
昭和37(1962)年度	268	270,790
昭和42(1967)年度	291	395,420

d 校 地

昭和22(1947)年度から昭和38(1963)年度までの一般会計制度の下でも、戦後の復興・社会の要請、学制改革、経済の急速な発展から事業の伸張に伴い校地も増加した。昭和24(1949)年5月法令改正による所属替えがあり、また

第1章 事務局

昭和39(1964)年4月には京都大学所有の土地は、法令改正により一般会計から国立学校特別会計に所属替えとなった。

本部構内は、昭和24(1949)年5月法令改正により第三高等学校から宿舍敷地として1,746坪(5,771m²90)を所属替えした。昭和39(1964)年9月同官舎敷地であった1,163坪730(3,847m²04)を庁舎敷地に用途変更した。

西部構内は、昭和24(1949)年5月法令改正により第三高等学校が京都高等工芸学校(現：京都工芸繊維大学)から借用中の敷地1,200坪(3,966m²94)を引き継いだ。昭和38(1963)年8月京都工芸繊維大学から9,862坪289(3万2,602m²60)の所属替えを受け、634坪532(2,097m²62)を人文科学研究所の用地とし、895坪080(2,958m²94)を宿舍敷地に用途変更した。

北部構内は、昭和29(1954)年6月農学部農林経済調査室敷地として旧日本経済史研究所用地291坪(961m²98)を購入した。昭和42(1967)年9月外国人教師宿舍の利用に供するため525m²22を整理替えした。

旧教養部構内は、昭和24(1949)年5月法令改正により第三高等学校から2万82坪740(6万6,389m²22)を所属替えした。

薬学部構内は、昭和33(1958)年3月に1,716坪130(5,673m²15)、昭和33年4月に2,168坪(7,166m²94)を財団法人和進会から購入した。

東南アジア研究センター構内は、昭和41(1966)年8月に1万5,080m²48、昭和42(1966)年9月に1万3,404m²13合計2万8,484m²61の民有地(旧京都織物跡)を購入し、同センターの用地とした。

宇治構内は、昭和22(1947)年4月大蔵省(大阪財務局)から12万4,465m²64を木材研究所敷地として無償貸し付けを受け、さらに昭和24(1949)年4月大蔵省(大阪財務局)から7万8,305m²98を木材研究所敷地として無償貸し付けを受けた。

原子炉実験所構内は、大阪府泉南郡熊取町に昭和36(1961)年3月8万5,643坪(28万3,117m²34)を関西研究用原子炉用地として地権者代理人の朝代区長から購入した。昭和37(1962)年3月には、関西研究用原子炉建設後援会(以下「建設後援会」という)が地権者である朝代区から購入した3,303坪(1万

919m²)の寄付を受けた。また、昭和38(1963)年1月には、建設後援会が熊取町から購入した2,181坪(7,209m²91)が、同年2月には建設後援会が民有地を購入した3,266坪(1万796m²69)が同後援会から本学に寄付された。その後、建設省所管一般会計からの廃道敷の所管換えによる増加などがあり、昭和39年4月には9万4,892坪460(31万3,694m²04)となった。さらに同年9月水路敷54坪146(178m²99)を建設省一般会計から所管換えを受け増加した。

霊長類研究所は、昭和43(1968)年2月に名古屋鉄道株式会社から1万5,062m²80、細川孝三郎から991m²74および板津謙一から889m²10の土地計1万6,953m²54の寄付を受けて用地とした。

5. 施設設備

施設整備事業は、昭和34(1959)年頃までは戦災復旧と新制大学の発足に伴う主として木造の応急的な建物による整備が中心であったが、昭和35(1960)年に国立学校施設の整備についての暫定最低基準面積が設定され、国立学校初の施設実態調査が実施されたことや、その後の国立学校特別会計制度の導入もあって、施設整備予算が飛躍的に伸長することになり、理工系2万人増員計画、入学志願者急増対策といった学生増募に伴う施設整備を中心として整備が促進された。昭和34年から昭和42(1967)年の間に整備された主な建物としては、工学部6号館をはじめ工学部のほとんどの建物、教養部A・D・E号館、教育学部本館、経済研究所本館、ウイルス研究所、胸部疾患研究所、理学部地球物理学教室・物理学教室、農学部総合館、数理解析研究所、湯川記念館、薬学部、霊長類研究所および原子炉実験所の開設に伴う諸施設、宇治地区研究所本館である。

電気設備は、昭和30年代になると使用量は増加の一途をたどり、高圧3,300Vでの許容可能範囲が限界に達したので、北部構内に特別高圧受電所を設置し、関西電力松ヶ崎変電所および大宮変電所系統2万2,000V特別高圧回線を田中変電所より地中ケーブルによって受電(容量は3,000KVA<750KVA 4台>)することとなった。

第1章 事務局

電話設備は、昭和24(1949)年、本部構内の共電式複式交換機を200回線増設し、800回線(交換手19名)となった。昭和26(1951)年、本部構内の共電式複式交換機に度数計を取り付け、料金の管理の充実に図ることとなった。この年、電話料金の度数料が2円から5円に値上げされた。昭和40(1965)年に本部構内の共電式複式交換機をクロスバー型交換機に更新、2,160回線となった。教養部構内に電話庁舎が新築され、交換業務は、交換手35名で24時間体制となった。

給水設備は、使用量の増加に対応すべく、昭和6(1931)年に1号井戸(病院西構内)の掘削が行われ、以降、昭和17(1942)年までに2号・3号・4号井戸が掘削されたがその後、昭和37(1962)年に病院構内に5号井戸(350mm×120m、揚水量1,000l/分)がさらに掘削された。

ガスについては、昭和16(1941)年頃まで続けられた石炭ガスの供給が、戦争の勃発とともに軍需優先となり、翌年、窮余の一策として、当時比較的ストックがあったコークスを原料とした「水性ガス」を一時的に供給したが、事故が多発したため、戦後は大阪ガス(株)から受給することとなった。

また、本部本館塔時計は、昭和29(1954)年、老朽化による損傷のため工費約14万円で、長針・短針等の修理を行った。

6. 式典・行事・その他

昭和22(1947)年に、京都大学は創立五十周年を迎え、6月18日に記念式典を本部で行い、10月25日には創立五十周年記念祝賀会を農学部運動場で挙行了。また、学内外で学術講演会を開催し、学内開放や資料展を催した。

昭和24(1949)年、理学部教授湯川秀樹は日本人として初のノーベル物理学賞を受賞した。これを契機として、研究施設として湯川記念館が昭和27(1952)年7月に竣工した。この湯川記念館が母体となって基礎物理学研究所が本学に附置されることになった。

昭和26年11月12日、京都大学に天皇が行幸したときに、歌声とともに学生がその車を取り囲むといういわゆる天皇事件が起こった。事件を契機に学内

で学生指導についての論議が起こり、その結果、昭和27(1952)年4月20日には、輔導部を学生部と改め、同日に輔導委員会を廃止して、学生部委員会を設けた。同年10月20日には「学生懲戒手続規程」を制定した。

なお、天皇・皇后は、和歌山県巡幸中の昭和37(1962)年5月23日に理学部瀬戸臨海実験所に立ち寄っている。

昭和30(1955)年4月9日に戦争中撤去された初代総長木下広次の銅像が再建され、除幕式が行われた。

昭和42(1967)年2月に外国人研究員宿泊所(通称:Kyoto University Konoe hall)(近衛ホール)が吉田近衛町に国費で建設された。この宿泊所の管理運営のため、昭和41(1966)年に「京都大学外国人研究員宿泊所規程」を定め、事務は、庶務部庶務課渉外掛で処理した。单身用3室、夫婦用6室、家族用6室の計15室とロビー、管理事務室等からなり、各室には、電話、家具、調度品等を備え付けてあった。

なお、同宿泊施設は、昭和57(1982)年3月に京都大学国際交流会館(修学院)が完成したことにより、同年11月末に閉鎖された。

昭和42(1967)年11月3日に創立七十周年記念祝典が挙行され、『京都大学七十年史』が出版された。また、総合体育館および京大会館の建設、奨学資金の設定が実施された。総合体育館は昭和47(1972)年に、京大会館は昭和53(1978)年に竣工した。

第6項 京都大学の再編と発展

昭和40年代には、昭和44(1969)年4月大型計算機センターが設置され、昭和45(1970)年3月工業教員養成所が廃止された。昭和46(1971)年4月放射性同位元素総合センターが設置され、工学研究所が原子エネルギー研究所に改称され、昭和47(1972)年5月体育指導センターが設置された。

昭和50年代に入っても、昭和50(1975)年4月医療技術短期大学部設置、昭和51(1976)年4月ヘリオトロン核融合研究センター、放射線生物研究センタ

第1章 事務局

一設置、昭和52(1977)年4月環境保全センター設置、同年7月埋蔵文化財研究センター、昭和53(1978)年4月情報処理教育センターの設置などが相次いだ。

昭和50年代後半には、国債発行残高が膨らみ、行財政が厳しさを増す下でも、昭和55(1980)年4月医用高分子研究センターが10年間を存続期間とする研究組織として設置された。このほか、昭和56(1981)年4月超高層電波研究センターが設置された。

昭和58年度以降は、昭和36年度設定以来相当のゆとりをもって設けられてきた、各省各庁の概算要求総額を設定する「概算要求基準」、いわゆるシーリングが前年度予算額を下回るマイナスシーリングとなった。京都大学においても、しばらくの間、研究組織の整備が行われなかった。

昭和61(1986)年4月、10年間を存続期間とする研究組織としてアフリカ地域研究センターの設置、昭和63(1988)年4月には遺伝子実験施設の設置があり、結核胸部疾患研究所が胸部疾患研究所と改称した。昭和63(1988)年12月には国際交流センターが設置された。平成2(1990)年3月、10年期限の到来をむかえた医用高分子研究センターが廃止され、6月には同研究組織の発展継承を図る生体医療工学研究センターが設置された。同じく6月には国際交流センターを廃止し、留学生センターが設置された。

平成3(1991)年4月、独立研究科大学院人間・環境学研究科、および生態学研究センターが設置され、木材研究所が木質科学研究所と改称された。

平成4(1992)年10月、総合人間学部が設置され(教養部廃止)、平成6(1994)年6月、高等教育教授システム開発センターが設置された。

平成8(1996)年4月、独立研究科エネルギー科学研究科が新設された。アフリカ地域研究センターは時限到来により廃止し、人間・環境学研究科アフリカ地域研究専攻に継承され、アフリカ地域研究資料センターと学生懇話室が設置された。5月には、防災研究所が共同利用の研究所へ改組し、大部門制が実施され、またヘリオトロン核融合研究センターを廃止し、原子エネルギー研究所と併せて、エネルギー理工学研究所に改組された。

1. 管理運営

a 大学紛争

昭和43～44(1968～69)年は全国的にいわゆる大学紛争の嵐が吹き荒れた年であり、本学においても例外ではなかった。寮問題に端を発した紛争は全学に拡大し、昭和44年1月16日に、学生部の建物が封鎖されたのをはじめ、教養部構内のバリケード封鎖、時計台などいくつかの建物が封鎖され正常な授業も行えない状態が続いた。また、昭和43年まで本部階上大ホールで行われてきた学部卒業式、修士学位授与式は中止され、各学部、研究科で適宜の方法により授与することとなり、このような状況は昭和48(1973)年度まで続いた。

昭和44年4月、中央教育審議会は「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」答申した。さらにこれに基づいて「大学の運営に関する臨時措置法案」が国会に上程され、同年8月に成立した。

その後、大学紛争は徐々に沈静化したが、竹本信弘経済学部助手にかかる分限処分の問題は、昭和48年1月16日の評議会において審査が決定され、昭和52(1977)年6月18日に審査を終了し、同月23日付『官報』をもって公告し、その後2週間を経て7月8日をもって本人に免職処分の通知書が交付されたとみなされるとして、その審議経過が『京大広報』に掲載された。

b 大学改革

大学の改革問題に関連して、各部局で当面し、または議論している問題を出し合い、相互に問題解決の資に供するとともに、このような情報交換を通じて共通の認識の上に立って大学問題を考え、必要に応じて総長に問題提起を行うために、各部局長から推薦された教官からなる「月曜会」が、総長の提案により昭和44年3月に発足した。ここでは、評議会のあり方、総長選挙、大学院制度、教養部問題、研究所の現状と問題点等、様々な問題が取り上げられ、昭和48年5月まで114回にわたって議論が交わされた。

大規模化した大学において、学内における出来事を的確、迅速に大学構成

第1章 事務局

員に伝えるとともに、大学としての方針や意見を広報することによって、構成員の理解と協力を得ることが不可欠であるとの認識から、本学の構成員を対象とする全学的な広報に関する基本事項、方針の企画・検討ならびに「京大広報」の企画・立案、編集、発行を行うことを目的として、昭和44年5月に、広報委員会が設置され『京大広報』が発刊された。

昭和44年6月に、各部局に共通する制度改革の諸問題を検討するために「大学問題検討委員会」が設置され、大学の未来像、教養課程の改善、総長選挙制度の改正について調査審議することとなった。

その後、同委員会は検討を重ね、昭和45年1月に「教養課程の改善について」、昭和47年9月に「大学の未来像について」、また昭和48年6月に「総長選挙制度の改正について」それぞれ答申を行った。

「総長選挙制度の改正について」の答申に対する学内からの意見を調整し、総長選考基準改正案をとりまとめるため、昭和48年6月の評議会で「総長選考基準改正案調整委員会」が設置され、10月に「総長選考基準改正案について」の答申があり、評議会で、この答申に基づいて「京都大学総長選考基準」の一部が改正された。

総長選考基準の改正の要点は、助手を総長候補者選考のための選挙における第1次投票の選挙資格を有する者の範囲に加え、これに伴い、総長の任期満了による場合の選挙通告の日を、その任期が満了する日の45日前までとし、また遠隔地の部局または部局所属の施設に勤務する者の第1次投票を郵便によって行うとしたことである。

なお、教育公務員法の一部改正(昭和48年法律第103号第5条)により、協議会が廃止され、総長候補者の選考に関する協議会の権限が評議会に移されたことに伴い、総長選考基準の条文の整備も併せて行われた。

一方、昭和44年6月に、評議会のあり方を検討するため、評議会の中に「評議会あり方検討委員会」が設けられ、評議会の地位と権限、評議会の構成、議事手続き等について9月に報告書が提出された。10月の評議会で、この報告書について検討の結果、評議会あり方検討委員会で評議会内規案を作

成することとなり、委員会案に基づき、12月の評議会において「京都大学評議会内規」が決定した。

c 総長補佐体制

平成7(1995)年2月2日の評議会で「京都大学総長特別補佐に関する規程」が承認され、同年4月1日から実施に移された。

「総長特別補佐」を置くことが検討されるに至る背景は次のとおりである。

21世紀に向けて学部ならびに大学院教育の改革、独立研究科の新設、新キャンパスの確保、百周年記念事業、自己点検・評価の実施等全学的に検討・実施すべき問題が山積しており、また、各学部においては大学院重点化が進行中であり、研究所・センターにおいても改組再編の検討が行われている。本学の管理運営は、学部自治を尊重しつつ、評議会・部局長会議を中心として行われてきており、今後もこの体制は堅持されるべきではあるが、大学の現状を考え、本学の管理運営の一層の円滑化と全学的な課題に機動的に対応する必要があることによるものであった。

2. 事務組織

a 定員

昭和43(1968)年から平成8(1996)年までの定員の変遷は、表2-1-47のとおり。

表2-1-47 定員改正一覧表(昭和43～平成8年度)

区 分	昭和43	昭和44	昭和45	昭和46	昭和47	昭和48	昭和49	昭和50	昭和51	昭和52
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
教 官	2,493	2,509	2,524	2,539	2,563	2,613	2,614	2,635	2,656	2,686
事務系職員	3,467	3,478	3,474	3,442	3,412	3,364	3,313	3,284	3,252	3,240
総 計	5,960	5,987	5,998	5,981	5,975	5,977	5,927	5,919	5,908	5,926
区 分	昭和53	昭和54	昭和55	昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
教 官	2,704	2,715	2,725	2,729	2,736	2,747	2,760	2,781	2,793	2,817
事務系職員	3,221	3,193	3,159	3,130	3,089	3,051	3,012	2,946	2,910	2,878
総 計	5,925	5,908	5,884	5,859	5,825	5,798	5,772	5,727	5,703	5,695

第1章 事務局

区 分	昭和63	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8
教 官	2,837 ^人	2,847 ^人	2,868 ^人	2,889 ^人	2,927 ^人	2,954 ^人	2,983 ^人	3,004 ^人	3,028 ^人
事務系職員	2,844	2,811	2,779	2,744	2,706	2,673	2,633	2,588	2,540
総 計	5,681	5,658	5,647	5,633	5,633	5,627	5,616	5,592	5,568

b 事務規程の整備

事務局の組織は、昭和43(1968)年度当時、庶務部(庶務課、人事課)、経理部(主計課、経理課、管財課)および施設部(企画課、建築課、設備課)により構成されていたが、事務局の組織の充実が図られた。

昭和47(1972)年度には、大学の広報調査活動の充実を図るため庶務部に広報調査課が設置された。

昭和51(1976)年度には、大学の国際交流事業の増大に対応するため、庶務部に国際主幹が設置された。

昭和55(1980)年度には、事務電算化を推進するため、経理部に情報処理課が設置された。本学の事務処理を電子計算機を用いて行おうとする動きは、昭和51年6月の事務電算化準備室設置に始まった。なお、同室は文部省のブロック共同処理構想に基づく、全国13地区に置かれる共用電子計算機設置校として、情報処理課発足への布石となる組織であった。

昭和57(1982)年度には、増大する研究協力事務に対応するため、庶務部に研究協力課が設置された。

また国際主幹は昭和60(1985)年度に国際交流課となった。

昭和63(1988)年度には、大学の教育研究体制に係る基本計画の策定およびその実施に関し必要な事務の推進を図るため、庶務部庶務課に企画室が設置された。

平成6(1994)年度には、大学の将来計画の事務の円滑な推進を図るため、企画室は庶務部に置かれた。

平成8(1996)年度には、企画調整官が設置されたことに伴い、企画室は事務局に置かれ、企画調整官は、企画室の室長として大学の将来構想および新キャンパス等に関する事務について企画し、統括整理することとなった。

第1節 庶務部・経理部・施設部

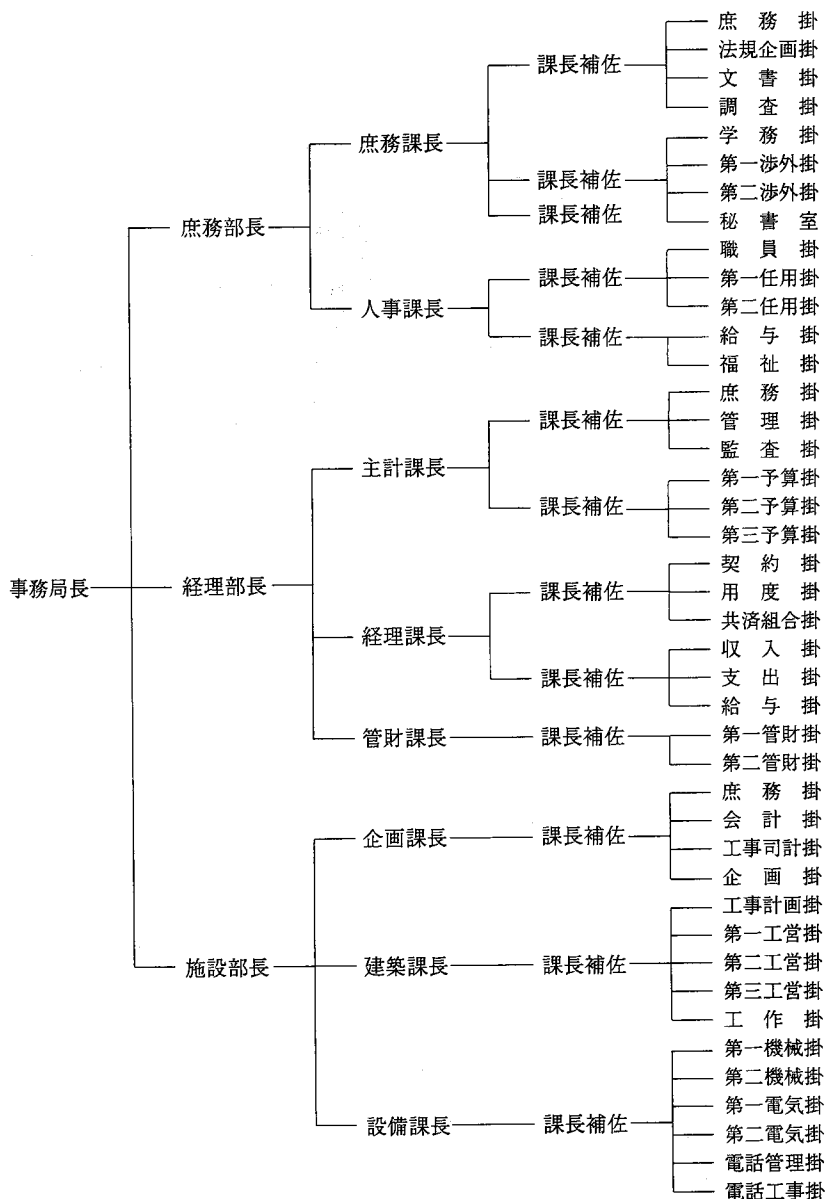


図 2-1-2 昭和43年度事務局組織

	企画調整官 (企画室長)	企画室	課長補佐	調査計画掛	
			課長補佐	専門職員(創立百周年記念事業担当)	
				庶務掛	
				企画法規掛	
				専門職員(広報事務担当)	
				専門職員(広報事務担当)	
				広報員掛	
				専門職員(人情報事務担当)	
				福利任用掛	
				第二給与掛	
				第二給与掛	
				専門職員(学務担当)	
				専門職員(科学研究費担当)	
				専門職員(外部資金担当)	
				研究協力掛	
				専門職員(国際学术交流事務担当)	
				国際企画掛	
				国際交流掛	
				国際交流会館掛	
				査問(特定監査)	
				専門職員(調査企画事務担当)	
				庶務法規掛	
				監査掛	
				第二監査掛	
				第三予算掛	
				第三予算掛	
				専門職員(特定調達契約事務担当)	
				専門職員(契約事務担当)	
				契約用度掛	
				第一用度掛	
				第二用度掛	
				専門職員(共済組合事務担当)	
				共済組合掛	
				計証明事務掛	
				收支出入掛	
				給与掛	
				専門職員(管財事務担当)	
				第二管財掛	
				管財掛	
				専門職員	
				専門職員	
				専門職員	
				情報企画掛	
				専門職員	
				庶務掛	
				専任會計掛	
				工事計画掛	
				第一工営掛	
				第二工営掛	
				第三工営掛	
				繕修掛	
				機械管理掛	
				第二機械掛	
				電気管理掛	
				第二電気掛	
				電話管理掛	
				通信設備掛	

図2-1-3 平成8年度事務局組織

c 総合技術部

昭和62(1987)年12月に「技術職員問題検討会」が設置され、教室系技術職員の待遇改善に結びつく組織化問題を中心に検討を行ってきたが、平成2(1990)年12月に、「教室系技術職員問題について」報告し、これを受けて、平成3(1991)年4月、全学的な教育・研究支援機構として、全学の教室系技術職員を統合する総合技術部が設置された。同部は、教育・研究にかかわる専門技術の高度化、専門化に対応するため、全学の教室系技術職員を配置する部局の技術部を総括し、技術職員相互の技術交流および技術の向上を図るべく、研修等の企画および実施に取り組み、また、教室系技術職員による自発的な研鑽活動を奨励することにより、組織としての活性化を推進することを目的としている。

3. 学 務

a 教育課程の改善

(1) 教養部のあり方

教養課程の改善については、以前から問題が提起されていたが、昭和53(1978)年に教養部から提出された「科学基礎研究科」の設置案を検討するため部局長会議の下部委員会として「科学基礎研究科設置案等調査検討委員会」が設置され、この問題を検討する中で、教養部の大学院問題は本学において重要な問題であり、全学的視野で考慮する必要が生じたため、昭和59(1984)年10月に同委員会を廃止して「教養部にかかわる大学院問題検討委員会」を設けて検討することとなった。その後、同委員会は新しい研究科構想について検討を進め、昭和60(1985)年7月、独立研究科としての「学術総合研究科」設置構想の成案を得て、総長に報告し、同設置案は大学院審議会および評議会の承認・決定を得た。さらに同委員会は学術総合研究科設置についての具体的な構想の充実を図る方向で審議検討を進める一方、昭和61(1986)年6月からは、同研究科構想との関連のもとに、教養部および教養課程のあり方についての検討を開始し、同年12月、教養部のあり方について

第1章 事務局

は学部化が望ましいこと、また、これとの関連において教養課程のあり方についても再検討が必要であることを、総長に中間報告した。

昭和62(1987)年3月に、同委員会を廃止して、新たに「教養部にかかわる構想検討委員会」が設置された。この委員会は、本学の教養課程のあり方、教養部の新しい学部化および独立研究科構想について、全学的観点から調査検討することとなった。

同委員会は、昭和62年12月に、「新学部の設置」「教養課程教育の改革」「学術総合研究科」「教養部教員の既存学部への移籍」「施設・設備の整備拡充」について基本方針を策定し、総長に報告した。さらに平成元(1989)年1月には、「総合人間学部の新設について」「京都大学における教養課程教育の改革案」「学術総合研究科の基本構想」の3項目について、総長に報告した。

(2) 教育課程

平成3(1991)年4月には、学術総合研究科構想をもとにして本学では初めての独立研究科として「人間・環境学研究科」が設置され、さらに平成4(1992)年10月には「総合人間学部」が設置され、翌年3月末をもって教養部は廃止された。

平成3年2月、大学審議会の「大学教育の改善について」の答申が出され、開設すべき授業科目の科目区分(一般教育、専門教育、外国語、保健体育等)が廃止されるなど、各大学が多様で特色あるカリキュラム設計が可能となるよう、授業科目、卒業要件、教員組織等に関する大学設置基準の規定が弾力化された。

総合人間学部の設置、大学設置基準の大綱化、簡素化の情勢の中で、本学における教育課程のあり方等教育の高度化および大学設置基準等の改正に関連する諸問題について検討するため、平成3年7月に、「教育課程等特別委員会」を設置した。同委員会は、教育課程の編成、編成方法に関すること、自己点検・評価に関すること、学士の学位に関すること、大学設置基準の改正等に基づく学内諸規定の改正・整備に関することを検討し、平成4年9月に、総長に報告した。

教育課程等特別委員会の報告に基づいて、本学における高度一般教育を、総合人間学部を実施責任部局として全学的協力のもとに円滑に行うために、同年11月に「教育課程委員会」を設置して、全学共通科目をめぐる全学的企画・調整・運営を行うこととなった。

また、自己点検・評価に関しては、平成5(1993)年2月に「自己点検・評価実施規程」を制定し、全学委員会としての「自己点検・評価委員会」を設置し、具体的な点検・評価作業を行うために「自己点検・評価実行委員会」を置いて作業が行われ、平成6(1994)年6月に『自由の学風を検証する——京都大学自己点検・評価報告書』が刊行された。

b 大学院制度の改革

昭和48(1973)年2月に、本学の大学院制度の改革について実施可能な案を策定するために、総長の諮問機関として「大学院制度検討委員会」が設置された。委員会は各研究科の実情調査および改善を要する点の検討を行うとともに、昭和49年6月に制定された「大学院設置基準」をも考慮に入れて、大学院制度の改革の方針を策定して公表し、これに対する各部局等の意見を調整しながら、昭和50(1975)年3月に「大学院制度の改革について」を答申した。

この答申では、①大学院課程が、学部課程とは異なる独自のものであることを明確にし、大学院課程にふさわしい組織および機構を設けること、②大学院課程の性格と、研究と教育との密接な関係を考慮し、広く学内からの適任者の参加を得て、大学院学生の教育を充実すること、③各研究科、学部、附置研究所等の特殊性を尊重して、その特徴を生かした非画一的な運用を認めること、の3方針のもとに、大学院制度の当面の改革を提案した。

さらに、昭和51(1976)年5月に、「京都大学大学院に関する諸規程の改正について」(答申)が提出され、「京都大学通則改正案」「京都大学学位規程改正案」および「京都大学大学院の管理運営に関する規程案」が作成された。それぞれの改正案については、大学院審議会の審議を経て、6月8日の評議会で可決された。このあと、全学的規程の改正に伴う研究科規程の改正等の

第1章 事務局

作業を行い、昭和52(1977)年3月に解散した。

以上のように、大学院制度検討委員会は、大学院の新制度を発足させることをその任務とした。各種の問題の中で、この種の委員会で結論を出すことが適当でないと考えられた事項や、時間的制約のために審議できなかった事項については、大学院審議会で引き続き審議されることとなった。

大学院審議会は、新しい規定のもとで昭和52年1月に第1回の会議を開催した。この会議で「制規等専門委員会」を設置することが決定された。この専門委員会の任務は、大学院に関する規程等についての大学院審議会からの諮問事項を検討することとなった。

制規等専門委員会は、発足以来、これまでの本学の大学院の充実に基盤とし、将来に向けてより特徴的な発展を可能にするよう、大学院の制度と運営について検討を続け、大学院にかかわる諸問題について中間答申や中間報告等によって学内の各部局等の意見を集め、昭和62(1987)年1月に「大学院の整備・充実に関する答申」により永年の諸検討の集大成が行われた。本報告は、以下の3部からなっている。

- 1 大学院の目的と性格
- 2 大学院の整備・充実のための方策
- 3 将来の課題について

その後、制規等専門委員会は、「独立専攻、独立研究科及び独立的研究科における教育・研究の機能的在り方について」「附置研究所、研究センター及び研究施設等と大学院の教育・研究とのかかわり方について」の検討結果を、平成元(1989)年4月に報告した。

c O D 問題

全国的な問題として、各大学が解決を迫られているオーバードクター問題を検討するため、昭和47(1972)年4月に、総長の諮問機関として「OD等問題検討委員会」が設置され、1年半にわたる討議を行い、翌年10月に、この問題についての可能な措置および基本的な考え方について検討した結果を、OD等の問題の現状と分析、学内措置、文部省、日本育英会および日本学術

振興会への要望としてとりまとめ、報告を行った。

昭和52(1977)年4月には、ODのその後の実態を調査し、OD問題解決のために必要な方策について検討するため「OD等問題検討第2次委員会」が設置され、翌年4月の「OD問題について」(答申)では、当面の学内措置として、ODを受け入れる形態についての試案として「特別研究生」の制度を設けることを提案した。また、文部省等への要望として、研究教育補助者経費の新設、日本育英会奨学金の返済条件の緩和、日本学術振興会奨励研究員の増員をあげた。

4. 財 政

a 財政制度

昭和39(1964)年4月に制定された「国立学校特別会計法」(法律第55号)が現在も適用されている。平成4(1992)年度には国立学校の教育研究施設の老朽化・狭隘化を解消するために、国立学校特別会計法の一部改正が行われ、同会計に特別施設整備資金が新たに置かれることになった。

b 歳入・歳出

本学の財政規模の推移は表2-1-48のとおりである。文部省所管一般会計と国立学校特別会計の配分のほか、文部省科学研究費補助金を付記する。

表2-1-48 文部省所管一般会計、国立学校特別会計決算額(昭和47～平成8年度)および文部省科学研究費交付金(補助金)

歳 入		単位：千円	
区 分	文部省所管 一般会計	国立学校 特別会計	計
昭和47(1972)年度	147	3,000,016	3,000,163
昭和52(1977)年度	1	7,742,845	7,742,846
昭和57(1982)年度	0	14,712,857	14,712,857
昭和62(1987)年度	40	21,038,029	21,038,069
平成4(1992)年度	0	28,724,646	28,724,646
平成8(1996)年度	0	33,154,290	33,154,290

第1章 事 務 局

歳 出

単位：千円

区 分	文部省所管 一般会計	国 立 学 校 特 別 会 計	計	文 部 省 科学 研究 費 補 助 金
昭和47(1972)年度	69,874	21,252,625	21,322,499	1,067,880
昭和52(1977)年度	186,055	45,396,470	45,582,525	2,276,876
昭和57(1982)年度	313,713	62,162,697	62,476,410	3,597,710
昭和62(1987)年度	619,214	76,899,941	77,519,155	4,049,399
平成 4 (1992)年度	647,691	90,869,465	91,517,156	5,232,213
平成 8 (1996)年度	799,380	100,720,324	101,519,704	7,924,005

(1) 文部省所管一般会計

前項から5カ年ごとに当たる年度および最近の年度における決算額の推移は表2-1-49のとおりである。

表2-1-49 文部省所管一般会計決算額(昭和47・
52・57・62・平成4～8年度)

単位：千円

区 分	歳出決算額	左のうち留学生給与
昭和47(1972)年度	69,874	62,811
昭和52(1977)年度	186,055	175,849
昭和57(1982)年度	313,713	301,818
昭和62(1987)年度	619,214	601,645
平成 4 (1992)年度	647,691	627,842
平成 5 (1993)年度	715,665	694,827
平成 6 (1994)年度	726,963	700,917
平成 7 (1995)年度	748,700	724,799
平成 8 (1996)年度	799,380	771,721

予算・決算に占める大部分は、外国人留学生給与であり、その他の経費は、南極地域観測事業費、科学振興費、学校教育振興費などである。

歳入は、昭和53(1978)年度以降なし。昭和46(1971)年度から、昭和52年度まで講習料など、20万円程度と僅少である。

(2) 国立学校特別会計

前項から5カ年ごとに当たる年度および最近の年度における歳入・歳出決

算額(自己収入比率)の推移は、表2-1-50のとおりである。

表2-1-50 国立学校特別会計決算額(昭和47・52・57・62・平成4～8年度)

単位：千円

区 分	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	自己収入比率 (A)÷(B)
昭和47(1972)年度	3,000,016 (100%)	21,252,625 (100%)	14.12%
昭和52(1977)年度	7,742,845 (258%)	45,396,470 (184%)	17.06%
昭和57(1982)年度	14,712,857 (490%)	62,162,697 (293%)	23.67%
昭和62(1987)年度	21,038,029 (701%)	76,899,941 (362%)	27.36%
平成4(1992)年度	28,724,646 (957%)	90,869,465 (428%)	31.61%
平成5(1993)年度	27,733,433 (924%)	104,370,929 (491%)	26.57%
平成6(1994)年度	28,335,436 (945%)	95,932,532 (451%)	29.54%
平成7(1995)年度	30,260,658(1009%)	108,049,806 (508%)	28.01%
平成8(1996)年度	33,199,665(1107%)	100,720,324 (474%)	32.96%

注 歳入の伸びが歳出の伸び率を上回っており、授業料の推移からも国の厳しい財政事情を知ることができる。

昭和39(1964)年度以降の国立学校特別会計の補正予算について見ると、昭和43(1968)年度を除き、例年、給与改善および既定経費の節約等を織り込んだ補正予算が編成されている。平成5(1993)年度には、3次にわたり追加補正予算が実施され、経済対策の一環として大型特別機械整備費、建物新営費など施設整備費の追加配分を受け、本学も初めて歳出決算額が1,000億円を超える規模となった。

表2-1-51 授業料単価(昭和38～平成8年度)

単位：円

区 分	学 部	大学院	備 考
昭和38～46年度	12,000	18,000	
※昭和47年度	24,000	27,000	前期 学部 6,000 後期 18,000 大学院 9,000
昭和47～50年度	36,000		
※昭和51年度	66,000		前期 18,000 後期 48,000
昭和51～52年度	96,000		
昭和53～54年度	144,000		
昭和55～56年度	180,000		
昭和57～58年度	216,000		

第1章 事務局

※昭和59年度	234,000	前期	108,000	後期 126,000
昭和59～61年度	252,000			
昭和62～63年度	300,000			
※平成元年度	337,800	前期	168,000	後期 169,800
平成元～2年度	339,600			
平成3～4年度	375,600			
平成5～6年度	411,600			
平成7～8年度	447,600			

注 ※を付した年度は、前期と後期で授業料の額が異なっている。ただし、単年度限りの額である。

c 科学研究費補助金

採択件数および最終報告金額の推移は、表2-1-52のとおりである。

表2-1-52 文部省科学研究費補助金採択件数および最終報告金額(昭和47・52・57・62・平成4～8年度)
単位：千円

年 度	採択件数	金 額
昭和47(1972)年度	512	1,067,880
昭和52(1977)年度	840	2,276,876
昭和57(1982)年度	913	3,597,710
昭和62(1987)年度	1,098	4,049,399
平成4(1992)年度	1,501	5,232,213
平成5(1993)年度	1,632	6,273,737
平成6(1994)年度	1,877	6,520,491
平成7(1995)年度	2,023	7,695,192
平成8(1996)年度	2,276	7,924,005

d 校 地

本部構内は、昭和43(1968)年3月第三高等学校より宿舍敷地として所属替えを受けた1,924m²31を庁舎敷地に用途変更した。昭和56(1981)年8月東一条西南角地16m²59を道路敷地として京都市に売却した。

西部構内は、昭和51(1976)年12月保育所敷地として1,577m²52を用途廃止して普通財産に組み替えた。

医学部構内は、昭和44(1969)年5月宿舍敷地として392m²44を用途変更して減少した。昭和49(1974)年12月公共物から399m²21が編入された。昭和51(1981)年6月大蔵省から27m²95の無償所管換えを受けた。昭和51(1976)年12月保育所敷地として1,568m²を用途廃止をして普通財産に組み替えた。昭和57(1982)年5月総長官舎の廃止により2,639m²39を庁舎敷地に用途変更した。平成2(1990)年10月東一条東北角地45m²27を道路用地として京都市に売却した。

病院西部構内は、昭和47(1972)年1月看護婦宿舍(白眉寮)敷地として2,250m²63を用途変更したが、昭和58年9月には白眉寮の廃止に伴い同面積を用途変更して庁舎敷地に戻した。平成4(1992)年7月西南角地99m²57を地下鉄出入口用地として京阪電気鉄道株式会社に売却した。

東南アジア研究センター構内は、昭和43(1968)年6月民間会社から2,191m²67を購入した。昭和47(1972)年1月には看護婦宿舍(瑞穂寮)敷地として4,192m²87を、昭和53(1978)年8月には看護婦宿舍(北部寮)敷地として2,241m²86それぞれ用途変更した。

宇治構内は、昭和45(1970)年2月大蔵省近畿財務局において、京都大学に使用承認中の土地に隣接する大蔵省所管の土地6,863m²38と、大阪防衛施設局所管の土地8,387m²32を京都大学に転活用する方針が決定され、既に使用承認を受けていた20万2,771m²62に加え、使用承認を受けた土地は全体で21万8,022m²32となった。昭和47(1972)年5月使用承認中の土地の一部1,084m²09が、宇治市道の拡幅用地として割愛されることになったため、大蔵省に返還し、現在無償使用承認を受けている土地は21万6,938m²23となっている。

霊長類研究所構内は、昭和45(1970)年8月財団法人理学研究協会から1,387m²86の寄付を受け、同年10月大蔵省東海財務局から無償所管換えで280m²25を受けた。同年12月民有地1万2,710m²88を購入し、昭和46(1971)年3月民有地953m²を購入した。昭和50(1975)年6月建設省から公共物(犬山市道敷地)406m²06が編入された。さらに昭和58(1983)年3月民有地198m²30

第1章 事務局

を購入し、現在の校地を形成した。

生態学研究センターの天津市下阪本地区にあった旧臨湖実験所構内は、昭和50(1975)年3月民有地1,699m²33を購入し、用地とした。現在同センターは天津市平野地区に建設中であるが、この用地は、平成9(1997)年3月旧臨湖実験所用地と滋賀県所有の土地1万1,621m²55を等価交換により取得し、また滋賀県から隣接の土地3万2,641m²45を借り受けたもので、合計4万4,263m²あり、移転のための整備を行っている。

原子炉実験所構内は、昭和43(1968)年度以降も昭和49(1974)年12月に拡充用地として民有地1万2,349m²を購入し、また隣接する民有地と入り組んでいることから、同面積の土地を交換したこと等の整理が行われ、現在の校地を形成した。

5. 施設設備

施設整備事業は一時期、大学紛争により事業の落ち込みがあったが、昭和46(1971)年以降逐年、予算の増額が図られた。ところが昭和55(1980)年度以降の財政再建策に伴う抑制などにより年々減額を余儀なくされることとなり、昭和61(1986)年度まで非常に厳しい状況が続いた。

しかし、その後高等教育充実のため各種施設の展開に対応して徐々に増額が図られるとともに、新たに設けられた国立学校財務センター特別施設整備資金を活用して、施設の老朽化・狭隘化対策として特別施設整備事業が計画的に実施され、さらに学部・研究科の新設改組に伴う整備、附属病院の再開発整備などが積極的に実施されることとなり、現有キャンパスの長期整備計画の策定が必要不可欠となり、平成5(1993)年3月に「吉田キャンパス施設長期計画に関するガイドライン」、さらに平成7(1995)年に「中央団地の施設長期計画」が策定された。また、平成6(1994)年度から国立学校施設の狭隘化を改善するため、昭和35(1960)年に設定された基準面積の抜本的な改定が図られることとなり、その結果、全体として約20%の面積増となった。

電気設備については、建物の整備に伴う使用量の急激な伸びに対処するた

め、昭和62(1987)年、中央変電所に設置されている変圧器容量1万8,000 KVA(9,000KVA 2台)が、3万 KVA(1万5,000KVA 2台)に更新された。

また、医学部附属病院の再開発計画に伴い、サービス・サプライ棟を増築、常用非常用兼用1,000KVAのディーゼル自家発電設備を増設した。この発電設備の出力は、電力会社からの購入電力と並列運転が可能な設備で、夏期冷房使用時のピークカット用にも使用することとなった。

平成4(1992)年、医学部附属病院サービス・サプライ棟にガスタービン発電機と廃熱ボイラーを使用したコージェネレーション設備が設置された。この発電機容量は1,500kw、廃熱ボイラー容量は4t/hであり、昼夜連続運転することによって商用電源停電時の非常用としても使用できることとなった。

平成6(1994)年、昭和54(1979)年以来、予備受電設備として使用していた2万2,000V、6,000KVAの受電設備が、急激な電力使用増により大幅な容量不足となり、これを廃棄し新たに本部構内に設置されている中央変電所を増築して予備受電設備の設置を行った。変圧器は、本線受電設備側の変圧器群と一体で構成されており、本線および予備側とも4万5,000KVAまで受電可能な設備となった。なお、平成7(1995)年度に吉田地区の電力使用量は、1億kw時を超えることとなった。

電話設備は、昭和63(1988)年、大学における多様な教育・研究活動等を支えるためには、コンピューター、データ端末、OA機器電話等を統合した通信網が必要であり、この通信網は通信技術における新しい国際標準化動向に対応したものでなければならないとの基本的な認識のもとに、京都大学統合情報通信システム KUINS(Kyoto University Integrated information Network System)が構築された。その基本的構成は、デジタル交換機を中心とする広域網接続可能なスター型 LAN、多様な情報機器サーバ機器バス型 LAN 等を接続可能とする光ファイバーケーブルによるループ LAN、パケット交換機とマルチメディア多重化装置による隔地間等のデータ通信の高速大容量通信システムである。

第1章 事務局

平成4(1992)年、病院地区の事業所集団電話(ビル電話)を廃止し、時分割型デジタル交換機1,500回線をレンタル契約で導入し、同時に中継台のみを本部電話庁舎に移転し運用が開始された。

平成8(1996)年、高度情報化社会にふさわしい情報サービスを実現させるため、大学主要構内に光ケーブルおよびATM交換機等による超高速情報ネットワークシステム(KUINS第2期)を構築し、遠隔授業やテレビ会議が可能となった。

給水設備についても、建物の整備に伴う使用量の急激な増加に対処するため、順次井戸の整備が行われ昭和43(1968)年、農学部構内6号井戸(350mm×140m、揚水量700l/分)、昭和45(1970)年、西部構内7号井戸(350mm×140m、揚水量1,250l/分)、昭和55(1980)年、薬学部構内8号井戸(400mm×150m、揚水量1,250l/分)、昭和63(1988)年、病院地区西構内9号井戸(300mm×125m、揚水量1,500l/分)の掘削が行われた。

また、昭和54(1979)年、本部給水センター、昭和57(1982)年、病院地区給水センターが順次設置され、より効率的な給水システムが完成した。

なお、平成7(1995)年度の総給水量は約180万m³に達した。

ガスについては、昭和54(1979)年3月に吉田地区、同10月に宇治地区が、石炭ガスより天然ガスに転換された。

また、塔時計については、昭和44(1969)年、大学紛争による破損、老朽化改善のための修理および、水晶発振式親時計設置のための工事が行われた。昭和55(1980)年には、歯車摩滅が甚だしく、ギヤー全面取り替えの修理が行われた。その後、平成4(1992)年、時計塔の北面に取り付けられている時刻鐘の復元修理が行われ、正午の打鐘が復活した。平成6(1994)年、本部本館の改修工事にあわせ、設置以来初めて、すべての時計設備機器を取り外して大改修(文字盤および長短針の表面ガラス内部配線等の改修・電源線、制御線等の絶縁不良改修・制御歯車機構および駆動歯車機構等の復元修理)が行われた。

6. 式典・行事・その他

a 創立七十周年記念事業

創立七十周年記念事業は、昭和39(1964)年5月に「創立七十周年記念事業準備委員会」を設置し、記念事業の内容、募金目標額等の試案の作成を開始した。昭和40(1965)年6月「創立七十周年記念事業準備委員会」は、「学内実行委員会」に改組され、昭和41(1966)年1月の評議会において、事業計画の概要が了承された。事業計画は、記念式典の挙行、七十年史の編集、総合体育館の建設、奨学資金の設定、大学会館の建設の5事業を内容とするものであった。

昭和41年7月には、記念事業に要する経費の募金を行うため、同窓生を中心とする各界有志を発起人として「京都大学創立七十周年記念事業後援会」が設立された。

創立七十周年記念事業のうち、式典および『京都大学七十年史』刊行は昭和42(1967)年度に滞りなく終了したが、総合体育館建設、大学会館建設および国際学術交流のための奨学資金の設定が後に残された。これらの事業を実施するために必要な資金は、同窓生、法人、有志の多くの賛同を得て、目標額に近づきつつあったが、前年の大学紛争のため、京都大学創立七十周年記念事業後援会は、残された記念事業遂行を一時見送ることを決定した。

しかし、昭和45(1970)年になり、大学も次第に平静化し、記念事業の再開を希望する声が高まってきたので、学内の関係委員会に諮ったうえ、まず総合体育館を着工することを後援会に要請し、同年9月最終的にその了承を得た。

こうして昭和46(1971)年1月から、8億円の工費をかけて建設中であった総合体育館が完成し、昭和47(1972)年3月に後援会から本学に寄贈され、4月に開館した。かねてから懸案であった大学会館の建設について、後援会は昭和52(1977)年3月の常任理事会で、左京区吉田河原町所在の関西電力株式会社所有の一部を約2億円で確保し、同地に「京大会館」を建設すること、

第1章 事務局

ならびに同会館の設置および維持経営は法人組織とすること等について決定し、同年3月10日、土地売買契約を締結した。「京大会館」の維持経営のための法人組織は、同年9月「財団法人京大会館楽友会」として発足した。そして総工費6億円をかけて、同年12月に起工し、翌年10月に竣工した。

また、教官の海外派遣および海外学術交流に対する助成を行うため、昭和49(1974)年6月に、「財団法人京都大学創立七十周年記念後援会」を設立し国際学術交流のための奨学資金5億円をもって運用することとした。「国際学術交流の促進のための援助」を行うことを目的として設立された同後援会は、その後、昭和63(1988)年8月に、「教育・研究活動に対する助成」「教育・研究施設の拡充整備に対する助成」「学術研究書等の刊行に対する助成」「学術講演会等の文化の普及活動に対する助成」などが新しく財団の事業として加えられ、名称も「財団法人京都大学後援会」に改められた。

記念式典、『京都大学七十年史』の編集・発行、総合体育館の建設、財団経営方式による奨学資金の設定さらに京大会館の建設の諸事業を終了し、昭和54(1979)年3月をもって七十周年記念事業はすべて終了した。

b 創立百周年記念事業

京都大学は平成9(1997)年に創立百周年を迎えるが、これを機に、本学における一層の学術研究の振興および教育研究体制の充実を図るとともに、国際社会や地域に開かれた大学を目指すための意義ある記念事業を実施することとなり「創立百周年記念事業委員会」が平成元年5月に設置され、平成6(1994)年6月に「創立百周年記念事業計画」をとりまとめて発表した。

百周年記念事業では、記念行事、『京都大学百年史』の刊行、百周年時計台記念館の建設、国際交流事業の推進を計画しており、これに必要な資金は募金によることとなり、募金目標額を60億円として、財団法人京都大学後援会に募金への協力を要請した。同後援会は「京都大学創立百周年記念事業推進実行委員会」を設けて、記念事業の推進に全面的に協力することとなった。また、後援会の募金活動と相俟って、平成6年4月に学内に「創立百周年記念事業支援委員会」を設置した。

募金活動は、平成7(1995)年初めから開始する予定であったが、同年1月17日阪神・淡路大震災が発生したため、企業・団体への募金活動は当面延期することとし、教職員募金については3月から、また卒業生募金については4月から開始した。その後、企業・団体については10月から開始することとなった。

平成8(1996)年8月からは、京都大学創立百周年記念事業に係る事務の円滑な推進を図るため、事務局に「京都大学創立百周年記念事業推進室」が置かれることとなった。

第2節 保健診療所

第1項 総 記

京都大学における学生の保健医療施設として、最初、明治41(1908)年9月、当時木造3階建てであった学生寄宿舍の2階に、医員室と病室とが設けられ、そこに嘱託の校医が1名、週2回、1回1時間程度出勤して、学生の健康相談に応じ、また診療に従事していた。

その後、これを利用する学生が次第に増加し、学内衛生施設として拡大させる必要性が生じ、内科教授松尾巖、学生監鈴木信太郎、事務官福井正太郎などの奔走の結果、大正13(1924)年3月1日、現在の保健診療所の前身である学生健康相談所(通称：学健)が開設された。当初の規模ははなはだ小さく、旧本館2階の2室で、内科は毎日、皮膚科は月曜、外科は火曜を診察日とし、眼科と耳鼻科は医学部附属医院で嘱託医に診察を受ける制度であった。当時の職員は、松尾巖を顧問に、内科は井上硬、辻好潔、中島浩吉、溝上三保の4名が交代で出勤し、皮膚科は頼武夫、外科は大沢達で、それに薬剤師、看護婦、事務員各1名であった。診療時間は午後3時より同5時までで、附属医院での診療は午前11時より同12時まで、X線撮影は、当相談所が大学病院へ紹介して実費撮影を行い、その他、投薬処置は全部無料であった。これらの経費は、人件費、物件費合計年間1万円で、それは校費より補助を受けていた。

大正15(1926)年9月、皮膚科の患者が増加し、性病の予防と治療が重大化したため、皮膚科の診療を毎日とし、ここで外科をも取り扱うことになった。そして一般外科は、医員と設備の都合上、昭和2(1927)年4月より、附

属医院で診療を行うことに改めた。

昭和5(1930)年4月より、本相談所は場所を階下東南5室に移し、中島浩吉を所長とした。この頃より患者数はとみに増加し、予算の都合上、薬価と処置料は実費を徴収する制度に改めた。そして同年5月より歯科を所内に増設し、市内開業の歯科医師を嘱託して診療を行った。

昭和5年12月、所長中島浩吉が辞職し、講師豊島頌吉が所長に委嘱された。

昭和7(1932)年1月、場所を寄宿舍構内の旧道場に移転し、昭和8(1933)年4月整形外科医師を附属医院内に嘱託した。同年6月、X線直接撮影機を購入し、結核の早期診断に資することになった。

昭和10(1935)年、耳鼻咽喉科を所内に増設した。

昭和12(1937)年4月、西部構内に中央学生控所が新築されて、学生の諸施設がこの構内に集合することとなり、学生健康相談所も、その南棟階下10室を占有し、ここにはじめて、全国にその類を見ない立派な陣容が整えられた。この頃より神経衰弱、精神異常の学生患者が相当多数存在することが問題となり、精神科教授三浦百重に、精神科の診療を委嘱した。同年12月、学生健康相談所規程を制定し、その機構の基礎を確立した。

昭和13(1938)年2月、豊島頌吉が所長を辞職し医員となり、同年4月、三浦百重が所長に委嘱された。5月所内に眼科を新設し、隔日診療を行った。その頃、太陽燈、紫外線照射器などを購入して、設備の充実を図った。

昭和14(1939)年2月、豊島頌吉が医員を辞職し、講師浜中正一がその後任に就任し、かつ、所長代理となった。そして同年4月より診察時間を午後1時より同4時まで延長した。

昭和16(1941)年4月、浜中正一がその職を辞し、講師辻昇三がそのあとを継ぎ、所長代理に委嘱された。昭和17(1942)年4月、X線間接撮影機を購入した。これは入学者身体検査、定期身体検査その他の集団検診に盛んに用いられ、非常な効果をあげた。その頃より結核菌の培養なども、当健康相談所内で行い得るようになった。

第1章 事務局

昭和18(1943)年7月、三浦百重が所長を辞職し、所長代理辻昇三が所長に昇任した。そして昭和12年12月、松尾巖の退官以来空席であった顧問制を復活させて、医学部附属医院長教授服部峻治郎にこれを委嘱した。同年12月辻昇三が所長を辞職し、昭和14(1939)年10月より当所医員として勤務していた講師宮田尚之が所長となった。その頃、第2次世界大戦が苛烈となり、あるいは健民修練の一端を受け持ち、あるいは学徒動員に従って、各方面に医員の臨時出張が行われた。

昭和20(1945)年1月、服部峻治郎が顧問を辞職し、前所長三浦百重が顧問に委嘱された。昭和20年8月終戦になった。その後諸物資不足はなほだしく、薬品その他衛生材料など、相当窮屈となった。昭和21(1946)年5月、附属医院に歯科が新設されたが、歯科診察台などが不足のため、当所の歯科の機器を暫定的に附属医院に貸与し、当所の歯科を閉鎖して、歯科の患者は附属医院外来にて治療を受けることにした。

終戦後、一般社会の保健状態が悪化し、疾病の増加が著しく、そのため、学内教職員のための保健医療施設が強く要望されるにいたって、総長鳥養利三郎、事務局長本田弘人、庶務課長内藤敏夫、会計課長横田実などの熱心な斡旋によって、昭和21年10月、大学教職員厚生会医療部を本所内に設け、本所医員が、学生診療を行わない午前中を利用して、本学教職員ならびにその家族の健康相談および診療を行うことになった。かくて健康相談所の勤務は、従前の半日勤務より1日勤務に延長され、種々の業務がはなはだしく増加した。

昭和22(1947)年12月8日、西部構内学生食堂より出火し、中央学生控所とともに本所も類焼した。そのためX線機械その他の固定的設備は焼失したが、移動可能な器具・薬品の損失は少なく、また附属医院からの援助もあり、火災の翌日より、旧尊攘堂において、本所はその業務を続行することができた。

昭和23(1948)年4月、本所は旧図書館事務室跡に移転した。はじめは建物の東端3室であったが、次第に拡大してのちにはこの建物の全体を占有する

ことになった。

昭和24(1949)年8月、学内分課規程、事務分掌規程などの制定に当たり、従来の学生健康相談所を改めて、名称を京都大学保健診療所とし、大学の学生・職員全体の保健管理と診療を行う施設とし、学生部厚生課所属をはなれて、事務局に属することになった。その頃、学内保健管理について議論されるようになり、従来の健康相談という受動的立場のみでは、保健管理という能動的業務を遂行することが実際に困難であること、ならびに、学生以外の教職員にも保健管理や診療を行うためには、学生部の厚生課に属することは、少し筋違いであるなどの理由によるものであった。そして学生健康相談所長宮田はそのまま保健診療所長となり、同時に医学部講師より同助教授に昇任した。また保健診療所は所長の下に3掛長、すなわち、保健掛長、診療掛長、事務掛長を置き、保健と診療の掛長は医師、事務掛長は事務官をもってこれに当てることになった。これによって、当所の機構は確立し、ここにその後の飛躍的發展をなす基礎が作られた。

その頃より、学生の健康を経済的に護るために、健康保険組合の設立が計画され、学生部長井上吉之の熱心な協力を得て、昭和25(1950)年4月より、京都大学学生健康保険組合が発足し、学生部はその事務方面を担当し、当所はその診療方面を担当することになった。

昭和25年5月、従来不十分のままで行われていた職員定期健康診断をはじめて全員につき施行し、その際同時に、従来の結核検診のみならず、40歳以上の職員全員に対して、血圧測定を行った。これら職員の定期健康診断の全員実施、特に血圧測定などは、当時はまだわが国においては行われていなかった。

また同じ頃、歯科の機器を購入して、終戦後一時中断していた所内の歯科診療を開始した。

昭和25年5月、京都大学は宇治に分校を設置した。よって同年10月、この分校に保健診療所の分室を作り、医師と看護婦を派遣することになった。同月、X線間接撮影機を購入した。それまでは、昭和22年焼失以来、附属医院

第1章 事務局

のX線機械を借用して検診を行っていたのであった。

昭和26(1951)年2月、さらにX線間接撮影機を購入して、宇治分室に設置した。

昭和28(1953)年6月、保健掛長藤岡正雄と診療掛長吉田英一は共に医学部助手より同講師に昇任した。その頃、学生保健管理がますます重要視され、定期身体検査の受診率の向上のため、種々なる手段が講ぜられたが、全学生のうち5%内外が、如何にしても受診しなかった。そのため、昭和29(1954)年12月、京都大学健康診断規程を制定した。これには、その年度の健康診断を受けなかった者は、当該年度に施行する学力試験を受けることができないという厳しい定めであった。この規程制定をめぐって多くの反論がなされたが、結局はその後、学生は全員にちかく定期健康診断を受けるようになり、受診率は上昇し、また心配していたような未受検によるトラブルは全然起こらなかった。

昭和33(1958)年4月、学校保健法が制定されたが、これは小・中・高校などのことが主で大学の保健はかなり略されていた。そのためむしろ本学は積極的に大学独自の方法による保健管理事業を計画し、学内衛生委員会に諮って、昭和33年度の定期健康診断に際して、従来の検査項目のほかに、検尿・検便・血液検査などの種々の検査を加えて行った。これなど、現在の全国大学保健管理発展のための大きい基礎資料を提供する結果になったことは、否めない事実である。

昭和33年5月、当所の保健・診療の各掛長は、学内的にそれぞれ科長と称することになり、また事務掛長にも事務主査を当て、これは所長補佐とすることになった。

また上記のように、新しく制定された学校保健法は、大学における保健管理を軽視する傾向が見られた。よって、大学の保健管理を向上させるには、各大学間の横の連絡を緊密にし、共同してこの方面の発展に寄与しなければならないと考えられ、そのため全国大学の保健管理担当者の協議会を開催する気運が高まり、その事務を当所が受け持って、第1回の全国国立大学保健

管理協議会を昭和33年8月、本学において、当所主催で開催した。

その頃より、保健管理における種々の衛生検査が重視されるようになり、かつ、RI(ラジオアイソトープ)取扱者の保健管理のための定期的血液検査なども必要となり、昭和36(1961)年6月、所内に衛生検査室を作り、ここに衛生検査技師が置かれることになった。その翌年、X線取扱者の血液検査をもここで併せて行うことになり、その検査技術者の定員が増加された。

また近年、社会一般の交通事故の増加、あるいはスポーツの振興その他による外傷が著しく増加し、従来のごとき、皮膚科医師の兼務による外科的処置に種々な不便を来すようになった。そのため、昭和37(1962)年10月、皮膚科とは別に、外科および整形外科の専門の医師を所内に招聘することとなった。

昭和39(1964)年7月、所長、助教授宮田尚之は教養部保健体育科教教授に昇任したが、保健診療所の所長は従前どおり併任で続いた。また、その頃より周知のとおり、大学生の精神衛生管理問題がはなはだ重視されるようになり、専門の精神科医師の必要性が各方面で論ぜられ、かくて昭和39年7月、精神神経科を本所内に復活した。これは昭和29年10月、教授三浦百重退官後空席のままになっていた。

昭和40(1965)年2月、診療科長、講師吉田英一はその職を辞し、保健科長、講師北村李軒がその診療科長を併任した。昭和40年7月、北村講師は医学部助教授に昇任した。

昭和41(1966)年4月に国立学校設置法施行規則第29条の3により保健管理センターが設置され、保健診療所とは機構上は分かれることになった。当初暫定的に保健管理センター事務取扱として横田実事務局長が任ぜられたが、同年10月に保健管理センターの初代所長として宮田尚之教養部教授が任ぜられ、引き続き保健診療所長も併任することとなった。その前7月には手狭になった旧図書館事務室跡の保健診療所は保健管理センターの設置もあり、旧電話交換室跡に移転した。同年11月には保健管理センターに対する業務協力に関する暫定措置を定める規程が制定され、保健診療所の職員は全面的にセ

第1章 事務局

センターの業務に協力することとなった。その翌年増築を行い991㎡の広さとなった。

昭和43(1968)年前後より、大学の民主化を求める学生を中心とした運動が全国に波及し、大規模な大学紛争となってここ京都大学にも拡大した。学内の紛争に伴う外傷の手当てなど救急活動で当診療所も多忙になった。特に学生との深夜に渉る団体交渉では、所長以下診療所職員が待機し、不測の事態に備えた。その記事に関しては『京都大学百年史』部局史編3の保健管理センターの章で記されている。

昭和44(1969)年4月大学統合計画に基づき自然科学系研究所の宇治構内移転に伴い、宇治分室を宇治分所に改称した。また、昭和45(1970)年X線間接撮影機の購入など、宇治構内における保健診療の充実を図った。

昭和45年9月に医学部北村李軒助教授が、保健診療所長を宮田教授から引き継いだ。保健管理センターの業務の拡大もあり、同年に事務部門は旧工学部石油化学教室跡に移転した。保健診療所・保健管理センターは現有面積の合計1,320㎡になった。

昭和48(1973)年4月に京都大学分課課程の一部改正により、保健診療所の事務部門が保健管理センターの庶務を当分の間行うことが規定された。

昭和52(1977)年5月に医学部小川隆三助教授が、保健管理センター所長となった北村李軒保健管理センター教授から、保健診療所長を引き継いだ。

昭和61(1986)年5月に医学部森下玲児助教授が、保健管理センター所長となった小川隆三保健管理センター教授から、保健診療所長を引き継いだ。

平成4(1992)年5月に医学部青野充助教授が、保健管理センター所長となった森下玲児保健管理センター教授から、保健診療所長を引き継いだ。永年、大学の中心部に位置する場所で、学生・教職員に対する診療を行う施設として機能してきた保健診療所であるが、学内措置で成り立っている組織上の問題や、設備や教官の研究活動などを問題として、学内に同年7月に保健診療所の在り方委員会が設けられ、保健診療所の今後のあるべき姿について検討されることになった。

平成5(1993)年には、全国の医学部附属病院における機器、薬剤の未払いが社会問題となり、経理の効率化が求められ、医療予算の大幅縮小の余波が当診療所にも押し寄せ、薬剤や消耗医療器具の購入などに支障を来した。

保健診療所の在り方検討委員会の結論として、保健診療所の組織は事務局を離れ、医学部附属病院に属し、主に初期診療をする組織に変わることに決定された。

第2項 現 状

1. 職 員

現在職員としては、医師(歯科医師)は、内科4名(うち保健診療所長1名、検査科長1名、宇治分所1名)、皮膚科1名、眼科1名、耳鼻咽喉科1名、精神科1名、歯科2名の計10名である。そのほか、看護婦7名、薬剤師3名、放射線技師2名、衛生検査技師1名、事務職員8名(うち所長補佐1名、庶務掛長1名、会計掛長1名)、計32名となっている。大阪府熊取町の京都大学原子炉実験所については、昭和39(1964)年10月以来遠隔地のため、現在同所の医師4名を当所に併任して、そこの職員、学生に対する診療ならびに保健管理の実務を委嘱している。また非常勤医師(保健管理センター所属)による内科、整形外科、神経科の診療や、検査、事務などの非常勤職員により診療の充実と円滑化を図っている。

保健診療所における診療および保健管理センターによる定期健康診断、特別定期健康診断など保健管理業務は「京都大学保健管理センターの業務の協力に関する暫定措置を定める規程」により医師、パラメディカル、事務の一致協力した体制で行っており、職員の業務区分は事実上、保健診療所と保健管理センターの間では判然としていない。

2. 施 設

本所の建物は、現在大学本部構内の正門西側車庫隣り2階建ての保健診療

第1章 事務局

所の診療棟と、その北西にある保健診療所事務管理棟に使用している建物（ここは保健管理センターを含む）で、1,320m²を占めている。設備・備品などは医療設備の急激な発達と予算の削減によって陳旧化が著しいが、鋭意これらの更新に努力している。ちなみに備品のうち主なものを列記すれば、以下のとおりである（カッコ内は取得年）。

X線室にはX線間接撮影機3台（昭和47年、昭和55年、昭和57年に更新）、宇治分所にX線間接撮影機1台（昭和45年に購入）、X線直接撮影機1台（昭和53年に更新）、歯科X線撮影機（昭和56年に更新）、パノラマX線撮影装置（平成5年に購入）、以上7台のX線撮影機が現在使用可能である。その他超音波診断装置（平成3年に購入）、自動現像装置（昭和63年）、放射線熱蛍光線量計（昭和59年）がある。

検査室には自動血球計数装置（平成2年に更新）、コニカドライラボ（平成元年）、カーディマックスFX（昭和62年）、脳波計（昭和54年に更新）、エルゴメーター、多要素心電計（平成4年）、シグナルプロセッサ（昭和54年）など、それぞれの診療科には自動赤沈計（平成3年）、中耳アナライザー（昭和62年）、オーディオメーター（平成6年）、鼻咽喉頭用内視鏡（昭和61年）、ニューピアレス（昭和58年）、屈折調節測定器（昭和62年）、オートケラトメーター（平成元年）、スリットランプ（平成2年）、無散瞳眼底カメラ（平成5年）、医療用紫外線照射装置（昭和62年）、歯科治療台（昭和62年）など、かなり高価な検査器、治療器が購入されている。その他、自動身長体重計、自動血圧計、超音波洗浄器、オートクレーブ、自動分包器、各種顕微鏡、電動回転カルテファイルなどの設備・備品を有している。

3. 業 務

本所の業務は、本学学生および職員の診療である。しかし保健管理センターと組織上分離しているものの保健管理業務に多大な労力が費やされている。また保健管理センターに事務組織がないため、統計や事務にもかなり多くの業務が行われている。

a 診 療

臨床各科の診療方面の業務であるが、現在当保健診療所においては、婦人科(平成4年度末までは附属病院医師を嘱託にして相談を受け、必要な場合附属病院にて診療)以外のほとんどの各科の診療が行われている。もちろん対処困難な症例は近郊医療施設および医学部附属病院に送るようにしている。

また定期健康診断後の経過観察や治療で職員、学生の多くが利用している。人間ドックの検査結果に関して医療相談に来所する職員も少なくない。

大学入試センター試験や第2次学力試験における救急待機や処置(往診を含む)を行い、そのほか学内で行われる学会や各種試験の救急待機も対応している。また、学内行事における救急薬の貸し出しも行っている。

本所の年間取り扱い件数は、統計において、昭和16(1941)年度は延べ1万5,837件であったが、戦時中は次第に減少し、昭和20(1945)年度は延べ4,786件に過ぎなかった。それが次第に増加して、昭和25(1950)年度は2万2,139件であった。昭和51(1976)年以降の統計を表2-1-53にまとめた。そしてその総収入は、昭和15(1940)年度約1万円、昭和20年も約1万円、昭和25年度は約20万円程度であったものが、昭和40(1965)年度は約2,000万円、昭和55(1980)年度は約3,200万円で、平成5(1993)年度は約4,300万円と驚くべき増加を示している。

表2-1-53 保健診療所受診者数の推移(昭和51～平成8年度)

年 度	学 生 人	職 員 人	合 計 人	年間診療日数 日
昭和51(1976)年度	15,224	8,305	23,529	289
昭和52(1977)年度	15,318	7,376	22,694	289
昭和53(1978)年度	15,525	7,084	22,609	285
昭和54(1979)年度	15,982	7,338	23,320	287
昭和55(1980)年度	16,421	7,687	24,108	286
昭和56(1981)年度	15,780	6,816	22,596	289
昭和57(1982)年度	17,831	6,866	24,697	288
昭和58(1983)年度	17,612	6,047	23,659	290
昭和59(1984)年度	17,315	5,553	22,868	290
昭和60(1985)年度	17,674	5,269	22,943	287

第1章 事務局

昭和61(1986)年度	17,048	5,355	22,403	289
昭和62(1987)年度	16,085	4,927	21,012	291
昭和63(1988)年度	15,001	5,186	20,187	289
平成元(1989)年度	16,034	5,307	21,341	286
平成2(1990)年度	15,848	5,148	20,996	285
平成3(1991)年度	15,513	5,462	20,975	291
平成4(1992)年度	14,167	5,441	19,608	247
平成5(1993)年度	14,192	5,155	19,347	236
平成6(1994)年度	13,549	5,051	18,600	232
平成7(1995)年度	12,729	4,564	17,293	235
平成8(1996)年度	13,769	4,379	18,148	219

b 保健管理

『京都大学百年史』部局史編3の保健管理センターの章を参照。

また就職用、進学用、奨学生用、体育活動用、入寮用、海外渡航用などの健康診断書および証明書は保健診療所で発行されている。

c 事務

診療に関して大まかな診療統計を行ってきたが、実績報告書としては平成6(1994)年8月にはじめて出版した。

以上は保健診療所の業務の概要であるが、このほか、当所は、宇治構内に分所を設け、医師1名、看護婦1名および薬剤師1名を常駐させて診療に従事させている。

第3項 成果

上記のごとく、当保健診療所においては、永年、京大の学生・職員の保健管理と診療とを行ってきたが、以下その保健的な成果または種々の疾病の変遷などについて少し記してみたい。

学生および職員の保健診療所での年間延べ受診者数を図2-1-4に示した。昭和45年度からのデータであるが、総患者数の減少が見られる。これは主に土曜日の週休による診療日数の減少と保健管理業務の増加(定期健診、特

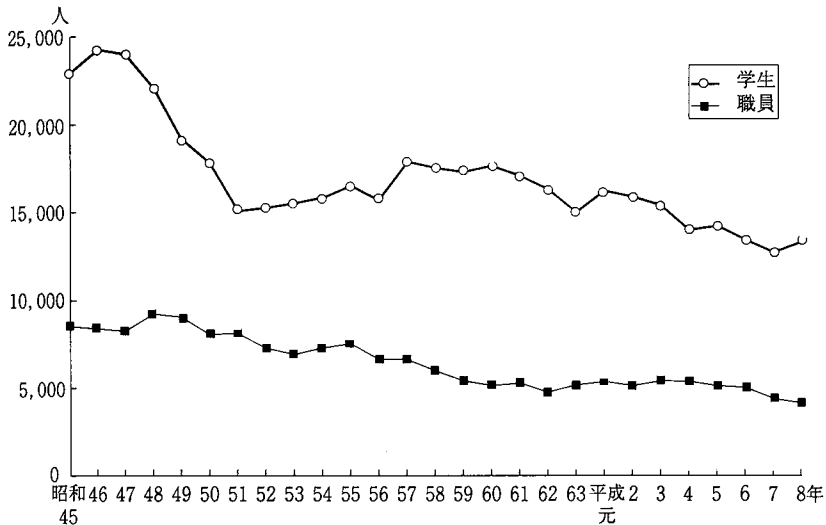


図2-1-4 保健診療所の延べ受診者数

別定期健診の実施に伴う診療休止日の増加)によると思われる。

1. 内科疾患

昭和45(1970)年度からの内科受診者の推移を図2-1-5に示した。

a 結核

本学において、結核管理が実際に行われ始めたのは昭和18(1943)年頃であった。当時いわゆる結核患者は被検学生の全体で、9～10%あり、開放性(排菌)者が約2%、すなわちクラス50名中に1名が喀痰の中に菌を出していた。1回健康診断を行うと休む必要がある者が200名以上あり、結核による年間の死亡者あるいは中途退学者は50～70名、結核による長期休学者は常に数百名も存在した。それが次第に減少した。保健診療所にて診療を行った記録をたどると、図2-1-6で示したように昭和45年度に延べ268名の受診者がいたが、昭和55年度には延べ28名と減り、平成2(1991)年度には延べ2名と皆無に近い状態になった。ところが最近の平成4(1992)年、平成5(1993)

第1章 事務局

年度には延べそれぞれ11名、9名と若干増加した。これらは定期健康診断時や保健診療所を呼吸器感染症で受診した際に偶然発見されるのであるが、激

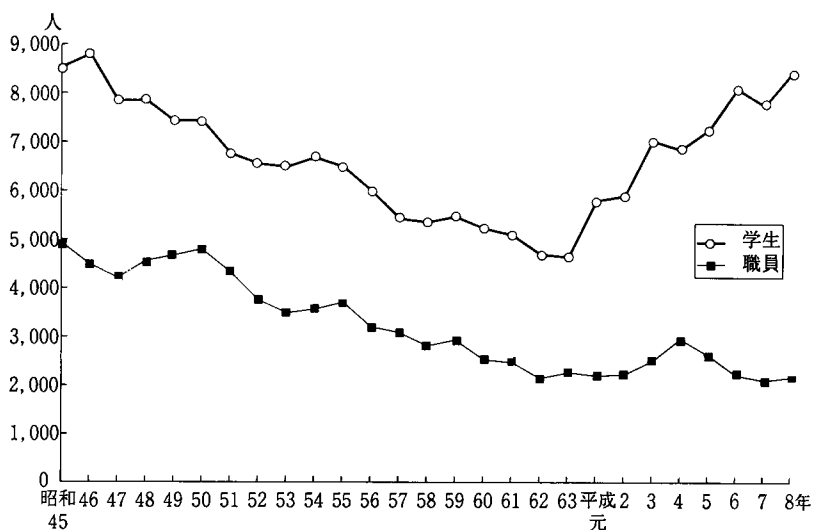


図2-1-5 内科の延べ受診者数

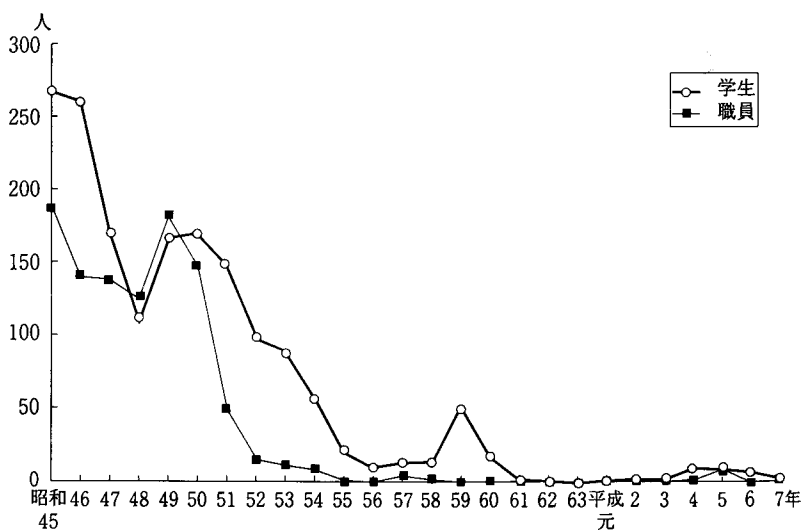


図2-1-6 結核の受診者の推移

減したとはいえ結核に対して油断はできない。

このことは職員においても、学生と同様の経過をとり、昭和24(1949)年度、被検者数約3,000名の職員中結核患者は7.8%で、開放性結核者が0.4%、要休養者が3.0%を示していた。

保健診療所にて診療を行った記録をたどると、昭和45年度に延べ185名の受診者がいたが、昭和55年度には延べ1名と皆無に近い状態であった。ところが最近の平成5年度には延べ6名と若干増加した。最近の発生は結核に対する保健管理の緩い外国からの留学生の増加と結核に対する一般社会の油断とに関係があると考えられ、早期発見に保健診療所、保健管理センターはより一層努力する必要がある。

b 循環器疾患

昭和45年度よりの保健診療所の内科受診者の疾患別推移を図2-1-7、2-1-8で示したが、学生では昭和45年度に延べ248名の受診者がいた。その病名別の詳細に関する記録はないが、初めて受診疾患調査が行われた平成5年度から推察して、心肥大、心悸亢進、先天性心疾患、不整脈、高血圧などが主であろう。受診者は1980年代には年間延べ100名以下に減少したことがあったが、最近再び増加している。職員は定期健診での血圧の測定が行われるため、保健診療所での受診者は大部分高血圧である。平成5(1993)年度の

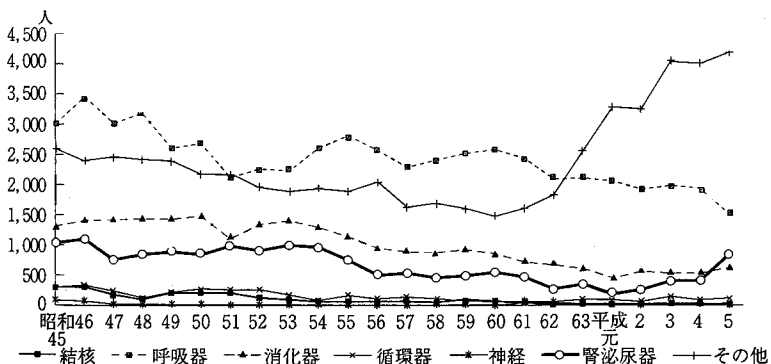


図2-1-7 保健診療所内科における学生受診者の疾患分布

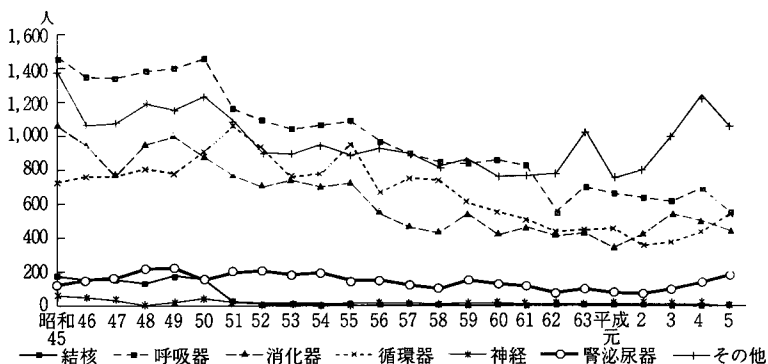


図2-1-8 保健診療所内科における職員受診者の疾患分布

循環器疾患での受診者542名中約9割は高血圧にて治療をしている。定期健康診断時にはさらに多くの要治療高血圧者がいるのであるが、実際に放置したままの職員もかなり見られ、職員に対して一層の啓蒙が必要と思われる。

c 消化器疾患

昭和45(1970)年度以来、消化器疾患で受診する学生は減少し続けている。昭和45年度に延べ1,333名の受診者があったが、昭和55(1980)年度には1,022名、その10年後には596名と激減している。主に急性腹痛や下痢を伴う疾患が大多数を占めるが、消化性潰瘍も少なくない。その減少した原因は不明であるが、食品の衛生管理が良くなったのか、ストレスが少なくなったのか、それとも近隣の医療施設や薬局を利用していることが考えられる。職員の消化器疾患で受診する数は学生ほど減っていない。年間延べ約400名以上の受診者がいる。消化性潰瘍、肝胆道系疾患など多彩である。

d 腎臓泌尿器疾患

毎年の定期健康診断にて尿潜血、尿蛋白を検査し、要注意者は呼び出しをするため、腎臓、尿路疾患の受診者は多い。学生では昭和45年度延べ1,041名の受診者がいた。1980年代にこの疾患の受診者がかなり減ったが平成5年度は779名と増加している。起立性蛋白尿も多いが尿路結石症もあり、慢性腎炎など嚴重な経過の観察と治療を必要とする疾患もかなり見られる。職員

においても同様であり、昭和45年度延べ114名の受診者、平成5年度は185名と増加が見られる。

e 呼吸器疾患

保健診療所内科が取り扱う疾患の3割から4割を常に占めている。大半が急性上気道炎である。ここ保健診療所が大学の中心部に位置して勉強あるいは勤務しながら気軽に診療を受けられる点で存在意義があるのかもしれない。

f その他の内科疾患

糖尿病などの代謝疾患や貧血の精査加療などがある。学生における受診者数はそれほど多くない。しかしながら、職員において糖尿病、高尿酸血症、高脂血症などいわゆる成人病が多く、増加の傾向にある。また学生において定期健康診断以外に、新たに健康診断を求める学生が最近急増している。多くは能動的受診者ではなく、外部団体からの依頼によるものである。

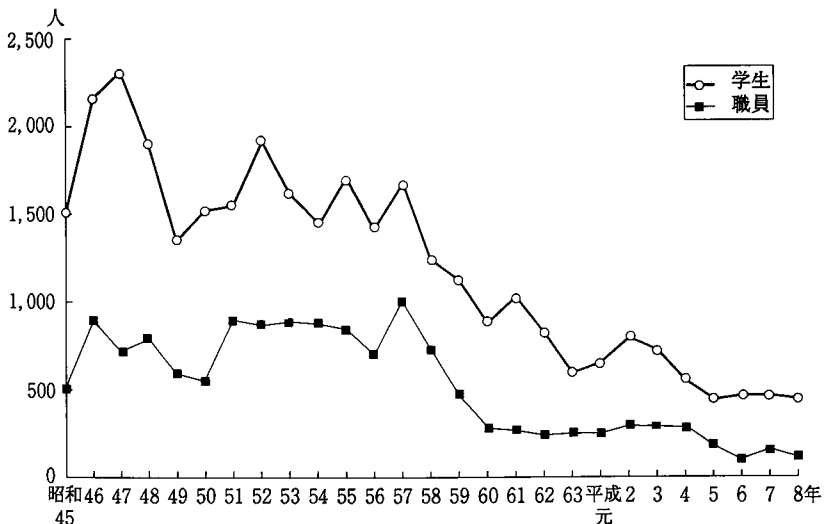


図2-1-9 外科の延べ受診者数

2. 外科疾患

外科にかかる受診者数の推移を図2-1-9に示したが、外科においては外傷、捻挫など整形外科的疾患の処置が大半である。外傷は突発的に起こるため診療日が少ない外科においては受診者に不便をかけていると思われる。昭和45(1970)年度からたどれば外科受診者は激減している。

3. 皮膚科疾患

アトピー性皮膚炎、湿疹、尋常性疣贅、白癬症のため利用している受診者は多い。図2-1-10は皮膚科にかかる受診者数の年度別推移である。皮膚科だけにいえることではないが、近年の効力の良い治療薬が開発され、その薬価が高価になってきたため、学生における治療費特に薬剤費の10割負担は重く、継続治療を社会保険診療で受けられる他の医療機関に依頼することがしばしばある。

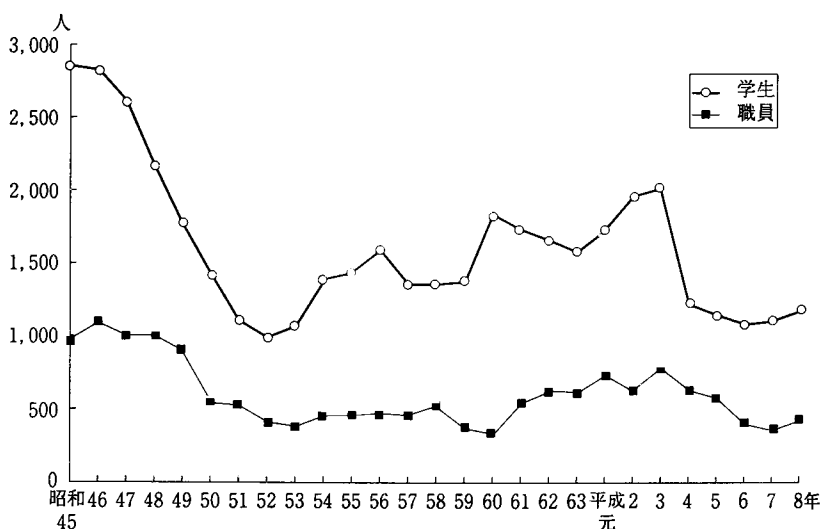


図2-1-10 皮膚科の延べ受診者数

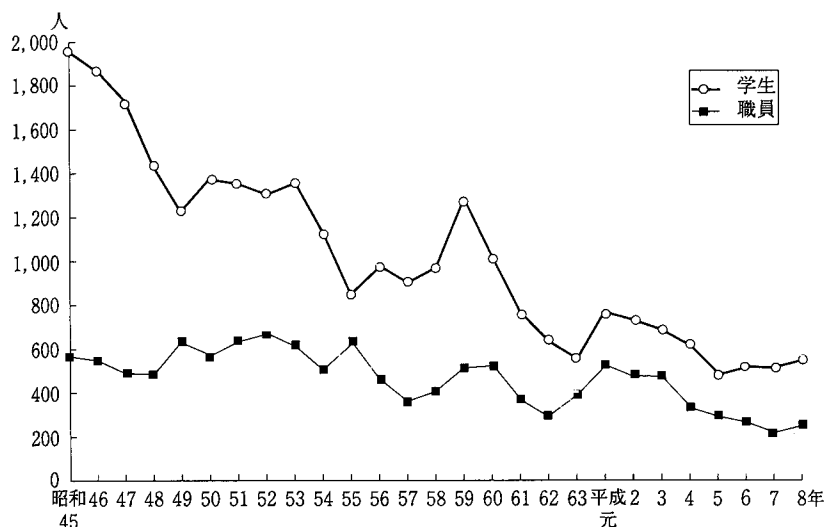


図2-1-11 眼科の延べ受診者数

4. 眼科疾患

VDT 健診者の増加などで休診にすることが多くなった。図2-1-11で示すように、昭和45年度の延べ受診者数は学生、職員それぞれ1,970名、570名であり、平成5(1993)年度ではそれぞれ489名、282名とかなりの受診者の減少が見られる。平成5年における眼科疾患の内訳は屈折異常、結膜炎、麦粒腫と学生、職員ともに多く見られ、学生はこの疾患だけで7割をしめている。職員はそのほかに眼底出血(約1割)、緑内障、白内障など眼科的成人病も多い。

5. 耳鼻咽喉科疾患

他科でも同様であるがアレルギー性鼻炎のようにアレルギー疾患が増加してきている。年間受診者数は平成5年度学生で延べ920名、職員745名であった。図2-1-12のように職員の受診者数の増減はここ25年間あまりないが、学生は半減している。

第1章 事務局

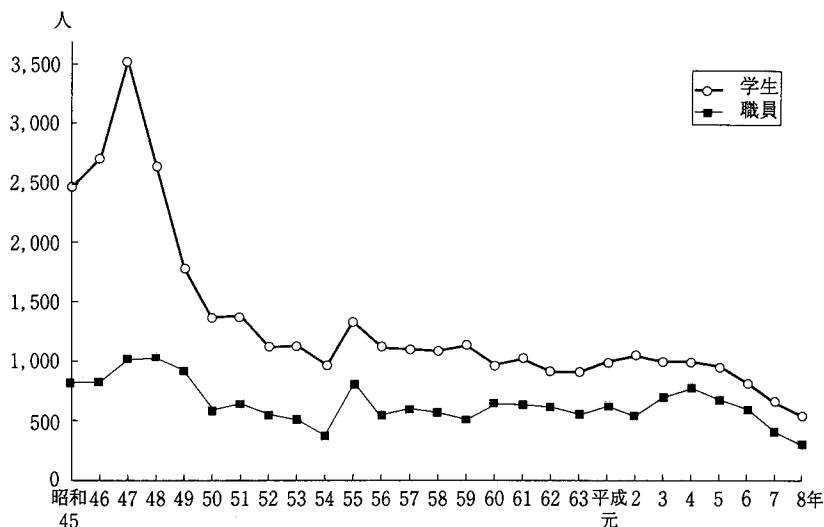


図2-1-12 耳鼻咽喉科の延べ受診者数

6. 歯科疾患

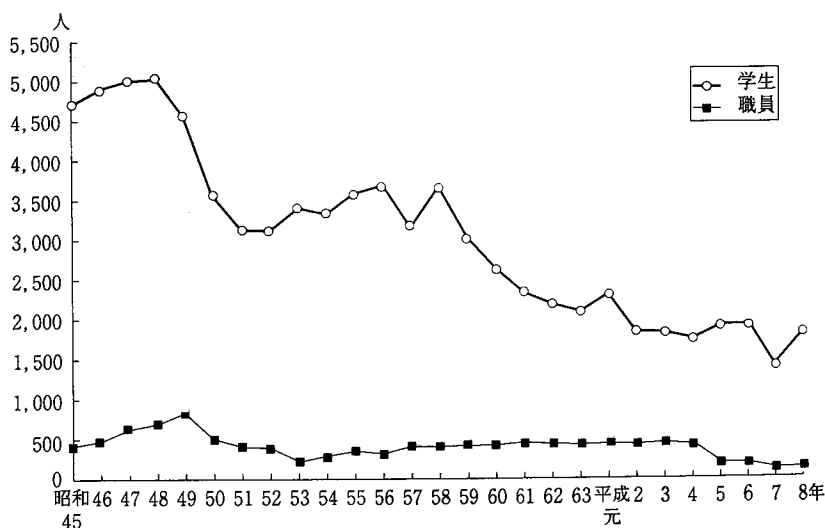


図2-1-13 歯科の延べ受診者数

最近予約制をとっているので、学生の受診者数は延べ約2,000名と20年前の5,000名から見ると、図2-1-13のとおり減少が著しい。器械の老朽化と、学生の診療費用など問題点が多い。う歯の早期治療のために、定期健康診断に歯科検診をとり入れれば、口腔衛生の意識が高まり、受診者数が飛躍的に伸びると考えられる。

7. 精神神経疾患

近年、精神衛生の問題が、非常に重要視されるようになり、本所においては、精神神経科医の直接面接により診断および治療を行っている。受診者数も減ることはなく、図2-1-14のように学生においては昭和45(1970)年延べ1,095名であったが、平成5(1993)年は1,201名であった。一時3,000名を超える年度もあった。保健管理センターの学生懇話会のスタッフと連携して診療やカウンセリングを行っている。実際自殺を予防し、非行や暴力を防止し得たと考えられる例は相当多い。

以上のごとく、当保健診療所は、わが国においては、この種のものとして

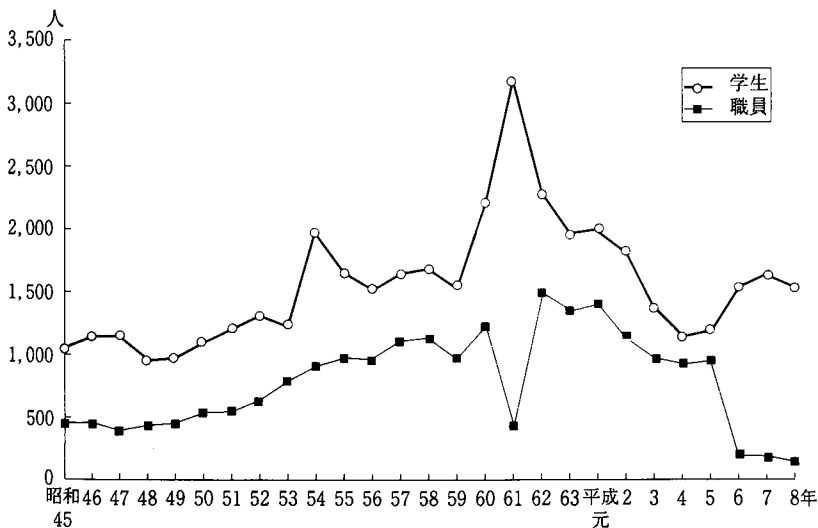


図2-1-14 精神神経科の延べ受診者数

第1章 事務局

は最も古く、最も大きい規模と内容を持っていて、最も多くの成果をおさめている。本施設が総合診療施設となっている点で学生や職員が利用し易い状態になっており、学生懇話室との連携の下で、生活・進路指導ができるという点でうまく機能している。

要覧および『京大広報』にて当施設の紹介ならびに保健の啓蒙を定期的に行っているが、健康教育の一環として全学共通講座「健康科学概論」を保健管理センターと共同で提供している。最近の傾向としては、受診者の中で、留学生や外国からの研究者が増加しており、疾病の国際化への対応が迫られている。海外への留学・出張や帰国者に対する保健指導や治療の件数も増加している。今後ますます、その内容の充実と事業の拡張を行い、もって本学学生・職員の健康の保持増進を図りたいと考えている。